令和４年６月１５日（水）　　場所　委員会室

〇出席委員

委員長	遠藤　直弘	委員	藤江　竜三
副委員長	重松　朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原　幸雄	〃	上村　和子
〃	小口　俊明		

◇

〇委員外出席者

陳情者	池田　真澄	陳情者	多和田栄治
〃	館野　公一		

◇

〇出席説明員

市長	永見　理夫	健康づくり担当課長	橋本　和美
副市長	竹内　光博	(兼)新型コロナウイルス	
教育長	雨宮　和人	ワクチン接種対策調整担当課長	
		新型コロナウイルス	古川　拓朗
政策経営部長	宮崎　宏一	ワクチン接種対策室長	
市長室長	吉田　徳史		
政策経営課長	簑島　紀章	生活環境部長	黒澤　重徳
資産活用担当課長	小宮　智典	（兼）防災安全担当部長	
行政改革担当課長	山本　俊彰	（兼）健康福祉部参事	
（兼）情報政策担当課長		まちの振興課長	田代　和広
課税課長	波多野敏一	（兼）特命担当課長	
行政管理部長	藤崎　秀明	道路交通課長	中村　　徹
総務課長	津田　智宏	富士見台地域まちづくり担当課長	三澤　英和
情報管理課長	吉田　公一		
（兼）新型コロナウイルス感染症		教育次長	橋本　祐幸
自宅療養支援室主幹		教育総務課長	石田　　進
職員課長	中道　洋平	教育施設担当課長	島﨑　健司
防災安全課長	松平　忠彦	（兼）新学校給食センター	
検査担当課長	江村　英利	開設準備室調整担当課長	
		教育指導支援課長	市川　晃司
健康福祉部長	大川　潤一	指導担当課長	川畑　淳子
地域包括ケア・健康づくり	葛原千恵子	市立学校給食センター所長	土方　　勇
推進担当部長		（兼）新学校給食センター	
生活福祉担当課長	左川　倫乙	開設準備室事業担当課長	
健康増進課長	高橋　　昇	公民館長	清水　　周

選挙管理委員会事務局長　玉江　幸裕

◇

○議会事務局職員

議会事務局長　　内藤　哲也
議会事務局次長　　古沢　一憲

◇

○会議に付した事件等

１．議　　題

(1) 陳情第11号　国民の祝日「海の日」を７月20日に固定化する意見書の提出を求めることに関する陳情

(2) 陳情第12号　「都立高校入試へのスピーキングテスト導入の延期および再検討を求める意見書」の提出を求める陳情

(3) 陳情第13号　新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所は１階に設置予定と聞いているが、近年激甚化する自然災害を考慮した際、浸水何ｍまで防災備蓄倉庫としての役割・機能を発揮することができるのか当局に具体的に確認を求めるとともに、国立市正規職員に対し、政策立案の際、危機管理学的観点における防災並びにリスクマネジメントの視点を持ってもらいたいため、防災並びにリスクマネジメント研修の実施を求める事に関する陳情

(4) 陳情第14号　富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情

(5) 陳情第15号　国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情

(6) 第29号議案　国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例案

(7) 第30号議案　国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(8) 第33号議案　令和４年度国立市一般会計補正予算（第３号）案
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費）

２．報告事項

(1) 都市間交流事業について

(2) 令和３（2021）年度施策等評価結果報告書及び市の対応について

(3) 地方公務員法の改正に伴う定年延長について

(4) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審　査　結　果　一　覧　表

番　　号	件　　名	審査結果
陳情第１１号	国民の祝日「海の日」を７月20日に固定化する意見書の提出を求めることに関する陳情	４．６．１５ 不　採　択
陳情第１２号	「都立高校入試へのスピーキングテスト導入の延期および再検討を求める意見書」の提出を求める陳情	４．６．１５ 採　　択
陳情第１３号	新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所は１階に設置予定と聞いているが、近年激甚化する自然災害を考慮した際、浸水何ｍまで防災備蓄倉庫としての役割・機能を発揮することができるのか当局に具体的に確認を求めるとともに、国立市正規職員に対し、政策立案の際、危機管理学的観点における防災並びにリスクマネジメントの視点を持ってもらいたいため、防災並びにリスクマネジメント研修の実施を求める事に関する陳情	４．６．１５ 不　採　択
陳情第１４号	富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情	４．６．１５ 採　　択
陳情第１５号	国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情	４．６．１５ 不　採　択
第２９号議案	国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例案	４．６．１５ 原案可決
第３０号議案	国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案	４．６．１５ 原案可決
第３３号議案	令和４年度国立市一般会計補正予算（第３号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費）	４．６．１５ 原案可決

午前１０時開議

○【遠藤直弘委員長】　おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る４月１日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】　おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

令和４年４月１日付人事発令によりまして、出席説明員に変更がございましたので、市長部局の出席説明員について御紹介をさせていただきます。

最初に、政策経営部でございます。資産活用担当課長、小宮智典でございます。

次に、行政管理部でございます。情報管理課長、吉田公一でございます。職員課長、中道洋平でございます。検査担当課長、江村英利でございます。

次に、健康福祉部でございます。生活福祉担当課長、左川倫乙でございます。健康増進課長、高橋昇でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、古川拓朗でございます。

次に、生活環境部でございます。まちの振興課長、田代和広でございます。

次に、都市整備部でございます。道路交通課長、中村徹でございます。生活環境部まちの振興課長と兼任になりますが、特命担当課長、田代和広でございます。富士見台地域まちづくり担当課長、三澤英和でございます。市長部局は以上でございます。よろしくお願いします。

○【遠藤直弘委員長】　続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育次長。

○【橋本教育次長】　続きまして、令和４年４月１日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

教育総務課長、石田進でございます。公民館長、清水周でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　以上で、説明員の御紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、退席していただいて結構でございます。

それでは、議題に入ります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

議題(1) 陳情第１１号　国民の祝日「海の日」を７月20日に固定化する意見書の提出を求めることに関する陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第11号国民の祝日「海の日」を７月20日に固定化する意見書の提出を求めることに関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】　日本共産党は、この陳情に反対の立場から意見を述べます。

海の環境や資源について考えたり、海に親しむ機会にするために、国民の祝日として「海の日」を設けること自体には賛成でしたが、７月20日にすることは反対でした。しかし、７月20日から７月の第３月曜日に改められる改正には賛成を致しました。

７月20日を海の日とすることに反対した理由は、この日が戦前の海の記念日に由来しているからで

あります。戦前の海の記念日を設けたのは、真珠湾攻撃で対米英戦争を開始した1941年で、決定的になる戦時体制を必要とし、何よりも国力を充実すべき海の記念日は、かように堅実なる国力の充実を図る契機とたらんとするためでありました。戦争の遂行上、海上輸送で船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者だけでなく、国民こぞって支援の雰囲気をつくる狙いもありました。1876年７月16日に青森、北海道方面に巡幸し、20日に横浜に帰った明治天皇の行動に着目し、20日を海の記念日に決めたのです。

こうした日を戦後に引き継いで、国民の祝日とすることはふさわしくありません。７月の第３月曜日に改める改正は、従来から我が党の主張に合致する上で、３連休の増加は労働者にとって強い要求であること、レジャー等の関連団体の合意も得られていることなどの理由で賛成いたしました。今回の陳情については、以上の理由で反対と致します。

○【稗田美菜子委員】　不採択の立場で討論させていただきます。

国民の祝日は全部で16日ありますけれども、平成15年の法改正によって移動する祝日、いわゆる何月の第何月曜日となるようなものが４つとなりました。成人の日の１月の第２月曜日、それから、海の日の７月の第３月曜日、敬老の日の９月の第３月曜日と旧体育の日の、スポーツの日となりました、10月の第２月曜日。海の日だけ日にちを固定化するということは、もともとの発想とも異なると思いますし、ほかの３つの祝日との整合性も図れないと考えますので、本陳情については、不採択とさせていただきます。

○【上村和子委員】　私も不採択の立場で討論いたします。

今回、陳情で、海の記念日というのが、明治９年に「明治天皇が東方地方に巡幸した際、灯台視察船『明治丸』で航海し、同年７月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定された」というふうに陳情文に書いてありました。私は、これがなぜ海の記念日になったのか、これだけでは分かりません。これがなぜ国民の祝日になったのかも、これだけでは分かりません。むしろ、その後、平成に入って海の日となって、７月20日は海洋基本法が制定されて成ったということについてからは何となく分かるような気が致します。それをまた大本の、海の日の大本を大事にした戻り方をしてほしいというこの陳情の趣旨には私は反対です。

むしろ、海の日というのは、今国民にとっては、夏が来た、海に行きたい、海を感じる最初の瞬間になると思っております。そういう意味で、私はそもそも、日本はバカンスが少な過ぎると思っています。大人の休みが少な過ぎます。子供が夏休みになっても、大人はなかなか夏はお盆休みもちょっとしか取れません。そういう中で、夏に連休として土、日、月というふうに20日辺りを３連休にするということはとてもいいことだと。本当にハッピーデーになると思っています。

そういう意味でも、私は今のほうがいいと思っています。よって不採択と致します。

○【重松朋宏委員】　私も本陳情は不採択とします。３つの理由があります。

１つは、復古主義的で、戦前の天皇制国家を引き継ぐものであるということです。そもそも国民の祝日の大半が戦前の天皇絡みの、いわゆる旗日を看板だけ変えて戦後に復活させたものであります。この海の日は、1941年海の記念日、これは海洋思想の普及宣伝を図り、もって皇国の発展に資せんことを期するために制定された日であります。それを1995年に復刻したものです。海の日を祝日という形で国民の祝日とすること自体は反対ではありませんけれども、固定化するのであれば、この日でなくてはならないということはないと思います。国連の世界海洋デー、６月８日でもよいのではないかと考えます。

次の理由が固定化によって７月に唯一ある３連休がなくなるということです。とりわけ働いている市民にとって不利益になります。今世紀から始まったハッピーマンデー、年４回のハッピーマンデーですけれども、国民の間に定着していると考えます。

３つ目の理由は、７月に３連休がなくなることについて、日本旅行業協会、日本観光振興協会など観光業界がこぞって反対しているということです。年４回のハッピーマンデーについては、世論調査で国民の過半数が支持をしており、そのうち、海の日を含む３連休による経済効果も2,000億円に上ると試算をされております。

よって、定着されている７月第３月曜日の海の日を固定化することについては受け入れられないので、本陳情は不採択としたいと思います。

○【小口俊明委員】　本陳情に不採択の討論を致します。

我が国は海に囲まれ海洋国家であります。このことは揺るがない事実であります。平成８年７月20日に制定された海の日にも歴史があります。戦争には反対を致します。

一方、月曜日を国民の祝日とすることによって、土曜日、日曜日と合わせた３連休とし、余暇を過ごしてもらおうという趣旨で制定されたハッピーマンデー制度も定着をし、現代の働き方となっております。我が国の対外的利益と権利を守っていくためには、たゆまぬ外交努力が不可欠でありまして、国には確固たる外交政策を展開していただくことを期待しております。

以上の意見を申し上げ、本陳情は不採択であります。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

議題(2) 陳情第１２号　「都立高校入試へのスピーキングテスト導入の延期および再検討を求める意見書」の提出を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第12号「都立高校入試へのスピーキングテスト導入の延期および再検討を求める意見書」の提出を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり資料配付をしたいとの申出がありますが、これらを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。よろしくお願いします。

○【池田真澄陳情者】　おはようございます。陳情しました池田真澄と申します。富士見台１丁目の在住です。

この都立高校入試へのスピーキングテスト導入の問題については、もちろん都レベルの問題なんですけれども、最も市民の近くに利益を代表していらっしゃる市議の皆さん、とりわけ総務文教委員の皆さんにはこの問題を取り上げていただきたいということで、今回お願いしました。

そして、このスピーキングテストなんですけれども、今年度の11月27日にスピーキングテストを行

って、来年度の都立高校の入試に使うという計画です。言うまでもなく、生徒のスピーキング力、英語力を発達させるということは大切な課題です。そのために学校現場でも、授業の中で様々な教育実践を進めております。しかしながら、今回の高校入学試験にスピーキングテストを導入するということについては、様々な問題点が浮かび上がっています。この問題点が非常に大き過ぎるのでこの陳情をしたわけであります。

そして、私のほうから意見書の原案ということで出させていただきましたものには７点を挙げてあります。総務文教委員の皆さんにはお一人お一人説明を申し上げたんですが、その中で、これはどうかという御意見も頂きましたので、それも受け入れさせていただいて修正してあります。

１点目が、入試というのは１点差で合否が決まるものですけれども、この８万人、都立全体でですね、もの中３の採点を、45日で１点のぶれもなく公平に行うことができるのかということについての疑問です。

それから２点目が、フィリピンで行われるという採点が、どういう業者のどういう人たちが行うのか具体的に明らかにされていません。都教委も一応答弁はしているんですけれども、例えばＴＥＳＬという資格を持っているとか言っているんですけれども、このＴＥＳＬは教えるための資格でありまして、採点を緻密に行うということではありませんので、それだけでは説明になっていないと思います。

３点目が、調査書の内申点について、いわゆる主要科目、国語、社会、数学、理科、英語の満点が、内申点、調査書点が23点換算なんですけれども、英語の１技能であるスピーキングテストだけで20点というのが今回の制度なんですね。そうすると、英語だけで23プラス20、43点となってしまいます。こういうアンバランスな配点がいいんだろうかということです。

それから、次の４点目が、不受験者に対して……。あ、これちょっと後で言います。

５点目、都内の中学生の個人情報が、過去に情報漏えいを起こした民間事業者に委ねられますが、これは大丈夫なのかと。また似たテストが教材として商品にしているこの事業者の利益誘導にならないのかという点があります。

６点目が、スピーキングテストは一対一の会話の練習がとても効果的なわけなんですけれども、これに対して、そういう生徒に対しては有利に働くわけですよね。ところが、家庭の経済事情でそういうことができない家庭にとっては格差につながっていく。つまり、経済格差がこのテストの点の格差につながっていくという点で問題があるというふうに思います。

７点目が、授業では間違いを恐れずに話そうというふうに指導しているのに、入試で発音・文法が評価基準に入っているということから、生徒が萎縮して話すことそのものを避ける生徒が増えてしまうのではないかと、こういう問題点があります。

陳情の内容についてはそこのことなんですけども、このスピーキングテストの実態が分かるに従って、問題点がどんどん出てきています。例えば１つは、この同じ会社が行ってきたテストは、ＧＴＥＣというテストがあるんですけども、これともうほとんど同じです。ほとんど同じと言って差し支えない。多少似ていても違いますというふうに都教委は言っているんですけども、ほとんど同じと言うことができます。実はこれ、既に都内の９つの区市では実施しているんですね。そして、それはこの近辺で言いますと、多摩市とか町田市とか福生市とかなんですけれども、この国立は実施していません。そうするとこれ、同じスタートラインのテストにはならないということですね。既に中学校でやっているわけですから、問題がとても大きい。不公平であるというふうに思います。

そして、新たに分かってきたことですが、さっき不受験者の問題について、この陳情内容にもありますけれども、都教委はスピーキングテストの不受験者には、２月の本試験ですね、リスニングと筆記試験があるんですけども、その点数から割り出すことができると。換算した点数を入れるというふうに言っています。その前後の受験者の平均点から割り出すというふうに発表されているんですが、こういうふうに入試が本人の力ではなくて、周りのほかの生徒の力で決まってしまう。こんな入試制度というのは聞いたことがないですね。これが１つの大きな問題だと思います。文科大臣が「釈然としませんな」と答弁したのも当然だと思います。

それから、新たに判明してきたことで、このテストが入替え制なんです。当日、そのテストの会場に行きますと、前か後ろか、前半組か後半組かを言われて、そして、その間には20分間のトイレなどの休憩というのがあるんです。そうすると、今年も共通テストでありました、問題の漏えいの問題ですね。これ、やっぱり中学生ですから、「ねえねえ、どんな問題が出た？」とか聞きたくなるのが人情ですよね。そして、何となく、こんなもんだよとちょっと教えたい気持ちになるのも当然ですよね。そういうことが恐らく、もちろん同じトイレを使わせるとかはしないと思いますが、今、携帯がありますし、最近も一橋大学で不正入試の問題がありましたよね。ほんの１週間ぐらい前ですかね。そういうことを考えると、そういう漏えいの機会を与えてしまうやり方そのものが間違っているんです。入試というのは、同一の時間に同一の問題で行うというのが、これ原則ですから、これを破ったような試験の制度設計をすること自体がおかしいというふうに思います。

ですから、そういう問題点を考えると、本当にこのスピーキングテストとその結果を入試に組み込むと、入試の点数に入れるという問題については非常に問題が大きい。とても入試制度の制度設計としては破綻しているというふうに思いますので、ぜひ皆さんの御意見で都教委のほうに、これは問題点が多過ぎるということで意見書を提出していただきたいというふうに思うものです。

私のほうから、取りあえずの説明とします。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　ありがとうございました。陳情者には事前に大変丁寧に説明をしていただいて、パワーポイントの資料も頂きまして、私は初めて英語教育について勉強させていただいたというふうに思っています。

今まで日本の学校教育の中の英語教育について、陳情者は元高校の教員もされていて、その後大学でも教えておられるということでスペシャリストでもあられますけれども、本来の目指すべき英語教育に照らして、このスピーキングテストがなぜ問題なのかということをもう少し分かりやすく説明していただくことは可能でしょうか。

○【池田真澄陳情者】　今御紹介いただきましたように、ずっと高校、大学で教えてきたものですから、生徒、学生の英語力をつけて、そして、とりわけ話す力をつけたいという願いは大変強いものがあります。ただし、その力をつけるためには、なかなか時間がかかるんですね。英語という言語は、大変日本語とは違う言語ですし、それから日本という国は、英語をふだん使わなくても全く支障がなく暮らしていける国です。これはある意味幸せなことなんですけれども、そういう中でこの英語を話す力を身につけさせるということには大変時間がかかります。俗説で言う、一般で言えば、二千数百時間から3,000、あるいは4,000ぐらいの時間を挙げる人もいますが、大変時間がかかるんです。中学校、高校の授業時間は1,000時間に満ちません。1,000時間以下です。したがって、そういう短い時間の中で十分な英語力をつけさせるということは無理なんですね。まずそのことを押さえていただきた

い。

とりわけ中学校では、せいぜい520時間ぐらいの授業時間ですから、その中で当意即妙に受け答えができるような話す力をつけるというのは無理なんですね。そのことをまず押さえていただいて、そのためには単語を学んだり文法を学んだり、相手といろいろやり取りをしながら、すごく基礎的な会話の練習も入れて勉強していくということがとても大事になっています。そのために、やっぱり本当に自分が話したいこと、自分が、いわゆる自己表現ですね、言いたいことを話せるような練習をだんだん積み重ねていく。その前に書くことも大事ですよね。書くことの前にもっと大事なのは、読んだり聞いたりすることです。それがなければ話すことにはつながりませんので。そういったことを身につけさせる時間を十分に中学校で保障をして、基本的な力を身につけさせたいというふうに思うものであります。

その点で、あんまり性急に中学校卒業段階で発音がどうだ、文法がどうだということでマイナス点をどんどん積み重ねるようなプレッシャーを与えるようなテストをやるということは、マイナス面のほうが大きい。プラスの面に感じる生徒がいないとは言いませんけども、マイナス面のほうが私は大きいんじゃないかと。やっぱり先ほど申し上げたように、萎縮して、発音なんて日本で生まれれば、日本語の中で育てば、どうしたってある程度は日本語の影響、母語の影響は必ず受けるわけです。そのことよりもやっぱり大事なことは、相手と通じることですよね。通じるような英語を話せる。ですから、こういう採点基準の中に、これ発音が採点基準に入っていますから、子供たちはそれを気にせざるを得ないわけですよ。先生方もそうなんですよね。ですから、そういうことをあまり早い時期にやるのは得策ではないというふうに私は思います。もっとそれよりも、相手と話して通じる喜びとか、同じ感じなんだな、自分の言ったことが分かってもらえた、そういうような教育を進めることが特に初歩の段階では大事というふうに考えています。

○【上村和子委員】　ありがとうございます。今まで日本の英語教育というのが、陳情者がお書きになった文章の中に、日本人が日本語を小さいときから覚えていくのと途中から英語を学ぶというのは、実は逆なんだと書かれているところがあります。言葉を知り、単語を知り、そして最後にしゃべりに入ってくるという、しゃべりながら覚えていくものとは違う形で取得していくものであるというふうなお話のところがありました。なるほど、そうなのかということを思って、それで間違いを恐れずに話すこと、萎縮しないで話すこと、コミュニケーションのツールとして言葉を覚えていくこと、それが時間はかかるので、それをゆっくりじっくり楽しみながらできる、そういう英語教育をやってきた、これはそういうことではなかったかと思います。それを根底から覆す今回の英語スピーキングテストで――ちょっと確認しますが、この英語スピーキングテストの中の発音というのは、基準が正しいか間違っているかという基準になって採点されると書かれてありますけど、それでよろしいんですか。

○【池田真澄陳情者】　より正確には、プレテストを３回やっていまして、規模が小さいので皆さん御存じなかったと思うんですけれど、最初の２回は母語の影響をどのくらい受けているかで、それをやや受けているとか、非常に受けているとか、そういうことで段階、点数をつけられていたんですよね。

令和３年、３回目にはそれに対する批判があった、耳にしたんだろうと思いますが、正しいかどうかというふうに変えました。だけども、正しいというふうに言っても、同じようなことなんですね、結局は。じゃあ、正しい発音って何と聞かれたら、皆さんどうお考えになるでしょうか。大体の人は、ネーティブのように話すのが正しいと思いますよね。それを基準にされちゃうと、やっぱり同じこと

なんですね。母語、日本語っぽい発音だったらやっぱりマイナスにするよということになるわけです。ですから、それはやっぱり得策ではない。本当の日本人が話す英語としては、母語の影響を受けてあったっていいんですよ、これ。それよりもちゃんと通じる、相手に分かってもらえる意思疎通させることができるような英語の力を身につけさせるということが大事です。

○【上村和子委員】　つまり、そもそもこの発音の審査基準そのものが無理があるというか、何が正しいのかが分からないのに基準をつけているという、そのままになっているということで、それは世界の常識からも既に遅れているというようなお話を陳情者から伺いました。世界では、ワールドイングリッシュという言葉があるんですと。インドではインドで、そして日本では、そういうふうに、英語というものはいろんな捉え方があって多様であるというのが世界の常識なのに、正しい基準を設けていく、設けて採点するようなのは、世界的な潮流の中でも外れているんだということを私は学ばせていただいたような気がしますけど、私の解釈はそれで当たっていますか。

○【池田真澄陳情者】　そのとおりであります。

○【重松朋宏委員】　今のやり取り聞かせていただいて、大変考えるところありました。陳情を出していただいてありがとうございます。

今の質疑聞いていますと、高校の、特に公立高校の入試に英語のスピーキングを導入すること自体にちょっと否定的なニュアンスを受けたんですけれども、陳情はスピーキングテストを導入するな、ではなくて、延期及び再検討というふうになっております。高校入試に英語スピーキングテストを入れることについてどうお考えなのか。こういう形であれば、ありなんじゃないかというようなお考えがあったら、伺えたらと思います。

○【池田真澄陳情者】　これ、スピーキングテストは何種類もあるので、ある程度区分けして考えないといけないんですけれども、スピーキングテスト一般については、やる価値もあるし必要性もあると思っています。目的に応じてそれは個人が受ければいいことですね。ただし、この東京都の中学校スピーキングテストに関しては、プラス面よりもマイナス面が大きいと思います。話す力をテストする、はかるというのは大変複雑で、簡単ではないんですね。ですから、ある意味、開発途上と言っていい段階です。ですから、このスピーキングテストを専門に扱っている専門家でも、まだ自分の大学で学生を相手にしながらだんだん研究を積み重ねて、実績を上げつつある段階なんですよね。ですからなかなか、まだまだミスも多いし、十分な結果が出ていないというのが現実だと思います。

そして、さらに今回の問題に関しては、はっきりしているのは、その結果を都立高校入試に使うための制度設計には問題点だらけというふうに私は見ています。ですので、私個人としては中止にしてほしいんですけれども、先ほど申し上げたように、制度設計の面で入試として使えないということがあるので、取りあえずは延期をして、再検討するということをお願いしたいというふうに考えています。

○【重松朋宏委員】　ありがとうございます。確かに、テスト一般というのは、どれくらい習熟しているのかというのをはかるために大事なことだと思いますが、それが公立高校に入るための点数にされていくことで、テストそのものの位置づけが変わってくるのかなと思います。テストが変われば、今度はその前の中等教育段階での英語教育が変わってくるんじゃないかと懸念するんです。それがよい方向に変わるのであればいいんですけれども、もしこのスピーキングテストが導入されていったら、公立学校での、中学校での英語教育というのがどう変わっていってしまうのかというのは正直不安なところがあるんです。もし何か御知見がありましたら伺えたらと思います。

○【池田真澄陳情者】　おっしゃったように、このテストが実施されるようになれば、当然、入試が関わってきますから、生徒、あるいはその先生、あるいは保護者も含めて、このテストでまずいい点を取らなきゃというふうに思うのは当然ですよね。そのときに、どうしても授業がそうなってくるとテスト対策になってしまうと。このテストの特徴は何かというと、一方的にタブレットに向かってしゃべるテストなんです。ところが、本来のコミュニケーションというのは、相手がいてやり取りをして、相手の気持ちを酌み取って、何を答えたらいいか考えて、そして自分の気持ちをまとめる。そして、自分の言いたいことを相手に伝えると。これが本当のコミュニケーションですよね。

ところが、先ほどのようなテストですから、一方的にしゃべるテスト。そのテストでいい点を取るためには、決まったこういう答え方をすればいいみたいなことが、それを練習するための授業がより広まっていくわけですよね。ですから、私はそういう何か決まった定型を、パターンを練習するような英語では本当のコミュニケーションの力はつかないというふうに思っています。もちろん、そういう本当のコミュニケーションの一部にはなり得る可能性はあるんですけれども、そこにばかり気を取られてしまうと、やっぱり本来のコミュニケーションというものの力は育たないというふうに思っています。

○【高原幸雄委員】　英語のスピーキングテストの問題で陳情を出していただいて、ありがとうございます。

今日頂いた資料の中で、今も重松委員の質疑でも触れられておりました問題点の２点目のところで、授業内容が劣化するのではないかという危惧を持っているということでいろいろ説明をされているんですけども、確かに子供たちがテストをする、英語の内容にしても語学力、あるいは文法その他含めて非常に成熟している段階ではそういうテストも必要なのかもしれません。今の、先ほど陳情者がおっしゃっていた、年間で約4,000時間ぐらい必要なことを考えれば、まだまだそういう状況にない中でのこのテスト実施というのは、やはり大きな問題があるというようなことを言っていました。劣化するおそれがあるということと、それから、それが実際の授業の中でどういうふうに具現化されてしまうのかなという危惧を持っているというのは当然のことだと思うんですが、その辺については、どんな具体的な表れ方をするのかというのはありますか、何か。

○【池田真澄陳情者】　現実には、授業は教科書を使って、これは検定教科書ですので使うわけなんですが、その検定教科書で様々、単語や文法ももちろん学ぶわけですけれど、それだけではなくて、世界の様々な歴史や文学や理科系のことも入っていますし、そういった言葉というのは、言葉の単語や文法だけじゃないですよね。その言葉の奥に内容が当然あるわけです。そして、特に外国語ですから、異文化理解、外国のことを知る、外国の人がどんなことを考えているのかな、現実に私たちの周りの世界はどうなっているのかな、こういったことを学ぶことが同時にあって当然だし、そのほうが豊かな外国語教育になるわけですよね。ですから、先ほど申し上げたように、このテスト対策だけに力を注ぐことは本当に英語の一部のところ、決まったパターンを練習するような、つまらない授業になってしまう。これ、生徒はやっぱり面白いと思うわけないですよね。

現在でも、英語というのは好きな教科の一番最低ランクにあるんですよ。分かりにくいということもあるし、やっぱりその意味では面白くないと思っている子供が多いということですよね。そういう授業にこういったスピーキングテストの対策みたいなことがもっと加わってくれば、やっぱりもっと魅力のない授業になってしまうということを恐れています。

○【稗田美菜子委員】　本日は、陳情ありがとうございました。非常に勉強になりましたし、これを

機に一般質問もさせていただきましたが、改めて勉強させていただきました。

他の委員の中で重なっている質疑になるかもしれないんですけれども、今の英語教育の質が落ちてしまうというところをもう少し深めたいです。学校現場で英語を話すという、異文化に触れるということだと今おっしゃっていましたけども、そういう教育はどのようにこれまで、これまでですね、行われてきたのか、取り組まれてきたのか。分かる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

○【池田真澄陳情者】　皆さんの年代にもよってくるというので、御自分がどういう学校で英語の授業があったかということを思い出していただくと、大体、それを全部重ねれば歴史になるわけです。私みたいな年代ですと、本当に文法訳読が中心で、話すことはほとんどやってこなかったです。それが全てマイナスだったわけではないんですけど、話すことに関してはほとんどやってこなかった。

1989年の学習指導要領の改訂でコミュニケーションというものが入ってきました。それ以来、約30年間ぐらいですが、かなりコミュニケーション、つまり聞く・話すということを強調されてきたんですね。多少、それが強調され過ぎた嫌いもあるんですけれど、いずれにしても、そうした４つの技能ですね、話す・聞く・読む・書くということが授業の中でも取り入れられてきています。

ですから、年代によるんですけど、若い方は、ああ、確かにそういうことやっているねとお分かりになると思うんです。私のような年配だと、自分の教わった授業しかイメージがないと思いますので、あんまり話すことってやってないよねみたいなことがあるかもしれませんけど、現実はそうじゃなくて、話すことも含めて授業の中では行われてきていると思います。学校とか、いろいろなことによって事情は違うんですけれども、あるいは先生方によってね。

いずれにしてもそういうことで、大変、英語教育そのものには時間、先ほど、もう少し正確に言いますが、英語をいわゆるマスターするというためにはという意味です。英語をマスターするというためには、最低でも二千数百時間。多い推定では4,000時間以上かかると言われているんです。そのために、中学校、高校で合わせても1,000時間ぐらいしかない授業では、その基礎を築いていくと。そして、その基礎を身につけてもらって、あとは必要に応じて、日本人全員が英語をぺらぺらしゃべる必要はないわけですから、そういうことが必要な方は、卒業の後にどんどん自分で勉強していただいてそういった力をつけていくと。これは当然努力しないと駄目なんですけど、そのぐらいの時間がかかるということはまず押さえていただきたいということなんです。中学、高校の授業の中では、そのための基礎を、大事な基礎を養うということ。それが今学校で行われていることだと思います。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。私自身も英語の授業を振り返ったときに、週に１回ＡＬＴの先生がいたかなぐらいのイメージです、私自身は。ただ、今、中学校の子供たちと触れる機会が私もありますので伺うと、やっぱり週に２回、３回はＡＬＴの先生がいるという学校もあれば、なかなか会えないというところ、学校によっても差があると思いますが、少なくとも私のときよりはずっと英語に触れる機会、コミュニケーションを取る機会という意味で増えているのかなというふうには思います。

英語教育がそのようにして話すという、４つの技能の中でも、話すについて進めてきたということは分かりました。同時に、このＡＬＴの先生だとか、学校で行われている話すための、コミュニケーションのための英語教育が、今回の都立高校入試に導入されようとしているこのスピーキングテストの対策になっているとお考えかどうか、お伺いいたします。

○【池田真澄陳情者】　このテストがスピーキング対策になっているか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういう力をつけるためのね。（「はい」と呼ぶ者あり）これもちょっと先ほど述べたことと重なりますが、話す力を育てるためのほんの一部になる可能性はあるんですけれども、むしろマイナスのほうが大きいというふうに考えています。その理由は、先ほど述べたように、やり取りがない。一方的にデバイスに声を入れるようなテストですし、本当に疑似的なというのかな、ものになってしまう。パターン練習をするだけの英語の授業になってしまう可能性が高いということです。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午前１０時４８分休憩

――――――――――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――――――――――

午前１１時４分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。当局に対しての質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】　それでは、何点か順番に質疑させていただきます。

東京都の施策というか、テストの導入になりますので、答えられないことがあるかもしれませんけども、できる限り市としてどういうふうに取り組んでいるのかお答えいただければと思います。

まず、国立の公立の中学校３年生は全生徒受けることになるというふうにお答えいただききました。仮に、高校入試で私立の単願であったとしても、都立のためのこの入試は受けますという御回答を一般質問の中で頂いておりますが、では、私立の中学校に在籍していて都立を受ける子供、あるいは他県の公立中学校にいて都立を受けたいという場合、あるいは引っ越しとかの場合もありますよね。当然あると思います。そういった子供たちに対してどのような対応になるのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　スピーキングテストの試験日並びに予備日、この日に、いわゆる東京都の公立中学校に在籍をしていない生徒に関しては、これは不受験の扱いになるというふうに聞いております。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。不受験扱いなので、当日の都立入試から逆算をする点数になると。そこには恐らく、スピーキングが得意だとか、話すことが好きだ、嫌いだとか、そういうことについては加味されず、筆記とリスニングですよね、都立入試ですからね。については、そこから算出される点数になるという理解でいいのかどうか、確認のためお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　不受験者と同じ扱いになるというふうに理解しております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。不受験者扱いになるということで分かりました。

それでは、東京都立の高校の中で、今度行く先ですよね。出たところじゃなくて、行く先のところですけれども、例えばエンカレッジスクールとか、あるいはチャレンジスクールのような、いわゆるこれまでの都立高校普通科以外の課程のところについて、そういうところに進学希望の生徒たちはどのようになるのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　すみません、ちょっと今、手元の資料が見当たらないので、申し訳ございません。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。後でいいので教えていただければと思います。

私も学習塾に関わっておりますので、具体的に、数字も得意ですので考えてみました。どういう子

供たちがどういうふうになっていくのかなというふうにしてちょっと計算してみたんですけども、例えば、一般質問でも話しましたけれども、内申と言われる評定平均ですね、あれは中学校３年生２学期の５段階評価を中心に評定平均、内申として算出されるものだと思います。２学期のものそのものではなくて。なので、夏に中学生たちは、一部だけかもしれませんが、少なくとも私が関わっている中学生たちは、夏に死ぬほど勉強するんですよね。夏が受験の天王山と言われるように、夏に本当に一生懸命勉強するんです。で、２学期に備えます。２学期の中で評定が出ました。その評定が例えば、一番標準的なオール３。全教科、英・数・国・理・社と技術とか美術とか全部９教科、９科目ですかね、全部がオール３だった場合に、内申点、300点換算すると156点になるんですよ。都立入試においてですよ。都立入試において７対３。内申３で、当日入試700点のところにおいて156点。で、12月の個人面談のときにこの内申点が多分、通知されるんです、中学生たちに。あなたの持ち点これだけですよって。

ところが、このリスニングテストは、11月の27日に実施されますので、予備日じゃなくてですね、本試験が。結果が１月の中旬に出されます。そうすると、この156点が自分の持ち点なんだと思っている子は、その後、もしかしたら20点の枠の中で176点になる可能性も持っていれば、156点のまんまの可能性もあると。20点の揺らぎというか、幅を持って通知をされるということで理解していいのかどうか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　結果につきましては、１月中旬、都のほうから今１月12日というような話がありますので、１つは志望校なり考えるときには、幾つかのパターンを加味しながら想定をして準備をしていくということが当然必要になってくるというふうに理解しております。

○【稗田美菜子委員】　そのとおりだと思うんですけども、20点ですよ、20点。この１点のために死ぬほど本当に勉強するんですよ。それまでめっちゃくちゃ遊びたくて、おお遊びたいと言いながらも、やるしかないとか、時には逃げたりしちゃう日もあるけれども、自分のために頑張ろうと言って、すっごい勉強するんですよね。その入試の１点のために一生懸命頑張っているのに、この20点の幅を持った状態でどうやって進路指導するのか私にはちょっと、むしろ現場が混乱するんじゃないのかなと心配なんですが、どういったふうに進路指導していくのかちょっと想像できないんです。どんなふうになっていくのか、分かる範囲でいいんですけれども、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　先ほどとの繰り返しにはなってしまうと思うんですけども、やはり一人一人の生徒の実態に応じて、ある程度想定をした中で急遽慌てることのないように、そういう部分も加味しながらの進路指導というところが大切になってくるというふうに理解します。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうすると、やはり日頃の英語のテストの中で、筆記だったりとか、リスニングだったりとか、この子の英語力はこれぐらいだよねというところを考えると、スピーキングテストもこれぐらいだよねと、例えとすれば、いわゆる不受験者と同じ対応みたいな形にはなるかもしれませんけども、英語の力はこういうことだよねという、本当の点数ではない点数を基本というか、試算して、これぐらいかなと言って進路指導していくしかないということでいいのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　現時点では、どのような形で、採点についても詳細なところについては東京都のほうも公表はしていませんので、分かる範囲の中で、やはり日頃の授業の中での生徒の見取りという部分も大事になってくるというふうに考えます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうですよね。結局だから、市の教育委員会のほうでも情報

を全て把握できているわけではなくて、もうどうしたらいいのか分からないというところなのかなと私はちょっと察するところではありますが、その中で、例えば保護者のほうからどうしてほしいとかこうしてほしいとか、説明があったと思います。リーフレットも配られました。４月には全中学生に配られました。１年生と２年生の子供たちにも、私見せてもらいました。３年生については５月に配られたといったことで、申込みの概要と、あとスピーキングについてのリーフレットが配られたと思いますけども、そういったものを御家庭で持ち帰られて、保護者のほうから声が上がったりとかというのはないのかどうか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　現時点で直接、市の教育委員会のほうに声は届いておりません。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。周知がきちんとできていないと私は思います、どう考えても。しかもこの学年は、コロナのせいで入学式も卒業式もできなかったこの２年間、物すごい大変な思いをした学年ですよね。なおかつ、ここでこのテストを導入するといっても、絶対、親御さんはピリピリしていると思うんですよ。ただ、逆に言ったら、聞いても分からないんじゃないか、期待できないんじゃないかという思いがあるんじゃないかなと私なんか思います。

そこで、では、学校現場のほうでどのような声が上がっているのか。上がっている声があれば、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　学校のほうにおきましても、やはり情報が少しずつ出てきているというところもありますので、不安な要素というのはやはり出てきているというのは聞いております。今後もまた、６月以降にも東京都のほうからは、このスピーキングテストに関する情報等が出されるというふうには聞いておりますので、一つ一つ出される情報を確実に学校のほうにも周知をしていくといったところを考えております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。学校からは声が多少上がっていると。要望みたいなものが出てたりとかというのはないんですかね。お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　直接市の教育委員会ではなくて、東京都のほうに、東京都の校長会を通して質問書を提出したというふうには聞いております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。学校現場のほうでも、校長会を通じて東京都のほうに質問書を出している状況というのは分かりました。

それで結局、今のところ、11月27日に実施するということで方針が示されているんですけれども、その一方で、学校のほうからいろんなことを、保護者がですね、学校の先生には相談が行っていることを私は保護者の方から聞きました。市の教育委員会のほうには問合せがなかったとしても、学校の先生にどうしたらいいんですかとか、一般質問の中でもありましたけれど、特別措置みたいな場合どうしたらいいんですかみたいな場合の問合せは、学校のほうには行っているようです。

そこで、学校から対応として出てきた答えは、現段階では個人でというふうにして、個人でやってくださいみたいな通知や周知を進めているようだというふうなお話を聞きました。それは、申込みそのものは個人かもしれませんが、例えば特別対応みたいな場合については学校の認定が必要なんですよね。そういったことで、学校側も情報がないから対応が難しいのかもしれませんけれども、責任を持ってどこがやるのかというのは、どこが責任を持っているのかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　これまでと今後の手続、その他に関しましては、教育委員会と、あと学校の担当者のほうに東京都のほうから説明会を開かれております。ですので、同じ情報というのを教育委員会と学校というのは持っていますので、教育委員会のほうでもその辺り、生徒に不利益が被らな

いように確認等も進めながら、しっかりと手続等も混乱せずにできるように注視してまいります。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。

最後にもう１つだけお伺いいたします。先ほども申し上げましたけども、子供は入試を、初めての入学試験なんです、ほとんどのケースが。それまで公立の小学校、中学校に通っていて、高校受験で初めて大嫌いな勉強というものを、大好きな子もいるかもしれませんけれども、大嫌いな勉強というものに向かって自分にどうやって打ち勝っていくかとか、自分とどうやって都合つけていくかということを１年間通して、１年間というか、短い場合は半年です。もっと短い場合もあるかもしれませんが、立ち向かっているわけなんですよね。

その中で、このテストそのものの制度が、今回物すごく子供にとって私は不利益だと思うんです。例えば、先ほど申し上げましたように、１点取るために、例えば私たちの塾においては物すごい量の勉強をするわけですよ、内申点１点上げるために。どうやったら３が４になるのか、４が５になるのかって。学校の点数を上げるだけではならないんですよね。生活全部いろいろ見直したりして、いろんなことやらなきゃいけないんです。それは、私たちではなくて子供が頑張っているわけですよ。それを実際に頑張ってやってみた結果が、20点もの開きがある中で自分が志望校を決めなければいけないというのは物すごい子供にとっては、20点取れていればもう二、三ランク上の行きたいところへ行けるかもって。でも、もしかしたらスピーキングテストが上手にできなかったから、やっぱり無理かな。もっと言えば、併願の滑り止め、どうしたらいいんだろうということになっていくんだと思うんですよね。それは物すごく子供にとって不利益だと私は考えるんですけれども、市教委としてどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　英語のスピーキングテスト自体が、日頃の英語の授業での定着度をはかるための客観的に評価するためのテストとして導入するといったところが第一の目的というふうに聞いております。そのためには、学校における日常の英語の授業等の授業改善等もやはり必要になってくると思います。そういう部分で子供たちに不利益が被らないように、日頃の授業等もしっかりと充実したものにできるように、市教委としましても指導、助言等は積極的に行ってまいります。

○【藤江竜三委員】　それでは、幾つか質疑します。

他の一般質問とちょっと重複するところもあるかもしれませんけども、段階を追って質疑しますので、初めから質疑していきたいと思います。

国立市において、このスピーキングテストに向けてに限らず、スピーキングの子供の英語の会話力を伸ばすために特別に何か行っているというようなことはあるのか。特にこれに向けてやっていることがあるのかというところをちょっと確認したいんですけども。

○【川畑指導担当課長】　この英語スピーキングテストに向けてというよりも、それよりも前に国立市のほうでは、小中学校にＡＬＴの配置のほうを進めております。

○【藤江竜三委員】　国立市ではＡＬＴの配置を進めているということで、例えば他市において、ちょっと情報があるかどうか分からないんですけども、このスピーキングテストをやる民間事業者さんがあると思うんです。そのスピーキング業者さんが同様の会社、もしくはグループ会社さんとか、そういった会社さんが行うような模試みたいのがあるんじゃないかというようなことを伺っているんですけども、そういったテストを丸ごと、自治体ごと受けているような自治体というのはあるんでしょうか。

○【川畑指導担当課長】　すみません、正確な情報は持っていません。

○【藤江竜三委員】　正確な情報は持っていないということは、それに類する情報というのはあるんでしょうか。聞いている範囲内ではとか、そういう範囲でもいいんですけど。
○【川畑指導担当課長】　聞いている範囲では、ございます。私個人で知り得ている情報としては、１つの区の話は聞いております。
○【上村和子委員】　陳情者からもしっかりした説明の資料も出ていますので、ちょっと確認していきたいんですけれども、国立市でも今年の11月27日ですか、稗田委員とかも言っていたけど、中学３年生は全員これを受けるんですよね。まず確認します。
○【川畑指導担当課長】　中学３年生全員が対象になっておりますので、受験をする方向になります。
○【上村和子委員】　それでこの結果は、その子供たちの来年の高校受験にとても深く関わってくるんですよね。
○【川畑指導担当課長】　都立高校の入試において活用するというふうに東京都のほうからは聞いております。
○【上村和子委員】　そしてさらに、初めてのことなんですよね。この英語スピーキングテストというのが導入されて、今年の11月27日に受ける中３生が初めての子供たちになるわけですよね。確認します。
○【川畑指導担当課長】　今年度の導入に向けて、プレテストのほうは過去何年間か行われてきましたけども、現在の中学３年生に英語スピーキングテストを実施するのは初めてです。
○【上村和子委員】　その都立高校入試をする中３の子供たち１人ずつが、自分の実力をフルに発揮していい受験をしてほしいというのは、とてもみんなが願うことであります。その中で、受ける子供たちの中に不平等や格差、そのことによって点差が出てきたりとか、その子の実力ではなくてですよ、その周りの状況によってそういう問題が生じてはいけませんよね。このことに対してちょっと見解を伺います。
○【川畑指導担当課長】　今委員がおっしゃるような、そのようなことが起こらないように環境整備等を整えているというふうに東京都のほうからは聞いております。
○【上村和子委員】　しかし、それは起きてくるという話が陳情者からも出されましたし、稗田委員の質疑等からも、とか藤江さんの話からも大体見えてきている。もうおのずと格差が出てくる。そのような英語のスピーキングテストであるという課題は見えてきております。直接関わらないにしても、そのような様々な課題や今回の陳情者のような陳情の動き、英語をやってきた先生たちからの要望書、そういうことが多々出ているという実態は市教委は把握していますか。
○【橋本教育次長】　我々の中でも様々情報がある中で、やはり先ほど答弁申しましたが、このスピーキングテストに対して東京都全体の中学校の校長会を通して質問を出したり、これに反対する意見も出ているというふうな、中学校の校長会ではないですけれど、部分的に理解しているところはございます。
○【上村和子委員】　国会でも質問された国会議員がいて、それに対して担当大臣かな、「釈然としませんな」と答えたと。何か釈然としませんと。そういうやり取りが国会であったことを市長か教育長は知っていますか。
○【雨宮教育長】　報道レベルということですけれども、それは聞き及んでおります。
○【上村和子委員】　じゃあ、どこが釈然としないのか。子供たちのことを思ったときに、ちゃんとここで明らかにしたほうが私はいいと思っています。それでは……。うん？（「教育長自ら」と呼ぶ

者あり）ああ、教育長。いいです。教育長自身とか市長自身に釈然とするかしないかは後で聞きますから。

この英語スピーキングテスト、これですね、東京都教育委員会が実施主体ですが、共同主体の直接の運営主体はどこですか。東京都教育委員会が協定結んでいる企業がありますよね。これ、協定結んでいるから隠す必要ないと思うんですけど、どこですか。

○【川畑指導担当課長】　ベネッセコーポレーションというふうに聞いております。

○【上村和子委員】　ベネッセコーポレーションが実施主体になる、運営主体になります。東京都が実施全部の責任ですけど、運営の全部はベネッセがやるんですね。もう協定結んでいますから。

それでは、小池都知事が、英語スピーキングテストというのが必要だなと思って、有識者会議検討委員会を開いたと思うんですけど、そこにこのベネッセコーポレーション、委員として出ていませんでしたか。

○【川畑指導担当課長】　すみません、そこまでは把握しておりません。

○【上村和子委員】　参加していたんですよね。陳情者からお聞きしましたけど、参加していたと聞いていますよ、これ。陳情者のほうをちょっと見て。ね、参加してた。うなずいておられますね。この英語スピーキングテストをどうするかという検討する委員会にベネッセコーポレーションさんは出ていた。そして、こういうものがいいですねと言って、何か決まった。じゃあこれやりましょうと言って入札かけたら、第１位でベネッセコーポレーションが取った。これ、どうなんですかね。どうなんですかね。これ、釈然としない１つになりませんかね。

もう１つ行きましょう。次の釈然としないというのをちょっと聞きたいと思います。ベネッセコーポレーションが運営主体として関わった英語スピーキングテスト、ＥＳＡＴ－Ｊというそうですけれども、このＥＳＡＴ－Ｊが、とてもベネッセコーポレーションがもともとやっている、何だっけ、ＧＴＥＣというんですか。ＧＴＥＣに、これ新聞にですよ、書いてありました。このＥＳＡＴ－ＪとＧＴＥＣを比較しましたと。そうしたら、何かな、問題構成、問題の数、問題傾向、準備時間と解答時間、採点基準、うり二つ。これを見た中学生が「まんまやん」と言ったというのがもうインターネット上で物すごい有名になっていますよね。「まんまやん」。これ、いいんですかって東京都に聞いたら、違うと。何か違うと言うんだそうですよ。ところが、ちゃんと客観的に見たら、もうありとあらゆる採点基準までうり二つ。中学生だって、「まんまやん」。これ、釈然としない２つ目になりませんかね。教育長、いかがですか。いいんですか、こんなに似ていて。

○【雨宮教育長】　私、正直申し上げて、ＧＴＥＣの中身は確認していません。（「あら」と呼ぶ者あり）それ自体はですね。これは東京都が判断しているだろうということでございますので、私はその中身というのは確認をしておりません。以上です。

○【上村和子委員】　そんな、何か堂々とおっしゃいますけど、子供たち受けるんですよ。不平等な環境の中に置かれて、１点を争う受験戦争の中に突然20点配分で巻き込まれた。このことで子供たちにとって不幸になったら駄目じゃないですか。国立市の教育長として、この英語スピーキングテストが、これほどベネッセがやっているＧＴＥＣと酷似しているということについて、もっとちゃんと研究したり、子供たちが受けるんだから、今からでもちゃんと勉強してください。それはお願いできますか。

○【雨宮教育長】　ちょっとその前にお話をさせてください。この新たな制度を入れるということで、様々な考え方ですとか捉え方、あるいはその問題点の指摘というのは出てくるんだろうというふうに

思っております。これは様々あるということだと思います。

今回の都立高の入試に採用するという１つなんですね、これが。東京都は、東京グローバル人材育成指針というのをつくっていまして、子供たちをグローバルに人材育成していこうという中の１つのメニューとしてこれが入ってきているということです。それは東京都教育委員会なりの考え方があるんだろうというふうに思っています。

当然、ＧＴＥＣについてはもうちょっと見なきゃいけないということは私も理解をしています。この間東京都は、令和の元年度からプレテストというようなものを実施してきております。その中で様々な議論ですとか、あるいは検討、手続がなされて、本日、今日に至っているんだろうというふうに理解をさせていただいております。そのことは尊重しなきゃいけないんだろうなというふうに思っています。

ということであれば、本年もうやられるということなので、我々としては、東京都が適切な情報提供をしていただいて、受験生のやはり不安をなるべく取り除く、これが大事だろうというふうに思っています。また、我々は教育現場においても、それらの情報に基づいて適切な指導をしていくことが大事だろうというふうに理解をしているところでございます。

○【上村和子委員】　何かね、稗田さんとかの質疑を聞きながら、限りなく不可能だけど、今の受験生の気持ちに立ってみました。インターネットを調べて、本当に「まんまやん」と言った中学生のこの言葉、これに対して大人はどう答えるのだろうかということは教育長、あなたが問われているんですよ。「まんまやん」と言った中学生に対して、「そうだね」と言うか、いや、東京都のように、「違うよ」と言うか。東京都がやっているから国立市教委は関係ないという話ではないと思いますよ。ちゃんと知らなければ。

そのようになって、ＧＴＥＣというものを導入して、それはパターン化だから、うり二つなんだから、それは事前に勉強するのはすごく、これを、ＧＴＥＣ使わない手はないと。いろんな自治体が、とかＧＴＥＣとか、塾でもそうでしょうけど、ＧＴＥＣをやり始めるわけですよ。これを幾つも幾つもやれば点数が上がるからですよ。英語とか人材とかグローバルの話じゃなくなるんですよ。受験になったら１点を争うんですよ。だから、目の前の目標に向かって１点でも点数が取れるように親も子も必死になる。塾も必死になる。学校も必死になる。だからＧＴＥＣをやっていくわけでしょう、勉強で。やる子とやらない子とで差が出てくる。パターンだから試験は。そのことを子供たちが何て言ったかといったら、「ずるくね？」と言ったんだって。この「まんまやん」とか「ずるくね？」という中学生の言葉、この言葉に対して、これ、ねえ、どう答えるんですか。私、本当にそうだねと言いたい。本当にそうだよねって。ずるくない方法を考えなきゃいけないよねって、この子供たちに言いたいですよ。「ずるくね？」と言った子供たちの思いに対して、教育長はどう答えますか。ずるくないですか。

○【雨宮教育長】　先ほどと繰り返しになりますけど、ＧＴＥＣ自体、私、中身をちゃんと確認しておりませんので、そのことについて今申し上げることはできないということでございます。ただ、今おっしゃられたように、生徒たちが「ずるくない？」だとか、「まんまやね」と言ったところの気持ちには寄り添わなければいけないというふうには認識してございます。

○【上村和子委員】　寄り添ったら何をしますか。寄り添おうとしたら何をしますか。

○【雨宮教育長】　今申し上げたように、まだ中身は見られておりませんので、気持ちそのものには寄り添うということでございます。

○【上村和子委員】　私は今回、この陳情をいいタイミングで出していただいたと思います。まだ時間があるので、ちゃんと寄り添うと言ったならば、本当にお勉強していただきたいと思います。

最後に、この陳情者とやり取りを致しました。英語教育の中でこのスピーキングテスト、今回のやり方はあまりにも性急であると、ずっと英語教育に関わってこられた陳情者は言っています。本当の目的は、臆せず、間違ってもいいからしゃべるということを教育現場では大事にしてきましたということをお書きになっておられます。間違っていいんですよ、発音も言葉も。そういうのを気にしないで英語を使ってみようというための英語教育がなされてきたわけです。実際それが、先ほどおっしゃっていましたが、2,000時間から4,000時間が英語をしゃべるところまでには必要ですと。しかし、今のカリキュラムの中では、中高合わせても1,000時間ぐらいだとおっしゃっていましたよね。

私はそれを聞いて、入試って間違っちゃいけないじゃないですか。入試って間違わないように、１点でも多く取るために入試はやるんじゃないですか。１点でもたくさん取るために、間違わないように頑張っている勉強の中に、間違っていいから、ゆっくり自分でやれるところをしゃべればいいよ。それがコミュニケーションだからと言って目指してきた英語教育とこのスピーキングテストはぶつかりませんか。そのことが一番大きな意味があるということで陳情者は陳情を出されているんだと思うんですよ。これ、学校現場で働いておられた方、今私はそういうふうに解釈いたしましたけれども、いかがでしょうか。認識について伺います。

○【川畑指導担当課長】　スピーキングテストの結果を都立高校入学者選抜に活用するといったところの目的になりますが、都立高校の入試においては、義務教育の最終段階として学習指導要領で求められている力が身についているかどうかという、そこをはかる必要がやはり英語については、具体的に聞くこと、読むこと、書くこと、そして話すことの４技能の習得状況をはかることが重要であるというふうに認識しております。

今回、新たに英語スピーキングテストの結果を活用するということで、話すことの技能の習得状況に関する評価を導入することで、受験者、中学３年生の生徒が中学校の学習で見つけてきた英語の４技能に係る学習の成果を都立高校の入試の判断の材料とするために、今回、英語スピーキングテストの結果を反映するといったところを聞いております。以上です。

○【上村和子委員】　そこを議論するなら、私、もうちょっとやりますよ。英語のカリキュラムの中で教科書を使って英語をやると。その中で、スピーキングがどの程度入っているかということは私よく分からないけれども、今回の英語のスピーキングテストというのは、さっき教育長が言ったように、グローバルな云々かんぬんの人材育成のためのものとして入ってきた。本当に草の根の英語教育の中の英語教員の中から出てきた問題とは違うんじゃないですか、そもそもが。目的がぶつかっているような気がします。

それに対して今までやってきた、それこそカリキュラムに従ってやってきた先生たちから見たら、突然性急に、そのレベルを超えたものをぽんと子供たちに突きつけてきて、採点もフィリピンまで行って、そういうものには到底追いつけませんと。だからもっと時間かけて、入試に反映させるやり方だったら、そんな性急に決めないで、もっとじっくり考えてくれというのが今日の陳情者の趣旨だと思うんですけど、今の答弁ではぶつからないように聞こえるけど、本当にぶつかってないんですか。そうしたら子供たち、ＧＴＥＣとかやる必要ないじゃないですか。難しいんでしょう。議会で稗田さんが出してくれたけど、ほとんどの議員が難しいと言っていましたよ。中３が受験でやるにはレベル高いねってみんな思ったと思うけれども、答弁をされた人は思わなかったんですか、課長は。中３の

子だったら十分できるというようなものでしたか。

○【川畑指導担当課長】　英語の学習のほう、中学校３年間取り組んでまいりますけれども、その中で今回、平成29年に告示された現行の学習指導要領の中で、話すことに関しては、やり取りと発表という焦点が異なる領域に分けて提示がされています。特にやり取りにつきましては、最初から流暢かつ正確な言葉遣いで対応できることを求めるべきではなくて、実際の指導の際にも、いつも十分な準備をしてから発表するといった一定の型にこだわり過ぎずに、即興的なやり取りの機会を十分に確保していくことが望まれるというふうに学習の内容、指導内容のほうも変わってきております。１年生からの積み重ねで３年生、入試のときには最終段階にもなってきますので、その辺りで、先ほども申しましたけども、授業の改善等もしっかりと行っていきながら積み重ねていくといったところに焦点を当てて、学校のほうでも対応は必要であるというふうに考えているところです。

○【上村和子委員】　今おっしゃったところと、今日私が陳情者から聞いたときに、採点基準の中に正しい発音というのがあって、正しいか正しくないかというところで採点が分かれてくるというところがあります。しかし、今答弁の中では、発音が正しいか正しくないかよりも、むしろしゃべるということに力点を置いてやってきたとおっしゃいましたでしょう。だから、力点を置いていないところが採点基準に入っているということですよ、１つ小さいことで言えば。それをどう思うかということを言っているわけですよ。

それが１点、２点を争う受験になったら、習ってないところをもっと厳密にされることに対して受験勉強が始まるじゃないですか。そこにベネッセさんのＧＴＥＣがどんどん使われていっているという話をどう思いますかということを聞いた。「それってずるくね？」という子供の言葉というのは、私は子供はすごいなと思いました。私は今回この陳情をして、いや、本当にこれね、性急過ぎる、もっとちゃんと慎重にやるべきだと思いましたけど、最後に市長はいかが思われましたか。市長の見解を聞いて終わります、質疑。

○【永見市長】　基本的には、この陳情に対して見解を述べることは非常に困難だと思っています。それは市長という立場が、教育の内容そのものをつぶさに、中学校における英語教育の実態とか目標とかそういうものをつぶさに知らない中で、安易に市長という立場が評価するということは好ましいことではないと思います。

その上で、そのことを前提にして一言言えば、これだけの疑問が出されている問題に対しては、これはどこかで私も発言していいと思うんですけれども、東京都教育委員会がこれを入試に入れるとすれば、様々な疑問が出ていることに対して公にしっかりと回答をして、そのことで都民が納得できるような努力をすべきだと。そういうことは、これは市長会の中でも発言してみたいと思う。いい、悪いじゃなくて、疑問が出ている以上は、そのことに適切に対応してほしいと。そのことは、機会があれば発信をしていきたいというふうに思っています。

○【高原幸雄委員】　今日頂いた陳情者からの資料の中で、今議論になっておりました今回の陳情は、要は、東京都教育委員会が民間事業者と協定を結んで、令和５年度都立高校入試から英語スピーキングテストの導入を計画しているという、これについていろんな疑問や、それから時期尚早という話もありましたし、いろんな問題が指摘をされていると。

その中で１つ、今、上村さんとの議論を聞いていて、ＥＳＡＴ－Ｊ、これがベネッセがこれまで行ってきた試験、テスト、ＧＴＥＣに酷似しているというこの問題で、９つの区市町村で既に全て中学校で実施しているというような紹介がされているんですけども、例えば練馬区、目黒区、渋谷区、品

川区、足立区、台東区、多摩市、町田市、福生市と、市のほうは３つの自治体ですかね。あと、区のほうは６つの自治体ということになっているんですが、これは東京都のそういう９つの自治体で実施した意図というのはどんなふうに聞いているんですか。また把握しているんですか、当局としては。全然知らない？

○【川畑指導担当課長】　特に把握はしておりません。

○【高原幸雄委員】　東京都が勝手に各自治体を選んで、言ってみれば、何ですかね、来年度の入試に向けて試験的に実施をしたというようなことなのかもしれませんけど、そのときに各区市町村にそういう紹介というのはないんですか。

○【川畑指導担当課長】　ＧＴＥＣを導入しているこの区市につきましても、その導入の意図も含めて、時期とかも含めて、特には情報等はこちらのほうでは得ていません。

○【高原幸雄委員】　市長が言われるように、まだ疑問がいっぱい出されていることで、これは市長会などを通じていろいろ正していく、こういう答弁も、質問をしていくという答弁もありましたけども、実はこの間、入試改革を考える会というのが記者会見を行って、いろいろ東京都に質問事項を出したと。しかし、抽象的な答えしか返ってないと。こういうことがあるんですけど、そういうような会の動きや中身については、当局のほうでは全然情報として持ってない、あるいは聞いている。どうですか。

○【橋本教育次長】　教育委員会のほうでも、その辺の細かな情報というところまで把握ができてないところだというふうな状況です。ただし、様々なところで疑問とか質問というのがあることは知っていまして、繰り返しになりますが、中学校の校長会でも、東京都全体の中で質問をして、対応をしているというふうなことは聞いているところでございます。

○【高原幸雄委員】　校長会などでも、まとまったその意見、質問をきちっとまとめて、東京都教育委員会にきちっとこう、何というんですかね、疑問点を解明するようにだとか、そういうことで提出しているということまでやっているんですか。

○【川畑指導担当課長】　東京都の校長会を通して質問のほうを東京都のほうに上げているといったところは把握しております。（「ん？」と呼ぶ者あり）内容のほうも把握しております。（「よく聞こえなかったけど」と呼ぶ者あり）

○【遠藤直弘委員長】　じゃあ、もう一度いいですか。もう一度。（「やってないということだね」と呼ぶ者あり）もう一度、じゃあ、御答弁どうぞ。

○【川畑指導担当課長】　申し訳ございません。中身については、情報にアクセスする場合ですとか、このスピーキングテストの問題や解答の公表のことについてですとか、あとは自学自習するための生徒用の教材ですとか、授業改善に向けた参考資料ですとか、あと受験対象者ですとか、ここでもさっき話題になりましたけども、スピーキングテストを開発して実施するのはなぜかですとか、あとテストの結果の活用をどうするのか、あと、採点はどのように行われるのか、個人情報の扱い、あと、この英語スピーキングテストは業者に委託をしていますので、業者テストに当たらないのかですとか、あとその活用、入試で活用するのはなぜかですとか、あと実際に実施される会場はどのように決まるのか、あと、そのテストの実施日に教員が生徒を引率する必要があるのか、あと、テスト中に隣とか近くの席の生徒の解答が聞こえることはないのかですとか、あとは本テストを欠席する場合の連絡はどのようにするのか等の質問事項が挙げられたというふうに聞いています。

○【高原幸雄委員】　具体的に実施に向けた場合の想定問答として疑問点を出しているということな

んだけど、しかし、それに対する回答というのはどこまで来ているんですか。

○【川畑指導担当課長】　今言いました質問に関しては、東京都のほうから一つ一つについて回答のほうは来ております。（「来てる？」と呼ぶ者あり）来ております。（「はい、分かりました。後でまたじゃあ、それはもらいますけど」と呼ぶ者あり）

○【重松朋宏委員】　私からも、重複しないように何点か伺いたいと思います。

私は陳情が出てくるまで、プレテストがもう既に２回行われているということすら知らなかったんですけれども、これ、国立市の公立中学校で2020、2021年度、既に実施されているということですよね。これ、国立市教委としてはどう受け止めているのか、まず伺います。

○【川畑指導担当課長】　昨年度のプレテストにつきましては、都内の公立中学校の当時の３年生が全員対象になっております。その前の年度のプレテストに関しましては、抽出校でのテストになっておりますので、国立の学校は抽出されておりません。

○【重松朋宏委員】　昨年度は実施したと。そのことを、その中身について、市教委としてはどの程度把握して受け止めているのか。こういうところが、よかったところもあるかもしれないですし、これは課題なんじゃないかとか、あろうかと思いますけれども、どのように受け止めているのか伺います。

○【川畑指導担当課長】　テストそのものの内容というよりかは、実際の実施した様子の中で、その場にいた生徒、引率等でいた教員等はやはり混乱をしたというようなことは聞いております。

○【重松朋宏委員】　引率ということは、学校ではなくて別の会場で受けたということですか。これは授業日、それとも休日、どちらでしょう。

○【川畑指導担当課長】　平日の授業日になります。会場のほうは、本市は都立高校、国立高校を会場として行われました。

○【重松朋宏委員】　分かります。これはプレテストということで、当然、それぞれの学校で授業の年間スケジュールを組んでいる中に新たに入ってきているものなので、それなりの混乱とかもあろうかと思います。その内容について、今回、陳情者が陳情文や陳情のための資料でいろいろ懸念することを出されていますけれども、これまでのプレテストを国立市においては１回、全都的には２回実施する中で、これらの懸念は大体払拭されていると市教委は受け止めているんでしょうか。

○【橋本教育次長】　様々な課題が全て解決できているかというと、そこはまだまだ疑問が出てくるというふうな中では、そのことについてしっかりと説明を、質問をしながら回答を得ていくという必要性というのはあろうかと思っています。我々としても、そこについては適宜情報をしっかりと適切に頂いたものを適切に周知する中で、またその中でやり取りの出てくるものは、しっかりと皆さんに分かっていただけるような周知とか、また支援ということは考えていきたいと思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】　一般論としてのお答えになったんですけれども、これはプレテストも、市教委主催ではないものなので、その中身についてちょっと答えづらいところがあるかなと思うんです。これ、もし本テストが実施されるようになったら、国立市立の中学校における進路指導、受験指導にも影響出てくるわけですよね。例えば、陳情資料の２番目の不受験者に対する換算方法、不受験の場合は、当日のリスニングと筆記試験の英語の平均点の前後の10名のさらに平均、リスニングと筆記試験の点数の前後の10人の平均を取るという形で、受験してなくても、ある程度のところの点数が見込めるというふうになった場合に、例えば、当日休んで不受験者としたほうがいいよというような指導と

いうのは、こういうのはありなんでしょうか。それを学校で、恐らくそういう指導もしたくなると思うんですよ。それに対して都教委のほうからそういう指導をするなとかそういうのを、言われる筋合いのものではないけれども、公立中学校での受験指導、進路指導にも大きく影響が出てくると思うんですけれども。例えば、不受験者になるような指導というの、こういうのできてしまうんですか。

○【川畑指導担当課長】　不受験者の取扱いについてなんですけども、インフルエンザ等の罹患、出席停止、病気で入院、交通事故による負傷等、やむを得ない理由について、まずは学校のほうから申請があり、またその理由が妥当かどうかといったところは、最終的には都教育委員会が判断をするというふうに聞いております。

○【重松朋宏委員】　なるほど。やむを得ない事情だということなんですけども、ですけど、実際には当日になって健康状態が悪いとか、そういう理由で不受験になる方というのは一定数必ず出るわけですよね。それが本当にやむを得ないのかどうかってきっちりは審査できない中で、それを逆手に取るような形で、当日、あなたはスピーキングが非常にぶれが多いから、受験しないほうが平均でいけるんじゃないのみたいな話を実際、指導と称してやるかどうかは別として、やっぱりそういう話になってくるんじゃないかなと。そこが恐らく、西村文科大臣が「釈然としませんな」というところの部分だと思うんですけれども。それはプレテストと本試験についてです。

次に、陳情資料の第１のところでＧＴＥＣという、民間事業者がやっているテストを導入している区市が幾つか出てきていると。これはどのような経過で実施されているか、国立市教委としては把握していないというふうにおっしゃっていますけれども、逆に言うと、国立市教委、もしくは中学校としては、どういう理由で実施されていないのか。

高原委員の質疑では、都教委のほうからＧＴＥＣやりませんかと呼びかけられているんじゃないかというようなスタンスでの質疑だったと思うんですけれども、恐らくこれ、事業者が直接それぞれの市教委だとか学校に売り込みに日常的に、この事業者に限らず、いろんな教材だとか試験ってあると思うんですよね。そういうのを国立市教委や学校としては、これは導入やってみようかとかということもあれば、いや、これはやりませんよという判断をその都度されていると思うんですけれども、こういう民間試験を自由参加ではなくて公費を使って全員対象に行うって、私はあまり国立では聞いたことないと思うんですけども、こういうことって結構あるんでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】　今のお話ですけれども、自治体が全てやるということはあまり聞いたことがございません。

○【重松朋宏委員】　国立ではないですよね。以前、学校を舞台に自由参加で漢字能力検定を、学校を会場として公費を使わない形でやろうとしたときに、これ公平性の問題からどうなのというような意見が出たぐらいで、漢字能力検定は公益社団法人でしたっけ、完全な民間というより公益法人ではあるんですけれども、英検だとか漢検だとか、あるいは同じ民間でも、ＴＯＥＦＬとか、ＴＯＥＩＣもスピーキングテストなんかもやっていたりもしますけれども、そういうのを、学校を会場に民間の事業者の試験を公費を投入してやっていくということが９区市でされているみたいなんですけれども、国立市教委としては今後どうされていくでしょうか。

もし仮に、このＧＴＥＣに似た出題傾向の都立高校のスピーキングテストが実施されていくというふうになったら、恐らくほかの区市もこぞって我先にと導入していったりする流れができてしまうかもしれないと思うんですけれども、そのときに、じゃ、国立だけやらないわけにはいかないからといって、そういう理由だけでそこに公費を投入するなんていうふうなことが私はあってはならないと思

うんです。国立市教委としての考えを伺っておきたいと思います。

○【橋本教育次長】　これは、今１つの例としてＧＴＥＣというものが出ていますけど、どのようなことが教育的効果があるか。これは当然予算の議論をするときにお金がかかっていくわけですから、その効果、あと必要性というものを十分見極めながら、それがやはり公としてやることがいいのではないかというふうな、そういう結論の中で予算を提出させてもらって、議会の承認を得ていくものだと思っておりますので、その辺の議論というのは十分しっかりやりながら対応というのは考えていくべきなのかなというふうに思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】　効果を見極めて対応するとなると、あり得るということですね、逆に言うと。入試により有利に、あるいは不利にならない効果があるかもしれないというふうになった場合、予算ごとなので内部の検討は必要だとしても、その結果、国立市の中学校でも入試のスピーキングテストに似た民間試験をやることもあり得るということですか。

○【橋本教育次長】　個別的なことで今、質疑委員さんのほうの質疑になってもおりますので、そのことについてこういう公の場でやる、やらないというのは答弁できないと思っております。それで、これは内部の中でしっかりと議論する中で、どういうことだったらやっていくべきなのかということも整理して、対応を考えていくべきなのかなというふうに思っております。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】　本陳情は、採択の立場で討論いたします。

テストにスピーキングを入れることによって、中学生だったり小学生、その前の段階なので小学生もいますけども、より真剣に勉強するといった効果は、僕は一定程度あるのかなというように思っています。リスニングテストを導入したことによって、リスニングは受験生が必死にやってリスニング能力が向上したというのは確かにあるのかなというように感じております。

一方で、このスピーキングテストを導入するに当たりまして、やはり制度的に無理があるのではないかなと思う点が何点かありました。このスピーキングテスト、内申点とかに換算すると割合がかなり重いのではないかという点であったり、不受験者に対して、筆記試験等などから、リスニングとかから換算するということなんですけど、やはり受けないほうが有利になる、受けたほうが有利になるである意味調整できてしまうというのは、この点ちょっと制度設計としてはどうなのかなというようにも思います。

また、先ほど当局にも質疑いたしましたし、陳情者からの資料を見ますと、当局のほうでも似たようなテストをやっている区があるように聞き及んでいるということの答弁だったと思いますし、また、陳情者からの資料ですと、類似するようなテストが区部で６個、市で３個行っているということ。受験的な合理性で見れば、こんなの受けたほうがいいに決まっているとしか僕には思えなくて、むしろ受けないでやるなら著しく不利になるから、市でやらないんだったら自分で受けるよなという判断にならざるを得ないかなというふうに思います。それで、そうなりますと、機会に恵まれる子供はいいですけども、機会に恵まれない子供は、じゃ、どうするんだという公平性の話にならざるを得ないというふうになると、こういったやり方はどうなのかなというふうに考えざるを得ません。

実際にテスト問題を僕が見る限りでも、かなり類似しているなというのは思うところです。そういったことを総合的に勘案しますと、やはり入試の在り方というのは、この高校受験だけではなく大学

受験、非常に精査をする中で行っていくべきだというように考えております。そのことから中止、または再検討、入試の導入の延期及び再検討をするということは、私は必要なのかなというように考えますので。

それと、大事な点でもう一点あったのだと、吃音や発声障害というようなところでも、少しこういったスピーキングを急に導入することによって、受けなければ計算されるじゃんというふうになるかもしれないんですけど、やはり高難度校だと、何か計算式をぱっと見た限りでは、受けたほうが有利になるんじゃないのかなというふうに考えますと、そういったもともと発音が、発声であったり、発音が苦手な子供に対してどういった配慮をするのかと、そういった点で疑問もあります。

そういったところ、複数勘案いたしまして、私は本陳情を採択と致します。

○【高原幸雄委員】　私もこの陳情は採択と致します。

今日、陳情者から頂いた資料を見ても、今回のスピーキングテストについては７点の意見、あるいは不備が指摘をされております。特に８万人もの中学３年生の採点を、45日で１点のぶれもなく公平に行うことができるのかという疑問も出されている。ここで指摘されているように、その採点はどこでやるんだといったら、国内じゃないんですよね。○○○

それから今、藤江委員もおっしゃったように、経済格差がもろにテストにも大きく影響を与えるということも指摘をされておりまして、先ほどちょっと紹介したこの間、都内の英語テストの入試問題を考える会のほうで、やっぱり都の教育長に公開質問状を出して是正を求めているんですね。中止あるいは見直しということで幾つか疑問も出しているんだけども、全然それには抽象的な回答しか出されていないという点で、なぜテスト結果の配点が高いのかなど分からない点も多々あるということですので、この入試で行うことはやっぱり今の時点では全くふさわしくないというふうに思いますので、陳情には採択と致します。

○【遠藤直弘委員長】　高原委員、今ちょっと○○○○○○○○○○○○○みたいな感じのものになっちゃっていたので、ちょっと言い直したほうがいいと思うので、今ちょっと言い直してもらっていいですか。○○○○○という国が……（「いや、訂正は訂正で後で」と呼ぶ者あり）のほうがいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、分かりました。上村委員。

○【上村和子委員】　私も採択の立場で討論いたします。

今回、本当に陳情者が国立にお住まいということで、私はこの英語教育に関して、これだけの活動をされた方が国立におられたのだなということで深く勉強させていただきました。今回、陳情がきっかけでしたけれども、教育長も今から勉強するということでしたから、ぜひ陳情者にしっかり教えてもらうというのもありじゃないかと思います。私は今日、何かいろいろしゃべりましたけど、ほとんど教えてもらったことです。教えてもらったことをさも分かったように言っていますけれども、決してそうではありません。もっと現場の先生たちとか、稗田さんは塾の先生でもあるけれど、もっとその先生や塾の先生たちも子供たちの様子を見ていて、すごくこの問題に対して心配しているというふうに思います。

それで、私がこの勉強をさせてもらって分かったことは、この英語のスピーキングテストというのは入試にはとてもなじまないということが私の今勉強した段階での感想です。今の段階ではですね。なぜなら、スピーキングテストというのは、それを評価する人によって価値観がばらばらになったり、ぶれたり、単純に数字とかを書いたものとして出てきませんので、生じるから、公平性と透明性を担

保できない。特に８万人が受けるというこの試験において、ちゃんとその８万人に対して公平性と透明性を持った採点ができるのかという今担保が１つも示されていません。あるのは都教委が「大丈夫です」、共同実施者のベネッセコーポレーションが「大丈夫です」と言っているだけです。その中身が情報公開されていません。本来ならば、どのように採点をしていくのか、その公平性とは何なのかということが明らかになった後にこういったものは導入されるべきでした。そういうことがなされないまま本日まで至っています。

何をさて置いても、入試を受ける子供たち、そして直接関わっている現場の先生たち、そして親たち、そこに丁寧な説明責任がなされたのでしょうか。今回、都教委が主導して、グローバル云々という理想を掲げて強行して導入したこのスピーキングテスト、現場ではまだまだ受け入れられる状況にない。そのことによって、英語だけほかの科目と違って20点も余計に点数がプラスされ、６段階に評価されて、その内実すら、結果すら分からない。どこで誰が評価したのかすらも分からない。先生たちもそこに対して教えようがない。そういう状況の中でこのテストが今行われようとしていることに対して、都教委に任せず、市教委として現場にいる子供たちの声を代弁して、子供たちが少なくとも、「まんまやん」とか「ずるくね？」と言われないような、まずは子供にちゃんと情報公開をし、説明責任を果たして、その了解を得た後、これはなされるべきであると私は心底思います。

なおかつ、今、英語の教員養成課程、教員の養成、ここには先生たちもいらっしゃいますが、現在まで英語の教員の養成課程の中に英語音声学というところは必修科目じゃないそうです。必修科目ではない。だから、まだ日本の英語の中では、音声学としては必修科目の中にまだ入ってきてない。つまり、英語スピーキングというのはそれと違うところでコミュニケーションを取るという形で、音声、発音とかいうことではなくて、間違えてもいいからしゃべっていく。そういったものを目的に導入されています。そういったことを一切越えて、そして強硬的に１つのパターナリズムした、今日、陳情者も何回もおっしゃっていましたが、パターン化する、パターン化すると。そのパターン化の中でコミュニケーション力は生まれないということを今日おっしゃっていました。なぜパターン化するか。１社が独占してやるからだと私は思います。

そういうことで、英語の本当のコミュニケーションをつくりたかったならば、もっと英語のスピーキングを日常の授業から少人数制でやること。語学に関しては六、七人が適正だというのも書いてありました。そういう少人数で子供たちが小さいときから英語、第二言語に親しむ時間がある、場所がある、そういう中でゆっくりコミュニケーションをつくっていく。入試として突然降ってわいたように配点するのではなくて、そういう違うものとして英語教育の中のスピーキングテストは考えられるべきだと、今回勉強した結果、分かりました。

そういうことを踏まえて、陳情に採択します。でも、採択しても、もう11月27日にはされてしまう。そのことに向けて市教委として東京都教委に対してしっかり疑義を投げて、そしてしっかりした大丈夫だという答えをもらって、自分たちが本当に大丈夫だというまで質問を続けてください。このことを要請して、賛成と致します。

○【稗田美菜子委員】　本陳情には、採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の方には本当に丁寧に、事前のときから資料を含めて詳細な御説明を頂き、本当にありがとうございました。また、委員会の中でこれだけきちんと議論ができたのは、やはり陳情者の方の思いがきちんと周りに伝わったんだなというふうに思っております。改めて感謝申し上げます。

スピーキングテストの重要性は認めた上で、今回のこの東京都の実施するスピーキングテストにつ

いては、子供にとっては非常に不利益になることが多いですし、それを陳情者さん含めて多くの方が懸念していると。もっと問題は、それが都立の入試に導入されるということだと思います。

今回、この陳情の中で陳情者さん、陳情の方は英語教育の哲学のようなものをたくさん示してくださったと思います。話す力をつけてほしいとか、英語には時間がかかるんだと。でも、その時間がかけられないけれども、それでもまず基礎の部分をしっかりやっているんだとか、あるいは母語の影響を受けてよい。ワールドイングリッシュという話もほかの委員からありました。例えば、具体的に言ったら日本語で言う方言みたいなものですよね。英語でよく言われるのは、南半球の地域ではアをオに発音すると。だから、例えばアイ・ワズ・ア・スチューデントだったら、アイ・ウォズと言ったりするって、もう有名な話ですよね。そういうものを世界標準でみんなが認めている中で、正しい英語とか正しい発音というものを評価するというのはどうかなと私も思います。

また、異文化理解を通して行う外国語教育のほうがずっとずっと教育的な意義があるとか、あるいは、私自身も例えば海外旅行をふっと振り返ってみましたけれども、飛行機の中でなかなか伝わらないんですね。私、飛行機の中で水もらえたことないんです。水が欲しいと思って一生懸命、海外旅行のときに飛行機の中でスチュワーデスさん、ＣＡさんですかね今、の方に水くださいと言うんですけど、水もらえたことないんですよ。発音がよっぽど悪いんだと思います。だけれども、じゃあ、それを超えて海外旅行へ行った旅先では、水もらえるんですよ、ちゃんと。だから、コミュニケーションってそういうものなんだと思うんですよね。短い時間の中で何とかしなきゃいけないってなったら発音もおかしくなってしまうだろうし、向こうも忙しければそれを理解しようという時間がないんだと思うんです。そういうこと多くあると思うんです。海外旅行を経験された方だったらあるんじゃないかなというふうに思います。そういった、語学ということですよね、の大切さというのを非常に今回この陳情を通して学べたと思います。

また、技術的なところで言ったら、スピーキングテストの前にプレテストやっていますと御回答いただきました。ですけれども、令和元年、令和２年、令和３年度と、みんな中学校３年生が対象ですよね。みんな違うんですよ。同じテスト。このスピーキングプレテストをやった人は、２回以上やった人っていないですよね。毎回、中３ですから。受験ってやっぱり一生、高校受験って一生に、基本的には１回の中学校卒業とともにまず受けるというところだと思いますので、仮にこのプレテストを十分やってきましたと言っても、このテストを受けている子供がもう一回受けているわけではないということをやはりよく理解していただきたいと思います。初めて受けるテストが入試に使われるんですよね。中学校３年生でいったら、模試は多い子で６回から七、八回受けますかね。４月から模擬テストってありますから。４月から受けるんですよ。翌年の２月にあるテストに向けて。中３になった４月からですよ。それくらい真剣にやっているんですよ。

にもかかわらず、その一方で、このスピーキングテストについては、国際教育・東京ポータルの中には、過去問として令和元年、令和２年、それから令和３年度のプレテストが過去問として載っておりますけれども、それしか載っていないんですよね、このＥＳＡＴ－Ｊについては。そう考えると、その機会も子供によって様々になってしまうと思いますし、それは公平とはとても言い難いテストが実施されるというふうに思います。

また、他の委員からもありましたけれども、都立高校入試には自校問題作成、自校作成問題ですかね。学校によっては、自分の学校で英語テストとか数学テストとか、５教科のテストを作っている学校あります。進学重点校と呼ばれる学校もそうですけれども、そこでは都立入試の統一問題とは異な

った問題が出されて、大抵の場合が難易度が高いですよね。大抵の場合が。そうすると、今回行われる統一のスピーキングテストで取れる点数と、自校作成で取れる英語の点数で考えたら、圧倒的に当日取れる英語の点数のほうが低いと想像できます。統一問題じゃないのでね。スピーキングテストは全中学生対象ですよね。だけども、自校作成は全中学生じゃなくて、そこを受ける人だけですよね。

今回、陳情者さんの資料から言うと、例えば不受験者対策の点数を算出する、積算する方法ですよね、換算する方法には、該当者の英語学力検査点の前後の受験者10人の平均点を出すと。ですよね。自校作成を受けている人からしたら、スピーキングテスト受けなかったら不利になりますよね。その逆はどうですかということがありますよね。全然本当に公平ではないシステムだと思います。言っている意味が分からなかったら、もう一回後で説明しますけれども。そうなんですよ。そこにかけて子供たちは本当に４月から、なかなか受験に向かない子供もいます、確かに。４月から熱心に全部の中学校３年生が勉強に向かっているなんていうことは、私あまり見てないです。ですけれども、気持ちは向かっているんですよ、一生懸命。どっかでスイッチ入れるために。その気持ちが折れてしまうんじゃないかという心配のほうが私はすごくあります。

もう一点、学習塾の関係をやっておりますので、もう一点お話しさせていただければ、例えば私立高校の入試とかでは入試優遇措置などがあります。私立の高校ですね。それは例えば、ある学校では単願、あなたの学校しか、ここしか受験しませんよ。都立も受けません。ほかの私立も受けませんみたいな場合は加点されるんです。加点措置があります。ある学校があります。そこは内申に加点されるんですけど、１点ですよ、僅か。あるいは数検、漢検、英検と呼ばれている検定ありますよね。検定を持っていて、例えば、いわゆる日本で言えば中学校３年生、大体、英検３級獲得が目標とされていますけれども、英検準２級、あるいは漢検の準２級、数検の準２級、あるいは２級ですね。それ以上のものを持っている場合は加点されるんです、内申に。英語の内申に加点がされます。される学校があるんですよね、私立においては。それも僅か１点か２点なんですよ。だけれども、この英語のスピーキングテストは20点の幅があるんですよね。どう考えても、私は子供にとって不利益だと思います。それをこれまで中学校の中で、このスピーキングテストに対して十分な対策を取ってきたというんだったら分かりますよ。どうもそこいらが見えてこないと考えたら、私はやっぱりこれは難しいと思います。

先ほど申し上げましたが、オール３の子供、オール３ですね、全ての科目が評点で３ですよ。の子供が、156点が20点スピーキングテスト取れていれば176点ですよ。都立高校の志望段階が二、三段階上がるんですよ、20点取れれば。逆に言ったら、取れてないかもしれないって不安になったら、２個、３個ランクを自分で下げていかなきゃいけないんですよね。それをこの12月に子供たちに迫るということですよ、これは。私はそれをよく考えていただきたいと思う。東京都の教育委員会でやっていることだからというレベルでは全然ないと私は思います。

ですので、今回、この東京都の教育委員会の都立高校入試へのスピーキングテスト導入の延期及び再検討は、ぜひこの意見書として国立市議会から出すべきだと考えます。以上をもって採択の討論とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】　英語スピーキングテストの導入については、陳情者からも他の委員からも多数の疑問点、問題点、出されております。制度設計としてもずさんなことが見えていますけれども、それらがほとんど解決されることもなく、始まろうとしております。一般的な政策としては、まず進めていきながら改善していけばいいんですけれども、これは入試のことですから、受験生にとってはも

う一生に一度のこと。不具合があって翌年度改善すればいいという話ではありません。私は、本陳情は採択を主張いたします。

一般論として言えば、日常の教育の中で、英語のスピーキングも含めたテストというのは大事なことだと思うんです。一人一人の到達度や得意なところ、苦手なところというのが見えてきますし、相対的な比較もできるので必要なことだと思います。また、学力をつけたり、その学力をはかるために、公教育の中で民間の試験や教材だとか教育システムを公費で導入することについても、必ずしも否定ではないと思うんですけれども、それを入試でやってしまうことについては慎重に慎重を重ねないと、一人一人の一生を大きく変えてしまうことになろうかと思います。

英語力をつけるためではなくて、入試対策で民間試験を入れていくということになってしまうのであれば、本末転倒なことになります。ずっとこう聞いていて、私は本当に受験英語に振り回されてきた世代の最後のほうだと思うんですけれども、その受験英語に、新たにスピーキングやコミュニケーションまで受験英語の中にパターン化されてしまうのか、それに振り回されてしまうのかという思いを強く持ちました。振り回されているのは、受験生もそうですし、教育委員会も振り回されているんですけれども、ややちょっと受け身な感じに受けたのが大変気になります。

一私学がどんな教育やどんな試験をしようが、国立市教委が何か言うものではないと思いますけれども、都立高校というと、国立の公立中学生の多くが、大半が受験し、そのために国立の市立の中学３年生のほぼ全員がスピーキングテストを受験することになりますよね。また、プレテストで昨年も受験してきました。さらに都立高校の入試が変わるというふうになると、日常の中学校の中での英語教育や進路指導そのものも変わっていくことになりますので、もっと市教委として主体的に考えを持って都教委にしっかりと、実施を前提としてどういう課題をクリアするのかということではなくて、実施そのものについて教育委員会としての考えを持って、しっかりと都教委に突きつけていっていただきたいということを申し上げまして、本陳情は、ぜひ採択したいと思います。

○**【小口俊明委員】**　本陳情に不採択の討論を致します。

東京都教育委員会は令和４年度から、小、中、高校における一貫した英語教育の推進によって、生徒の使える英語力の育成及び中学校における学習により身につけた話すことの力を客観的に評価し、中学校と高校における英語指導の充実及び円滑な接続、これを目指すということの中で、都立高校入試にスピーキングテスト、この導入をするということであります。これからの国際社会を担っていくべき生徒たちにスピーキングを重視した英語力を身につけてもらう、これは重要な課題である。私はこのように考えます。

陳情が指摘をしている公平性、透明性、信頼性、これらを十分に確保した上で、子供たちにはスピーキングの力をつけてもらいたいので、ここで都立高校の入試にスピーキングテストを導入する、このことを理解いたします。よって、本陳情は不採択であります。

○**【遠藤直弘委員長】**　意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午後０時３４分休憩

◇

午後１時３５分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

この際、高原委員より、発言の許可を求められておりますので、これを許します。高原委員。

○【高原幸雄委員】　貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございます。

発言取消しのお願いでございます。陳情第12号の意見、取扱いの中で、特定の国に言及した部分がありましたが、誤解を招く表現であったため、その部分の発言を取消ししたいと存じます。委員長におかれましては、お取り計らいをお願いしていただき、委員の皆さんにおかれましては、許可を頂きますようお願い申し上げます。

今後、発言の際には、表現に十分注意してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　この際、発言の取消しについてお諮りいたします。

ただいま高原委員から発言がありましたように、委員会における発言について一部取り消したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、これを許可することに決しました。

なお、議事録からの削除については、委員長において措置させていただきますので、御了承願います。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

議題(3) 陳情第１３号　新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所は１階に設置予定と聞いているが、近年激甚化する自然災害を考慮した際、浸水何ｍまで防災備蓄倉庫としての役割・機能を発揮することができるのか当局に具体的に確認を求めるとともに、国立市正規職員に対し、政策立案の際、危機管理学的観点における防災並びにリスクマネジメントの視点を持ってもらいたいため、防災並びにリスクマネジメント研修の実施を求める事に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第13号新給食センター内における防災備蓄倉庫の設置場所は１階に設置予定と聞いているが、近年激甚化する自然災害を考慮した際、浸水何ｍまで防災備蓄倉庫としての役割・機能を発揮することができるのか当局に具体的に確認を求めるとともに、国立市正規職員に対し、対策立案の際、危機管理学的観点における防災並びにリスクマネジメントの視点を持ってもらいたいため、防災並びにリスクマネジメント研修の実施を求める事に関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】　給食センターの設置については、これまでも陳情が出されていろいろ議論がされてきているところですけども、ハザードマップで見る限りでは、水深３メートルの想定地域になっているわけです。そこで、ここで陳情で言われているように、実際に１階の部分に備蓄倉庫の設置が予定をされているということで、この陳情で言われているように、国立市にそのことをしっかり求めてくれということなので、これは当局のほうにお聞きしたいと思うんですが、防災備蓄倉庫の設置場所が１階に予定されているということで、これは、災害発生時に役割が十分果たせるのかということの内容について、当局としては、どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○【島﨑教育施設担当課長】　御答弁申し上げます。１階フロアに防災備蓄倉庫を設けることによって、運搬車両から上り降りなく、１階の防災備蓄倉庫に物資を搬入、搬出できるというメリットがあると考えてございます。こういったことから、災害時にも１階の防災備蓄倉庫から容易に物資を搬出

できるということができると考えてございます。

また、浸水による災害は、台風のようにあらかじめ予見できる場合もございますので、降雨による浸水被害が想定される場合には、調理員の方ですとか給食センター職員のマンパワーを使いまして、事前に短時間で２階の会議室等への物資の移動が可能であると考えてございます。以上です。

○【高原幸雄委員】　１階で、仮に最大の浸水が３メートルと想定されている、防災マップではされているんですけど、そうなった場合に、本当に備蓄倉庫の機能が保たれるのか、維持できるのかという点では、機能的にはそういう能力を持った防災倉庫ということになるんですか。構造上もそうですけど。

○【橋本教育次長】　３メートルの浸水があった場合に、防災備蓄倉庫は１階ですので、1.4の高さまでは、備蓄倉庫に水が入るということはないと思っています。仮に、それを超えた場合には、倉庫の中に水が入らないというところまではできませんので、先ほど担当課長が答弁したとおり、水害というのはあらかじめ予見できるため、２階なりに移すという手法が考えられると、そういう考えでございます。

○【高原幸雄委員】　そうすると、防災備蓄倉庫としての、仮に３メートルの浸水が起きた場合に、防災倉庫、備蓄倉庫としての機能はなくなるということでいいんですか。

○【橋本教育次長】　物自体は当然、２階に移すということもございますし、当然水害だけではなくて、災害というのは地震ということもありますので、そういう際には、先ほど繰り返し答弁になりますけど、１階からの出入り、搬入搬出という中で、そこを選択したということもございますので、トータル的な中で、こういう設計を考えてきたという状況でございます。

○【高原幸雄委員】　確かに災害は地震もあれば、豪雨災害もありますよね。とりわけ多摩川から直近で100メートルでしたっけ。離れているという条件があるもとでは、最近の豪雨災害で河川の氾濫ということも当然想定されるわけで、そういう点で、あの一帯が３メートルの浸水地域ということになっている中では、その範囲、もっと低い３メートルまではいかないという点では、確かにいろいろな意味で活用が可能だと思いますけど、３メートルとなると、すっぽりのまれてしまうということになるんじゃないかと思うんですけど、その辺は、機能的には維持できないということになるんですかね。

○【島﨑教育施設担当課長】　先ほどのお話に戻ってしまう部分があるんですが、３メートルの浸水が想定されるという場合には、事前に中にある物資を浸水にかからない高さのところに移しまして、その物資を守り、そして、浸水が引いた後、そこの後については、例えば物資を戻すですとか、そういったところで機能を果たしていきたいと考えているところでございます。

○【高原幸雄委員】　要するに中のものを移動する、こういうことですよね。備蓄されているものを移動するということなんだけど、実は、2022年の第１回定例会の総務文教委員会報告資料の中に、これはくにたち国土強靭化地域計画というのがありますよね。この中で、実は対策を取らなきゃいけないところというのは、学校給食センターの建て替えというのが項目で上がっているんです。これは何を想定して、こういう項目として、課題として挙げてあるんですか。

○【松平防災安全課長】　今のお答えですけども、国土強靭化計画の対応につきましては、今おっしゃるとおり、教育部署がお答えしたとおり、災害時のことを踏まえて、今後の対応について検討していくということを踏まえての書きぶりであるということで御理解いただければと思います。

○【高原幸雄委員】　そういう意味では、課題を上げているというのは、そういうことだと思うんで

すけど、具体的には対策として、何を市は考えて、ここに計画に載っけているんですか。それを聞きたいわけです。

○【松平防災安全課長】　お答えします。風水害の際の備蓄品が、浸水の可能性があるというときの場合、これは具体的に、教育部署と、まだ検討が熟議しておりませんけども、例えば、これからＢＣＰということの考え方を検討するに当たりまして、新給食センターで今後検討する中で、日野橋で水防団待機水位というのがあるんです。そのときなら、２メートルに達した際ということなんですけども、そのときに、例えば事前に決めておいた中で、新給食センターに置いてある１階の備蓄品を２階に上げるという措置をできれば、置いてある備蓄品については浸水しなくて濡れないということの対応ができるのではないかということを検討しているところでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】　それは備蓄品の移動ですよね。そのものは、もうそのままで動かせないわけだから、中に入っているものを被害に遭わないように移動させると、こういうことになるわけですよね。そういうことで、課題として上がっているということですか。それじゃ、あまりにも対策としてどうなのかと言った場合に、政策的な対策ということはないような感じがするんですけど、それでいいんですか。

○【橋本教育次長】　備蓄倉庫という中では、今るる答弁したとおりなんですけど、ここの給食センターを、議会の中でも様々な浸水の対応ということで、今まで質疑もあって答弁してきたという経過もございます。

それで、例えば全体で見れば、ボイラーとかキュービクルのようなものを３メートル以上に上げるとか様々できる対応をする中で、あそこの給食センターを運営していきたいということがございますので、そういうトータル的な中でいろいろ進めていければなと思っているところでございます。

○【高原幸雄委員】　そういうことが想定されるのであれば、設計段階からしっかりとした対応、対策が必要じゃないかと私は思うんですけども、次の問題に移ります。

陳情の２項目で、政策立案の主体者となり得る国立市の正規職員の皆さんには、危機管理学的観点を身につけていただくことが必要だということで、そういう、いわゆるリスクマネジメントの研修というのが必要だと指摘をしているんですけれども、そういう意味での、市としての捉え方なり、考え方というのはありますか。

○【中道職員課長】　現在、防災、あるいはリスクマネジメントという研修自体は、庁内で行っているものもございます。例えば、防災に関しては、近年新人職員に対して防災安全課長のほうから市の防災の状況であるとか、防災対策のお話をさせていただいたり、あるいは、被災地に派遣された職員からの報告、そうしたものもございますし、さらに研修という形ではありませんが、防災訓練、あるいは先日行われた水防訓練、そして救命講習であったり、そうしたところで、現場で実際に動いていただきながら、職員が身をもって防災に対して意識を調整させていく、学んでいくという研修は行っております。

また、リスクマネジメントに関しては、これは防災に限ったというものではございませんが、日々市役所の業務の中で起こり得る事故、あるいは、発生率の高いような事件、そうしたものを参考にしながら学んでいくところが、管理職を対象としたものはございます。ただ、陳情のことにもございますように、決してこれで十分足りているとは考えてございませんので、今後、より一層、防災の意識を職員の中で醸成していく上で、必要な研修なりをきちんと考えていきたい、そのように考えてございます。以上です。

○【高原幸雄委員】　職員はそういう意味で、給食センターに限らず、危機管理という問題について、リスクマネジメントということを常に念頭に置いて、そういう研修なりを行っていくと、こういうことでよろしいですか。

○【中道職員課長】　今ある研修の見直しも含めて、原局である防災安全課等ときちんと連携をしながら研修について見直しを図ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○【上村和子委員】　今回、陳情者の方が来られていないので、陳情の趣旨文を読み取るしかないんですけれども、陳情者は、学校給食の役割が社会変革にとてもつながる、密接につながっていると。歴史を振り返ればということで、学校給食が、国家機能が劣化したり、災害や戦争で生活基盤が失われたときに、その社会を癒し、整え直していくプロジェクトであったと、御本を読んでまとめられておられます。関東大震災の後、そして、敗戦後の占領下の給食、それから1953年の西日本水害、それから近代になったときに貧困のときの子供に対する給食がどれほど支えてきただろうかと。そして、このような歴史を振り返ると、給食は崩れた人間関係と社会基盤を結い直す効果を危機の時代にこそ発揮したことが分かるだろうと書かれています。

本当にそのとおりだと思いますけれども、危機の時代にこそ、学校給食がとても大事であるという認識は、市当局は持っているのでしょうか。まず、最初、それ確認します。

○【橋本教育次長】　これ、陳情が出てきてから、我々も東京新聞さんの記事も読みまして、そこの内容自体を把握させていただいたという状況もございます。

それで、給食の果たす役割というのは、これは非常に様々だと思っていますし、当然、ここで言われているような部分、時代の変革とともに給食の果たしてきた役割というのは非常にあるだろうと思っていますし、我々としても、新学校給食センターが、災害のときにどのような役割を果たせるかというのは、ＳＰＣとも災害協定を結ばせてもらいまして、今後、さらに業務継続計画のような細部のマニュアルを、どの時点でどういうことができるかということを詰めていきたいと思っておりますので、そういう中では、危機管理のときの対応というのは非常に重要であると思っていますし、例えば、この間のコロナのようなときに、果たして給食センターがどういうことができるかということも含めて、対応の検討をしていきたいと思っているところでございます。

○【上村和子委員】　当然考えてきたということでいいんでしょうね。そのことが本当に考えてきたと言えるのかということで、続いて、陳情者はこのように書かれておられます。「給食提供は災害発生時にこそ、子どもたちに生きる希望を与えるものであり、止めてはならないインフラであり生命線であると考える」という言葉が、一文があります。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○【橋本教育次長】　当然、これは給食というのは、できる限り出していけるなら出していくべきだろうと我々も考えているところでございます。

○【上村和子委員】　できる限り、陳情者は止めてはならないインフラであり生命線であるという表現が書かれてあります。この認識は一緒と考えていいということですか。

○【橋本教育次長】　我々としても、しっかりと子供たちの食、給食の重要性というのは認識しているところでありますので、これは止めずにやれるということが、これはいいこと、そういう必要があるだろうと思っております。

○【上村和子委員】　陳情者は、ところが、ところがと陳情者は、今回、今度建設するところは、最大でハザードマップ上、浸水想定が３メートルのところであると。ここで、同規模なものが起きたと

きに機能しなくなってしまうんじゃないかというところで、そのときはどうなるんですかという質問に対して、給食提供が止まるという返事があったと。

そのことは、市民が一番聞きたくない言葉であったというのが書かれてありますけれども、想定の浸水ハザードマップの今度、建つところ、最大の３メートルが来たときに、新給食センターは機能し続けることができるのでしょうか、ここで、もう一度お答え願います。

○【島﨑教育施設担当課長】　もし３メートルの浸水が発生した際の給食の提供ということでございますが、そのような浸水が発生した際には、給食センターからの給食の提供というのは一時止まってしまうと考えてございます。

ただ、給食の提供自体は、例えば、パンや牛乳などの直送品のみの、いわゆる応急給食を提供させていただくですとか、今回調理を受注している事業者の他の給食センターが運営する調理施設、その他近隣の調理施設等から、その施設の余剰分の食事の提供を頂く、もしくは、例えば、浸水があって調理器具、それが支障してしまった場合については、早期に調達可能な調理機器を活用いたしまして、給食センターで副菜や、そういったおかずなどを調理提供するということを組み合わせて、その時点の災害状況によりますが、最もいい給食の提供方法を検討してまいりたいと考えているところです。

○【上村和子委員】　というふうにずっと答えられていることそのものが、陳情者は、そもそも国立市の政策立案をする職員たちの危機管理の力があったんだろうかと。そもそもそういう場所に建てるということを決定したという背景に、そもそもの危機管理の力が発揮されたと言えるのだろうかという２番目の設問になるわけです。こういうことを考えなくてもいい場所に建て替えしなくてはいけなかったのではないですかということの指摘だったと思います。

そのことで、陳情者がどう、その前に戻りますけれども、「給食提供における水害リスクの認識の甘さが気になった」、市当局のです。そのようにお書きになっておられます。そもそも３メートルというものを想定したときに、こういうところに給食センターというのは建てられないんじゃないかという危機管理の視点から、十分に検討したと言えるのだろうか、甘いんじゃないかという指摘なんですけれども、このことについては、危機管理の視点から十分に検討して、こういう結果になったと言えるのでしょうか、質問します。

○【島﨑教育施設担当課長】　給食センターの建設用地の選定というところでございますが、給食センターの建設には一定の広さ、こちらが必要になってございまして、また、法令上、工場に分類され、建設予定地の用途地域が準工業地域、または工場地域である必要がございます。

国立市において、準工業地域で浸水リスクのない場所というのは限られてございますので、現在の事業予定地を選定する際には、そのような検討を行った上で選定をしたという経過がございます。以上でございます。

○【上村和子委員】　すみません。今、私の質疑は、そういういろいろな諸条件じゃなくて危機感、陳情者が指摘されている給食提供における水害リスクの認識の甘さが気になったというところを確認したいんですけれども、危機管理の視点での議論がちゃんとされたのかということが問われているわけです。

防災安全課長は出ておりますが、防災安全の課長として、給食センターの建て替えに当たって、建てる場所について、危機管理の視点で十分に防災安全と教育委員会とで議論をし尽くした結論であったということは言えますか。

○【松平防災安全課長】　お答えします。浸水のリスクを考えての場所選定だったのかというお話だ

と思うんですけども、こちらにつきましては、災害につきましては、風水害だけではないという認識の中で、地震の中で対応していくことになる可能性もあると。その中で、新給食センターに備蓄倉庫を備えることによりまして、指定避難所の応急施設に、応急避難所になるとか備蓄品の補充もです、各避難所の備蓄品の補充もなるであろうという検討がなされてきました。

その中で実際、浸水が３メートルになるということで、３メートル以上のところで設置ができればいいというところはあると思うんですけども、なかなか場所性も含めて難しかったということの中で、教育部署と検討しまして、検討し尽くしたと考えてございます。以上です。

○【上村和子委員】　なるほど。危機管理の検討はし尽くしたとおっしゃいましたね。これ、すごく私は重要なポイント、市がそう言っていると。本当にそうなのかなというところですが、危機管理能力の問題ですけれども、国立市は十分危機管理の視点で防災安全課とも話し合って、ここでいいと決めたと。

その１つの象徴的なものに防災、具体的に今回、防災備蓄倉庫を、これは私、実はセンターの問題に書いてあるので、たくさん聞いたときにも、もう既に市民からも指摘があったので聞いているんですけれども、防災安全備蓄倉庫、今は１階にあると。それで危ないと思ったら、中のものをどこかに移動できるとおっしゃっていましたけれども、それこそ危機管理的にどうなんですか。危ないと思ったときに、防災備蓄倉庫の中のものを２階に上げましょうかということを、そもそも最初から想定するということ自体が、防災備蓄倉庫の意味を持っていますか。

危機管理を徹底して話し合ったと自信を持っておっしゃっていますけど、２階に最初から置いておけばいいんじゃないですか。誰でも考えられますけど、そういう検討をされたんですか。

○【黒澤防災安全担当部長】　これ、さっきも申し上げたんですけども、震災時、水害ではない、地震災害とかがあった場合には、運搬の利便性等もあって、１階のほうがスムーズに運ぶことができます。ですから、水害だけを考えているということではないんです。それがまず、１点。

それから、たしか１年前の総務文教委員会のときだったと思うんですけども、委員さんは、討論だったですか、個人であっても、民間であっても、浸水想定３メートルと分かったら、それより高いところに建てようとするのが当たり前とおっしゃったんですけども、これは実は当たり前ではないんですよ。実際、南部地域には普通に２階建ての家も多く新築されておりますし、企業誘致で来られるところについても、そこまでの対策は見られないんです。地震災害においても同様でして、実際、旧耐震基準の建物にお住まいの方がいるというのも全く同様なことです。費用ですとか様々な問題がございます。

したがって、浸水リスクを勘案しながら、現実的にどの辺りの対策をするのかと、そういう判断になろうかと考えています。今、これが例えば給食センターではなくて、市の防災備蓄倉庫そのものを浸水想定区域に建てようとするのであれば、これは当然、目的そのものがどんな災害にも耐えられなければいけないので、３メートル以上のところにかさ上げするといった判断もあろうかと思いますけれども、これは、あくまでも給食センター内の備蓄倉庫でございますので、上の階に移すという選択肢もある中で、ゼロリスクを取るというのは現実的ではないと考えております。

○【上村和子委員】　自信たっぷりにおっしゃっているんです。私は危機管理能力というときには、こういう市民の方の陳情とかというのは割と大事だと思ったほうがいいんじゃないですか。自分たちの盲点を突かれていないかということを、真摯に、本当に１回は検討してほしい。１回自分の目を通して、危機管理というのはどういうことかということを、自分たちで10人集まっても、10人が１人も

思わないことは落ちていくんです。本当にリスクマネジメント研修をしてくださいと書いてありますけど、リスクマネジメントってどういうことかということが今日問われていて、私は陳情書から一つ一つ追いかけてきました。

今の段階で、皆さんたちが口で、自分たちが３メートルを超えるときが来るなと思ったら、あらかじめ分かるから、２階に物を移動すると自分の口で言っているんですよ。それが想定されるなら、それをクリアする方法を考えなきゃいけないと、それがリスクマネジメントです。

そのときに、風水害の危機を考えたときに、地震も来るとおっしゃいました。耐震工事で、今の技術ですよ、しかも建て替えるんですよ。地震に一番強い建物を造っていくというのは、当然のこととして考えられているわけです。その中で、地震と水害のリスク、どっちが多い、どっちが少ないと考えられないけど、どっちも来たら大変だというときに、比較の対象の問題じゃないというところで、防災備蓄倉庫１つ取っても、私は今の答弁を聞いていてリアル感がなかったです。皆さんの答弁はリアル感を持ってやっておられるかもしれないけど、もう大河内ダムが決壊するぐらいの地震が来たらとか、雨だけじゃないです、地震で来たときに、大災害のときに備蓄品の中の物を上に上げてとか何とか言っていられない状況が私は来ると思う。だからこそ、リスクマネジメントは前もって、最大考えられることに対してこうやる、ああやるということで、避けられることは最大避けていく、そのように研修と訓練なんだと思うんです、これは危機対応なんです。

これ、最後の質疑にしておきますけれど、２番目の質疑で危機対応についての、もっと研修を本気でやらなきゃいけないんじゃないかという指摘があるんですけれども、このことについての見解を市長か教育長かに伺います。現状のままでいいかどうかということで。

○【永見市長】　２点目のリスクマネジメントの研修の充実ということについては、私自身が非常に重要なことだろうと思っております。とりわけ、様々な災害が複合的な形で起きる時代にあります。そこにおいて、都市の構造も複雑化してきているときにリスクをマネジメントする。要するに危機を管理していく、マネジメントしていくという意味合いは、全てがフラットに、安全にということにはならない。そういうときに何をして、何を取って、そしてリスク最小化を図っていくということのマネジメントの在り方というのは日進月歩でございます。

したがいまして、そういう観点、それからもう１つは想像力を養うと、どういうことが災害として起きるんだろうかと。一方で、想像力とリスクを最小化しながら、全てが100％ではないけれども、極端なことを言えば、あるものは捨ててもここは守らなきゃいけないという場合もある。そういうことのリスクの取り方、これは日進月歩で、私なんかも様々な雑誌でリスクマネジメントの連載なんかを読みますけれども、どんどん変わってきています。

そういう意味では、市の職員が不断にリスクマネジメントを研修して、市民の生命、財産を守っていくということの意味は検証していく必要があると、このように考えております。

○【重松朋宏委員】　陳情項目は、備蓄倉庫のことと、それから日常の政策立案のことを陳情事項に上げているんですけれども、陳情の趣旨の本文は、災害時の給食提供の給食を止めるなというところについても言及されていますので、それらについて、まず、お聞きしたいんですけれども、まず、陳情事項の１にあります防災備蓄倉庫、設置場所が１階に予定されているというんですけども、具体的にどの場所にどういう形で備蓄倉庫ってあるんでしょうか。

昨年８月の新学校給食センター運営事業概要によりますと、災害備蓄倉庫は道路面に設け、緊急時に搬出しやすい位置とするとあるんですけれども、イメージ的には、給食センターの建物の中の１階

かなと思ったら、道路面に設けるとあるので、それと別に独立して備蓄倉庫って置いているんですか。

○【島﨑教育施設担当課長】　防災備蓄倉庫につきましては、新しい給食センターの１階の建物内に設置するという計画になっております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　そこで、備蓄倉庫は広さがどれぐらいで、誰を対象に、どんなものを備蓄することになっているのか。

○【島﨑教育施設担当課長】　防災備蓄倉庫の広さにつきましては、おおむね30平米程度を想定しております。

どのようなものを備蓄するかということにつきましては、今後、防災担当のほうと調整をしていくということを想定しております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　30平米というと、６メートル、５メートルですから、この部屋の３分の１ぐらいで、何を備蓄するかについてはこれからと。恐らく陳情者は、イメージとしては、立地場所が最大浸水想定３メートルなので、水害時に備蓄倉庫が機能しないんじゃないかということを懸念されているんですけれども、水害対応というのではなくて、一般的な市内のほかのところにもある備蓄倉庫の機能を給食センターに設けたという理解でよろしいでしょうか。

○【松平防災安全課長】　お答えします。計画段階ですので、まだ具体的に決まっていないところなんですが、教育部署との事前のお話の中で、防災週間などに実際に備蓄品を活用した給食を提供するなど、食育を含めて災害を強く意識していただくということを考えておりましたので、恐らく食料をメインに備蓄していくのではないかと考えてございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　備蓄品の給食というのは、学校給食を備蓄倉庫の食材で、災害時の学校給食に使うことも想定しているということですか。

○【島﨑教育施設担当課長】　今のお話の中で、例えば学校給食の中で、防災の観点から、そこに備蓄していた食料を使って一品多くおかずを提供するですとか、そういうような運用もできるのではないかと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】　そんなに広くないと思うんですけど、それって可能なんですか。運営事業概要によりますと、備蓄倉庫関連の記載として、１万5,000食の米の備蓄が可能な施設とするというのがあるのと、あと、災害時の移動式の回転釜を確保して、炊き出し、これは恐らく水害というよりは、市内全域で地震だったりしたときの移動式の回転釜で炊き出しができるようにということだと思うんですけれども、そういうのを入れていくと、災害時の学校給食に１品加えるとか、そういうのはあまり難しいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺り、学校給食のための備蓄倉庫なのか、あるいは、災害時の一般市民生活のための防災備蓄倉庫なのか、位置づけをきちんとしておかないと、どっちも中途半端になってしまうといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○【土方市立学校給食センター所長】　今、答弁差し上げた、どこに使うとかというのは、あくまでもこれから協議を進めていくということで、案の１つと思っていただければと思います。

基本的に、学校もそうなんですけど、近くの場所とか、あるいは近隣のところで被災した方たちに移動の炊き出しをやったりとか、食料品を出したいという形になりますので、学校の児童生徒に限ったものではないという認識でおります。

○【重松朋宏委員】　そこで、陳情事項の１は、防災備蓄倉庫が浸水何メートルまで耐えることができるのか、具体的に確認を求めるということなので、まさに今の委員会が、陳情事項そのものを、含意を実現する場になっていると思うんですけれども、先ほどの答弁だと1.4メートルまでを超えると、

備蓄倉庫に水が入ってくるというような答弁だったんですけれども、従来の説明だと、0.5メートル、50センチ盛土をして、その上に床面の高さが１メートルという説明だったと思うんですけれども、それからすると1.5メートルかと思うんですが、1.4メートルというのは、これはどういうことなのかということと、あと、それで十分なのか。2016年に市議会で、狛江市の市役所の庁舎に入っている防災センター、視察に行ったときに、あそこも狛江市役所のあたりは３メートルから５メートルの浸水想定区域で、１階に備蓄倉庫があるんです。１階の床面の高さを高くして、さらに水が入ってきても、すぐ対応できるように、たしか止水盤を設置して、水がそれ以上、多少入ってきても中に入らないようにするとか、あるいは、中の棚の下の段はすぐ移動できるようなものを置いておくとか、いろいろそういう運用上の工夫もされていたと思うんですけれども、そういうのを組み合わせていけば、1.4メートルと言わず、もう少し耐えるようなことも可能じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○【橋本教育次長】　50センチの土盛りと、１メートルのトラック運送のかさ上げという答弁は過去にしていたと思います。それで、結果的には、1.4というのは土盛りと高さが90センチということで、1.4になったという、そういう経過でございます。

それで、今、質疑委員さん、狛江市の例を挙げましたが、そういうところは、どういう工夫ができるかというのは今、運用面も含めて、我々も検討しているところでございますので、そういうところを内部で議論をしていきたいなと思っているところでございます。

○【重松朋宏委員】　分かりました。

そこで、陳情事項には入っていないんですけれども、陳情文の本体にある、災害時に給食を止めずに、災害時こそ給食を提供していく体制をどれだけ取れているのかというということなんですけれども、そのことについては、もともとは災害時の炊き出しというのを考えて、これは違うか、事業者の、他の給食センターや食品工場から持ってくるということが、説明があって、確かにそういう方法もあれば、民間委託という形で、かえって災害時の選択肢が増えると思ったんですけれども、ただ、当該の事業者って、あまりそんなに大きな給食センターは、この近辺ではないですし、食品工場もそんなに大きなものはなくて、主に社員食堂ですとか病院の食堂なんかを経営されていると思うんですけれども、実際に、具体的に災害時に国立の新給食センターが稼働できないといったときに、本当に近隣の事業者の食品工場ですとか、調理場から十分な給食というのを国立に持ってくることができるのか、そのことについての、ただの協定ではなくて具体的にどうそれを実現していくのかというところまでの検討というのはされているんでしょうか。

○【土方市立学校給食センター所長】　災害で給食施設、センターが止まるというのは、当然水害以外にも地震や大規模火災なんかもあるかもしれません。そういうことを想定しまして、今、下話というか事前のお話の中で、日頃からパンを納入している業者の方、あるいは牛乳を納入している業者の方、あるいは、つい最近ですと小学校のほうで、実はおにぎりをお出ししているんです。御飯です。そういう今、お話ししましたパンとか牛乳とかおにぎりというのは、給食センターを介さずに、学校に直接、搬入しているという経過がございます。ということは、給食センターが仮に機能しなくても、学校に運んでいただければ、簡易給食的な形になってしまいますが、それを御用意することができるかなと思いまして、今、事前の中で、各業者さんとそういう災害時における給食物資の供給について、協議を進めている最中でございます。

また、先ほど教育施設担当課長が申しましたとおり、今回のＳＰＣの会社でも、例えば、極端に言えば、小学校3,500食、中学校1,500食あるんですが、全く同じ主菜じゃなくても、多少違っていても、

皆さんが食べられるようなものがそろえられればいいかと思っています。ですので、近隣の実績がある総合の業者をされている、今おっしゃいました社員食堂とか業務職とかいろいろあるかと思うんですが、そういうところで、それをそろえられればというので今、話を進めている最中でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　私のイメージでは、ＳＰＣの中核の食品事業者が、近隣でもいろいろな社員食堂だったり、食品工場だったりとかいろいろ持っているので、国立の給食センターが駄目になってもそういうところからうまく集めて、できる限り給食を提供できるようにするというイメージだったんですけれども、そうではなくて、事業者の持っている物流のネットワークを使って、お米、おにぎりであったり、食材を直接学校に持っていって簡易給食にするとか、そういうイメージなんでしょうか。

○【土方市立学校給食センター所長】　ＳＰＣのほうで、児童生徒用の食品をフルで5,000食をそろえるというのは難しいかと思っています。その中で、他市とその業者との協定という実績もあるんですが、今、お話ししたような牛乳とかパンとか御飯という、いわゆる主食の部分、それはそろえられるのかなという認識ではおります。

○【重松朋宏委員】　でしたら、国立市はホームページでこういうふうに説明しているんです。浸水被害等により給食センターが運営できない場合について、復旧までの給食提供はどうなりますかという問いに対して、以下の方法を組合せ、最善の方法での給食提供について、被災時に検討しますというのの２番目に、調理の受注者が受注している他市の給食センターや運営する調理施設、その他近隣の弁当工場等から、その施設の余力分の食事提供の協力依頼をすると。これできれば、止めずにうまく、もちろん他市でも災害で止まっていたりするかもしれないんですけれども、こういうやり方もあるのかと思うんですけれども、答弁を聞いているとあまりそれは期待できない。それよりも、パンや牛乳などの直送品のみのいわゆる応急給食の提供だとか、そちらのほうがメインになると考えてよろしいんですか。

○【橋本教育次長】　これは様々な方法を組み合わせて対応していくということの中で、１が優先とか、２が優先じゃないとかということではないと思っています。

それで、事業者とのこれから細かい協定の中で、なかなか災害の規模とか状況によって、どこまで細かくそれを規定できるのかというのはあると思うんです。ですから、その時々の状況に合わせて、当然余力分というところを、でき得る限り提供してもらいながら、当然主食部分というのも別の業者と協定を結びながら、様々なネットワークを我々もつくっていきたいと思っていますので、そういう中で対応していきたいと考えているところでございます。

○【重松朋宏委員】　そういうことでしたら、日常的に具体的にどうするのかという検討を、より具体的に検討を始めていっていただけたらと思います。災害って本当にいつ来るか分からないので、そのときに対応しようとしたら、とても対応できるような体制になかったということもあります。近隣の民間委託した受注者だからこそ、近隣のそこが運営しているほかの調理施設から持ってこれるんじゃないかというと、期待をすごくしてしまうんだけれども、実際これを本当にやろうとすると、念入りな準備というのが必要だと思いますので、きちんとしていただきたいと思います。

陳情事項の２番目の防災並びにリスクマネジメント研修につきましては、先ほど答弁あったんですけれども、陳情者は政策立案に関わる正規職員とすごく限定しているんです。確かに政策立案過程での防災やリスクマネジメントの研修も必要だと思うんですけれども、一方で、それを実際の政策に関わって、運用時に関わっていく、非正規の非常勤の職員も含めた現場の職員の防災並びにリスクマネ

ジメント研修、これも同時に重要じゃないかなと思うんです。陳情事項にはないですけれども、国立市としては、どのようにお考えなのか伺います。

○【中道職員課長】　委員御指摘のように、市役所の業務は全て正規職員だけで行っているわけでございませんので、会計年度の職員、臨時職員も含めて防災意識を高めていく、そのような取組を検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。よろしいですか。重松委員。

○【重松朋宏委員】　本陳情は、採択としたいと思います。

１項目とも、２項目とも極めて真っ当なことを陳情者は訴えておりますので、採択をした上で、陳情事項にはありませんけれども、災害時の給食提供そのもの、それから非常勤職員も含めたリスクマネジメントや防災の対応というのを、具体的に検討を進めていっていただければと思いまして、採択としたいと思います。

○【上村和子委員】　私も採択の立場で討論いたしました。

本日、陳情者がいらっしゃらなかったので、陳情者の意図はどこにあるのかということで、陳情の趣旨文をじっくり読ませていただきました。たとえお一人であっても真剣に問題を考えるということはとても大事な政策提案だったろうと思いました。そのことで、どれくらい議会が役に立つんだろうかと思って確認をしました。

今日、私が正直感じたことは、新給食センターの中の防災備蓄の位置とか、そういうことに関しては、危機管理の面から十分に教育委員会と防災安全課が話し合った結果だったというのが出たというのが、私は正直ショックでした。自信を持っておっしゃっていましたけど、危機管理とは何ぞやと言ったときに、今日、答弁で出てきたのは、万万が一、想定を超えるような水害のリスクが発生した場合は、あらかじめ、すぐには来ないから備蓄倉庫にあるものを別のところに移動するというのが答弁でした。それがリスクマネジメント計画ですかね。私、十分話し合った結果がこれだったら、これはリスクマネジメントって言えませんよね。分かりますか。皆さん方が、それが分かってくれないと話が先にいかない。もう一度、答弁も皆さんよく読んでいてください。皆さん方は、御自分で万が一のことが起きたら、すぐにはならないから、その前の時間を使って防災備蓄の中のものを別のところの安全な場所に移動するとおっしゃったんです。それが国立市の危機管理の統一した見解なんですか。それが想定されるならば、そもそもそういうことをしなくていい配慮をしなきゃいけないんじゃないでしょうか。私はリスクマネジメントってそういうことを言うとは思いません。

しかも、防災備蓄の中に何があるのですかと聞かれたときに、今からそれを考えるということですけど、防災備蓄の中に、一般的にあると想定されるものが非常用備蓄食材、炊き出し用資材、そして、毛布、マット、哺乳瓶、非常用トイレセット、発電機、救助用資機材などなどです。それが万万が一の時にそこで逃げてくるであろう人たち、その人たちに対して提供されるものであります。そういったものを、何を入れるか分からないけれども、そのために近く地域地域で、公共施設にはこういったものを入れておいて、通常の給食センター業務と違って、万万が一のときにはその備蓄の中のものを使って、少なくとも３日分ぐらい、みんなで生きていきましょうよというためのものでしょう、入っているのが。それを突然、いつ起こるか分からないもので、起きたら、とんでもないことが起きる、今から危くなるぞと言ったときに、もう国立市全部ですったもんだしていますよ。市役所の職員さん

たちも。そういう中で、一体誰がそこに行って、物を上に上げていくのか、上げられるのか、それもほとんどが外部に委託する調理員たちにやってもらえるのか。

皆さん方は現実味がない答えだと思いますよ。リスクマネジメントというのは物すごくイメージングして、できるだけ災害時の緊急事態を想定したときに、混乱が起きない最良の方法を取れる力を言うんですよ。それを皆さん方はやっているとおっしゃっている。しかし、今日の答えがたった１つの答え、これ、本気で考えてください。いざとなったときに、ちょっと前に物を上に上げるなんてできないですから、いざといったときに。そういうのは想定を超えた災害と言わないんですよ。だからできるだけそういうことをしないで済むように、今から備えていくのがリスクマネジメントなんですよ。そのことをもう一度、本気でやっていただきたい。

私は皆さん方ができるとおっしゃったから、あえて強く言いました。できたとおっしゃったから。できたと言った時点で、もうそれが限界になりますので、今日の答弁でできたとは言えないと私ははっきり言いたい。もう一度、次の議会で同じものが出てきて、同じような答えをしてはいけないと思います。災害のリアル感があまりにもなさ過ぎると私は思っています。ですから、そういう意味で今回、陳情者はいらっしゃいませんけれども、陳情者が示してくれた行政がやるべき災害危機管理とは何なのか、職員さんたちはどんな研修をしているのか、もっとちゃんとやってくださいというのはそのとおりだと思いました。ということで採択と致します。

○【小口俊明委員】　本陳情に不採択の討論を致します。

本陳情が課題としておりますのは、新給食センター内に設置をする防災備蓄倉庫が、災害時に役割と機能を果たすのかという点であるかと思います。ここで改めて、新給食センター建設予定地の地理的条件について言及をしたいと思います。先ほど来のお話の中にも出てまいりました、食品工場である給食センターを新たに建設する地域は、国立市内においては準工業地帯である当該地域以外には難しいという確認であります。また、仮に風水害が発生をし、洪水ハザードマップで示されている３メートルの浸水、このような状況となった場合には、１階部分は恐らく被害が出るであろう、このことは想像ができるところであります。

そして、陳情事項の１におきましては、震災の場合には問題とはならないだろうということであります。また、水害時においては、先ほどの答弁で、浸水1.4メートルを超える場合には、影響が出てくるという答弁でありました。その際には備蓄品を２階以上に移動することで対応ができるという見解が、先ほど当局から示されたところであります。

また、陳情事項２のリスクマネジメントの研修、これは先ほどの質疑のやり取りでも出てまいりましたように、他の委員からの質問に答えての答弁で、これまでも職員研修の中で、常に見直しを伴いながら適切に実施をされているのであろうと、このように私は理解を致しました。なお、災害備蓄倉庫の備蓄品は、給食を提供するために使われる食材ということではなく、避難をしている市民に応急の備蓄品、備品ですとか、あるいは保存食などを、これらのことを備蓄する機能である、このように認識をしております。

そしてまた、災害時の給食の継続という課題については、防災備蓄倉庫の設置とは別の視点での取組である、このようにも認識をしております。また、先ほど答弁にあった備蓄品の移動という課題においては、パレットと油圧リフターでスムーズ化を図るということも技術的には可能であろう、このようにも思っております。

以上の意見を申し上げて、本陳情は不採択であります。

○【藤江竜三委員】　本陳情は不採択の立場で討論いたします。

陳情事項１については、答弁があったかというように考えます。また、リスクについてですけれども、ゼロリスクというのは現実的でないというように考えます。様々な災害、準備はしておかなくてはならないというように考えますけれども、完全にリスクを排するということは、それに対する準備コストもかかりますし、その準備コスト自体がリスクともなり得ます。そう考えますと、完全に対策を取り過ぎるというのも、私はどれかを捨てて、どれかを生かすという判断は、いずれにしろ、出てくるのかなというように思います。

そして、陳情事項２についてですけれども、防災に関しては、既にしっかりと研修を行っており、また、リスクマネジメント研修については、管理職において行っていて、市長においては、日進月歩進歩しているリスクマネジメントの考え方をしっかり学ぶ中で、また、多くの職員と共有していきたいというような考え方も示されました。

そうなりますと、既に陳情事項１、２とも、ある程度の水準で達成されていると考えますと、今回は不採択ということで考えております。

○【稗田美菜子委員】　本陳情には不採択の立場で討論させていただきます。

今回、この陳情につきましては、陳情者の方の御本人がいらっしゃっていないので、内容について細かく確認できなかったのは非常に残念なところではありますが、一つ一つ文章の中で確認をして、読み取っていたところ、最も多分市当局に求められているのは、これから先が見えていない不安だと思うんです。これまでのプロセスもなかなか見えてこなかったけど、ここまで今進んできたと。だけれども、じゃあここから先どうしていくんですかと。そもそも給食センターは今の給食センターが、もう老朽化でいろいろと故障も含めて甚だしいと。その給食センターを新給食センターに建て替えるに当たって、今、この時代に給食を止めるわけにはいかないと。例えば給食を止めてお弁当にすることもできたかもしれない。あるいは各自のおうちで食べるということもできたかもしれないけども、国立市の中での給食を止めないという理由をもって、新給食センターを建てていきますと。建てるに当たっては準工業地帯で、しかも面積を考えると今の地域でしかないと。そこまでは理解できたとしても、一生懸命説明してきたとしても、ここから先が見えていないということだと私は思います。

それが、給食提供に関する水害リスクの認識の甘さという言葉になったりだとか、リスクマネジメントの研修をしてくださいということであって、リスクマネジメントの研修をしているから大丈夫ですということじゃないんです。見えてきていないという意味だと思うんです、私は。もっと国立市の子供のために、どこまで市は考えて、どこまでやってきているのか、もっと発信すべきだと私は思いますし、なぜ新給食センターをあそこに建てていくのかということを私は自信を持って言っていただきたいと思います。今の新給食センターでできないこと、うちの子にもアレルギーがありますが、アレルギーを対応できていない現状を少しでも打破してあげたい。初めは乳と卵だけしかないけれども、順次それを広げていってあげたいと、そういうことから始まったはずですよね。一切出てきていないじゃないですか、そういうの。それは不安になりますよ。私も小さな子供を育てていますから、何かよく分からない給食を食べさせられちゃうんだったら、学校給食じゃなくて自分のお弁当を持って行かせなきゃいけないかなと、当たり前にそう思うと思います。

そういうことが、私は見えてきていない、外に出せていない、発信できないということが、この陳情につながっていると思いますので、陳情そのものについては、もう一点、リスクマネジメントについては、リスクマネジメントだからこそ全庁的に取り組むべきだと思います。きっとリスクヘッジの

観点じゃないんです。あらゆるリスクに対して、どのようにそれを解決していくのかということだと思います、リスクマネジメントというのは。そうなると、政策立案の段階だけではなくて、それが事務事業として執行されたときにどういう形で出てくるのか、想像し得ないリスクとかというのがそこで出てくるんですよ、絶対に。そこで事業に携わっている正規職員や非正規の方たち、たくさん携わっていただいていますよね。その方たちにも絶対にその研修だと思います。その方たちこそが市役所を支えているはずなんです。

ですから、ぜひそこについては、これまでの御答弁の中では、一定程度の取組はしているというのは分かりました。管理職を対象にしたものもあるとか、あるいは発生率の高い事件についてのものについては具体的にやっているだとか、御答弁ありましたけれども、全庁的に取り組んでいただきたいということを強く申し添えておきます。

話が元に戻りますけれども、そういう、きちんと市としての取組が見えていないことが大きな問題だと思いますので、そこについては、しっかりと表に出してきちんと伝えていく、不安を取り除いていくということを強く要望いたしまして、この陳情につきましては、一定程度、これまでの取組で、市として取り組んでいることだと私は考えますので、不採択とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】　この陳情については、採択を主張します。

今、皆さんからも述べられているように、あの地域に給食センターを建設すること自体が、当局としては本来、もっともっと深く考えるべきではないかと思うんです。しかも、あの地域が、災害発生時に３メートルの水深想定地域にあるということ自体が、これは本当にしっかりとした考えを、庁内を主体として意思決定を行うべきだと思います。

特に、ここで給食提供は、災害時には子供たちに生きる希望を与えるものであり、止めてはならないインフラであり、生命線であると、陳情者のこの思いが本当に市役所としては、真剣にそういう受け止めがされているのかという点では、なかなか不十分な状況にあると思います。市民の生命、財産を守るというのは本来、自治体の役割でありますから、給食センター、しかも給食センターの果たす役割というのは、災害時にとっては非常に大きな役割を担っているわけです。

そういう点で、最近特に感じるのは、50年に一度、100年に一度という風災害、特に集中豪雨などを含めて、各地で甚大な被害が発生しているわけです。そういうことを考えると、市の政策決定については、もっとレベルアップをして対応していく必要があると思います。

２番目の職員の捉え方の問題でも、十分にこれまでの延長線上ではなくて、そういう事態に現在の状況が置かれているということを踏まえて、リスクマネジメントも考えていく必要があると。単なる講習だけでは済まない、そういう市の職員としての任務があると思いますので、専門的な防災リスクマネジメントの講習というのも非常に大事なことでありますから、今後、ますます市の職員の、そこでの役割というのは重要になってきますので、ぜひこれは強化をしていただいて、本来ならば、あそこの地域に建設すべきではないということも申し上げて、この陳情は採択と致します。

○【遠藤直弘委員長】　意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において、本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで休憩に入ります。

午後２時４５分休憩

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

午後２時５９分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(4) 陳情第１４号　富士見台第一団地投票所廃止案に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第14号富士見台第一団地投票所廃止案に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔によろしくお願いいたします。

○【多和田栄治陳情者】　富士見台団地自治会の会長の多和田でございます。

大切なお時間を取っていただいてありがとうございます。これは陳情する中身かどうか分かりませんが、ただ、私のほうで情報として、選管のほうでこういうことを議論されていると、まだ市でお決めになったわけでもないので、ただ、そういう意味で、この中身については、既に議会事務局を通して市長さん宛てにも、自治会としても意見というかお願いをしておいたんですが、今度の市議会、６月議会でも陳情を出しておいたほうがいいのかなと思いまして出したら、取り上げていただきまして、むしろ戸惑っているというのは、まだ市としての案でもなさそうな案で、ただ、せっかくの機会ですから、ぜひこういうことのないように、今の選管のほうでは、居住者や市民の利便性の向上と得票率の向上を目指して、投票所の見直しをしていると。それ自体は非常に結構なんですが、最後のところの具体的な案として、従来、第一団地の投票所をなくすと。理由は、有権者の数が一番少ないし、今後も人口の増加の見込みが少ないから廃止して、そして現在、第一投票所を利用している有権者の方に対しては、三小と七小投票所に行ってもらうことにしたいとする案が出ているわけです。

これ、自慢するわけじゃないけど、第一団地投票所が、国立の中で、これは直近の選挙ですが、抜群に投票率が高いんです。これは何も富士見台団地の住民の意識が高いということをここで言うつもりは全くありませんが、ただ、投票所として非常に安全で、身近で行きやすいということも１つの投票率が高い理由じゃないかと思うんですが、今の投票所をなくして、三小と七小に分けるとなったら、どういう結果になるか、むしろ団地の政治意識が試されることになるのかもしれませんけど、試されるとかなんかという問題じゃなしに、御存じでしょう、皆さん。七小通りが、いかに車の往来がひどいか。そして、この中でも認めているんですよ。

ネックは、居住者の高齢化がネックになっているということで、高齢化が非常に進んでいると。高齢化というのは、ますますこれから進むわけですから、ただ、一言言っておきますと、将来の見込みがないんじゃなしに、団地の家賃が高くて空き家が多いと。家賃を安くして、空き家をなくして、若い世代も大勢入って、人口が必ずしもここに書かれているように、今後、増加する見込みがないという現状認識は間違っていることになるんじゃないかと思いますが、それはともかくとして、今まで本当に安全で身近なところで投票できた高齢者たちが七小通りを渡っていくと。御存じだとは思いますが、第一団地の一番東側、フェンスの中は、あの道路が危ないから歩行者が団地の中を歩けるように通路も整備してあります、側道として。

それくらい危険なところに、みすみす分かっていて、人口が少なくなるからということだけで、投

票所を七小と三小に変えるということ自体が、本当に利便性を考えたわけでもなく、投票率の向上を考えたわけでもないと。だから、国立市全体の投票所をどうするかという検討は大いに結構ですけれども、第一団地の投票所をなくすということだけは、ぜひ市議会としてもやめるようにしていただきたいというのが、私どもの陳情の中身でございます。以上。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　どうもありがとうございました。（「私難聴なので、ちょっと声を大きく」と呼ぶ者あり）じゃあ、顔をこっちに向けます。いいでしょうか。背中を向けます。失礼いたします。

本当に陳情ありがとうございます。傍聴もありがとうございました。今、陳情者の代表の方がおっしゃってくださった、団地の投票所の特徴、そして、長年投票率が高かったこと、そして、さらに高齢化が進み、三小や七小にまで行かなきゃいけなくなったら、どれだけ投票率が落ちるかというような問題、そういう実情を選管の委員なら知っていると思ってよろしいでしょうか。知っていて、廃止するという案が出てきたのでしょうか。それとも知らなくて、こういうものが出てきたとお考えでしょうか。そこら辺りをお聞きしたいと思うんですけど。

○【多和田栄治陳情者】　高齢化がネックであるという、これです、住民の皆さんに配られていると思いますが、その中に高齢化がネックであるということが書いてありますから、私は知っていておやりになっているんじゃないかと思って、よく市民に寄り添うという言葉がありますけど、これほど絵に描いた寄り添わない中身はないだろうと思っていますから、私は知らなかったじゃない。あの交通量の多さといい、高齢化の進んでいることの中身といい、知らなかったじゃ済まさないと、仮に知らなくてもと思います。

○【重松朋宏委員】　よろしいでしょうか。選挙管理委員会のほうで、投票区の見直し検討分決定最終報告書というものが１年半前の2020年９月に出ているんですけれども、私たち議員が知ったのは今年に入ってなんです。陳情者の方はいつ御存じ……（「たしか３月ぐらいじゃなかったかと思います」と呼ぶ者あり）陳情者の方も、３月頃に投票所がなくなることが検討されているということを知ったということですね。

報告書の中に、問題点として、第９投票区、第一団地集会所は区域が狭いことと、有権者数が減少傾向にあるが、投票日当日の投票率は高いと、これが問題だとされているんですけれども、この投票区にお住まいの有権者として、このことは問題だとお感じになっていますでしょうか。

○【多和田栄治陳情者】　ちょっと中身を。

○【重松朋宏委員】　もう一度、繰り返します。第一団地集会場のある投票区について、選挙管理委員会は問題があると言っております。それは、区域が狭いことと、それから有権者数が減少傾向にあるが、投票日当日の投票率が高いということが問題だと。だから見直すんだということなんですけれども、有権者としては問題だと思って……

○【多和田栄治陳情者】　もちろん市民の数だけで、ないしは面積だけで考えると、今までの利便の明らかに悪化していることを前提にしたような中身を決めるとは何事かと。ましてや、もともとの目的である利便性の向上と投票率の向上という面から見ても、それが相反することが明白な中身じゃないかとは思っております。

○【重松朋宏委員】　つまり、選挙管理委員会は、投票区が狭くて有権者数が減っていることと投票率が高いことが問題だと言っているけれども、有権者としては特に問題はないと。（「高いことが問題だとは書いていないですよ。高いと書いているだけで。問題にはしていない」と呼ぶ者あり）問題

だとは（「ネックと書いていますから、御存じだろうと思います。事情は」と呼ぶ者あり）結構です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　では、大きい声でやります。答弁も大きい声でお願いいたします。

この陳情は、本来出すべきでもない陳情だろうと陳情者はおっしゃっていました。それで、私がまず確認したいのは、本陳情の文章にもありますが、選挙管理委員会こそ、富士見台第一団地投票所がどういうふうに使われてきたかを一番知っているところですよね。これをまず確認します。実態を一番知っているところですよね、選挙管理委員会が。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　もともとの投票所の中で、投票率が一番高いということはもちろん認識しております。その中で、実情自体も認識しているということでございます。

○【上村和子委員】　どういう実情ということで理解していますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これについては、選挙管理委員会がということでよろしいですか。事務局じゃなくて。（「どちらでも」と呼ぶ者あり）委員会として、事務局もそうですけど、もともと、まず、１つ目は、確かに有権者数がどんどん減ってきているということと、投票率が毎回高いというのと、当日の投票率も高いということも検討委員会の中でも言っていますし、認識はしているということで理解しております。

○【上村和子委員】　私が、一番重要なのはそこではありません。今、陳情者が言われた、高齢化が進んで、今、団地の中だから安心して安全に、車椅子でもつえをついてでも行けるけれども、これが第七小学校や第三小学校など、危ない道路を挟んで行かないといけなくなったら、投票すらできなくなる人たちが出てくると、その実態をおっしゃっているじゃないですか。

つまり、団地の高齢化が進み、そのような高齢者が利用しているという実態を一番知っているのは選挙管理委員会ではないですかということを聞きたかったということです。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　高齢化については、市内全体でも進んでいるということで、会議の中ではそのような状況が出ています。ただ、第一投票所が特化してということについては、会議の中では、議題としては出ていなかったということでございます。

○【上村和子委員】　議題にも議案にも話にも出ていなかったということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　私どものほうで資料として出す中で、投票率、その他は出しているんですけど、あと、高齢、年齢別の有権者数は出しておりますので、そこの部分は資料としては出しているところでございますが、投票者数について、これについては、そこまでは、前の話なので出していないんじゃないかと考えています。

○【上村和子委員】　そういう実態を出していないのに、なぜ陳情書に書かれてありますが、第７区と第12区に収容に変えるべきだという提案をしながら、ただし、第一団地の有権者が高齢になっていることがネックと書いたのですか。この第一団地の有権者が高齢になっていることがネックと書いた根拠はなんですか。

もう少し分かりやすく説明しましょうか。書いていると言ったから。陳情書の中に、こういう表現があります。第一団地の有権者が高齢になっていることがネックと認めながら廃止し、第三小学校と第七小学校に、それぞれを移すと、提案しているという表現がありますよね。しかし、今の私の質問

では、そのようなことを議題に上げたこともないとおっしゃっていました。ということは、第一団地の有権者が高齢になっていることがネックというのは、そう思っていなかったということですか。それが分からなかったということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　ネックになっているというのは、私どもの最終報告書の中には多分出てはいないと思うんです。だから、その中で……。

○【上村和子委員】　ということは、ネックになっていないということを言いたいのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　検討会議の中で、そこまで深く検討はなかったということでございます。

○【上村和子委員】　選挙管理委員会は、高齢化に伴う投票所の在り方、これから当たり前ですよね、高齢者が増えていくわけですから。年を取っても安心の投票所の設置というのは、選挙管理委員会で一番重要に考えられるべきテーマではないのですか、確認します。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　高齢化に向けて、確かに投票所を充実させていくというのは、選挙管理委員会としても行っていかなくてはいけないことだと考えております。

○【遠藤直弘委員長】　上村委員、選挙管理委員会事務局長ですから、なので、委員会として行った事実のことを申し上げているので、その中で個人的な見解を申し上げるのはなかなか難しいと思いますので、その点を留意して御質疑いただきたいと思います。上村委員。

○【上村和子委員】　選挙管理委員会の事務局として、選挙管理委員会で、投票所を廃止することについて、高齢化の問題とか高齢の人が安心して投票し続けるために、投票所についての廃止は慎重でなければいけないという議論がなされたことは１度もなかったという事実でいいですか。事務局だから、話合い、議事録作っておられますよね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　１回目の会議のときに、一応問題点とか、その辺のところには私どもの事務局でも話はしております。その中で、ここに書いてあるとおり、第９投票所については、範囲が狭いですけど有権者が減っていると。その中でも投票率が一番高いので、これについては検討するものについてはということで話はさせていただいているんです。３回目以降は、委員のほうで、直接検討したいということで、私どもはオブザーバーになったので、必要があれば、資料を出していくということになっていて、委員会の委員の方が自分たちの中でやって、最善な投票区をつくっていきたいということでやっていくということ、それを検討委員会の決定としたいということでやっていくことになりました。私どもは最初のときに、その問題点は指摘しております。

○【上村和子委員】　事務局としては、問題点を指摘したけれども、その後は、選挙管理委員さんたちが自分たちでこの問題を考えていきたいということで、自分たちで考えていった。その中で、投票所が、第９投票所の廃止が決まったということなんですか、確認します。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのとおりでございます。

○【上村和子委員】　そのときに、事務局が関わっていないことが分かりました。委員さんたちが自分たちで話し合って決めた。その経過は議事録とか、その内容については公開されていますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これについては、あくまでも委員会の中の会議なので、議事録は取っていますけど、公開はしておりません。

○【上村和子委員】　事務局は、その話合いに事務局として参加していましたか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　１回目、２回目は参加していましたが、３回目以降は、委員会の中で行っていますので、オブザーバーとして出ている中で、委員長が議事を進めていたということ

でございます。

○【上村和子委員】　そのときのオブザーバーとして参加していた委員長が中心で進めていた会の中で、第９投票所の廃止が決まったようですが、そのことの経過と内容を示す議事録を、情報開示請求をしたら出てきますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　私どもで作っている議事録については、情報開示があれば出すものとなっていると考えております。

○【上村和子委員】　ということは情報開示請求対象になっているので、守秘義務はないと思いますので、議事録も見ておられると思いますから、どういう話合いがなされて廃止が決定したのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これにつきましては、委員会の中で、第９投票所については、第一に、高齢化が進んで有権者が今減っていっている状況であるので、第９投票所は、１つの意見、１人の委員の方の意見として、北側の団地を第７投票区に入れて、南側を第12投票区に統合することが望ましいということと、あと、もう１つの意見としては、第三小学校のほうに全体を入れていったほうがいいのではないかと、もともと第一集会所ですね、あそこが使えないときは、36号棟の投票所を使っていたんです。ですから、そうすると、皆さんそちらに行っていたということを考えれば、そこの部分で、向こうに行くことも可能なのではないかなというところの意見もあったということでございます。

その中で、皆さんの意見の中で集約して、さくら通りから南北で分けたというところで決まったということでございます。

○【上村和子委員】　その話合いの中で、第９投票所の実態がちゃんと調査されたり、それが分かっている委員は全員でしたか。分からないで、机上の空論をしたのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　分かるか分からないかと言いますと、私のほうもなかなかあれですが、議論の中では、皆さん、委員として、責任感を持ってやっているということで分かっているんじゃないかなと考えております。

○【上村和子委員】　責任感とおっしゃりますが、第９投票所を使っている人たちのアンケートとか声を聴いてから、委員さんたちは議論をしたのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのようなことはございません。

○【上村和子委員】　では、役割としての権限として決めたことを、責任感を持ってと、今、事務局長が言ったということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　委員さんとしての責任感を持ってということでございます。

○【上村和子委員】　この責任感については、後で、討論で言います。

36号棟に一時期、移ったという時期があったそうですが、そのときには36号棟に移ったというだけで投票に行けなかった、投票率が落ちた、そのような事実があると、先ほど私は本日、傍聴をしていらっしゃる住民の方から聞きましたが、そのような事実認識は、選挙管理委員会では分かっていましたか。出されましたか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのような資料は出しておりません。

○【上村和子委員】　そういう住民の声や具体的な動きが分からないのに、どうして廃止が決められたのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これについては、やはり有権者が減っていく中で、面積も狭い中で、廃止に向けて、これからのことを考えて廃止するということになっていたということです。

○【上村和子委員】　ということは、廃止になった理由は有権者が少ない、人口の増えがあまり見えない、この２つだけが理由だったということでいいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのようなこと、あとは全体のバランスを見てということの意見もございました。

○【上村和子委員】　それでは、選管の事務局長はもういいです。

市長に伺います。国立市としては、高齢化が進んでいく中での選挙の在り方、このことについて、重要なまちづくりのテーマには挙がっていないのですか。

○【永見市長】　挙がっておりません。

○【高原幸雄委員】　事務局のほうに何点か確認したいと思うんですが、今の議論の中で、今回の選挙区の、投票区の見直しの、根本的な見直しの原因というか理由というのは何なんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず、最初に、南部地域に投票所がないということがありまして、委員長のほうが発議をしまして、他の委員、皆さんが、これについては検討していくということで、全会一致で決定したことでございます。そのことによって、まず、投票区を増やしていくことと、それに基づいて、会議の中で、ほかの委員から、であれば全体的な見直しを行ったほうがいいのではないかという意見がありまして、全体的に見直しをしていくことで進んでいったということでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】　投票区の見直しというのは、国の総務省のほうも、選挙について、投票率アップという考え方というか、それがあって投票区の見直しと、それはなぜかというと、有権者がいろいろ投票所に行くまでにいろいろな困難な条件があるという場合には、そういうことを見直して、できるだけ投票しやすい条件をつくって投票率を上げると、これが総務省の方針だと思うんですよ。

その際に、今回の見直しに当たって、投票所が増えたところ、国立富士見台団地の第一団地の投票所の廃止という１つの案も、そういう中で選挙管理委員会の委員のほうで議論して、それを見直しの１つに入れたんだと思うんだけど、全体的には、国立の投票区見直しをする際に、投票所が幾つ新たに増えて、幾つ廃止されるということなんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　今回の見直し案については、２つ減らして、１つ増やす、２減１増ということになります。

○【高原幸雄委員】　１増２減ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）１増２減ね。その際に、南のほうの、例えば現在ですと、市役所まで投票に来ると、インターチェンジの付近から市役所まで来ると、こういう投票区になっていますよね。そうすると、はけを超えて、坂道を越えて市役所まで来るというのは、かなり高齢者の場合は条件がきついということで、移動の軸というのは、東西の移動の軸に直すということで新たに投票区を設ける、こういうことで、第三中学校でしたっけ、こういう見直し案の１つにもなっていますよね。

そういう投票をする行為として、条件が悪いところは緩和をして、投票率を上げるということなんだと思うんですけど、それで見ると、富士見台団地は、投票率が市内で一番高いですよね。有権者が少なくても、投票率が一番高い投票所になっていますよね。そうしたら、減らすということにはならないんじゃないかと思うんですけど、何で廃止の対象になるんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのことについては、全体の中の有権者数を見た上の中で、もともと狭い中でやっている中で、これから今かなり減ってきている状況であるので、ここについては振り分けたほうがいい。逆に統廃合、統合したほうがいいのではないかという意見になったというこ

とで、会議のほうで進んだということでございます。

○【高原幸雄委員】　よく分からない。今の答弁はよく分からないんだけど、つまり、ほかの投票区との関係で見ると、団地の投票所を廃止するという理由の整合性が取れていないんじゃないかというのが僕の意見なんですけど、それはどうなんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　整合性が取れていないかどうかということになりますと、委員会の中では、話合いの中で、そこのところについては統廃合していくということで、整合性云々といいますと、そこのところでそういう議論がなかったので、そこについては、実際に前々から減ってきているという状況で、全体見直しの中で、ここも見直したほうがいいのではないかということで、見直したということでございます。

○【重松朋宏委員】　私たちが投票区の見直しについて初めて知ったのは、今年度の予算案の説明があった頃に、当初の予算素案の中に、見直しの予算が入っていて、説明を受けて初めて知ったんですけれども、そのときに、選挙管理委員会投票区見直し検討分決定最終報告書というものが、その１年半前に出ていた、１年ちょっと前に出ていたということを初めて知りました。

これをどう見たらよいのかというのが、今でも分からないんですけれども、なぜかと言いますと、選挙管理委員会の議事録を見ますと、ほとんど言及がないんですよね、投票区の見直しについて。2020年の３月の第１回定例委員会で、議題の最後にその他として委員長が言及をされています。４月から検討委員会を月１回開催し、10月までには決定したいと思います、投票区の見直しについて、とあるんですけれども、その後、９月の定例委員会でも、11月の臨時委員会でも全く言及されていない、選挙管理委員会できちんと確認されていないんですよね。議決を経ていないんだけれども、署名はされていると。

これは、これを選挙管理委員会で決定された報告書と見てよいんだろうか。それともまだ最終決定はしていない、あくまでも段階のものと見たほうがよいのか、非常にこの取扱いが分からないんですけれども、これは選管で決定された報告書と見てよろしいんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これは選挙管理委員会の委員が会議を経て決定されたものとなっております。

その中で、令和２年、そのときに、12月で委員の改選がありまして、それで、その後、また新しい委員になっておりますので、その中で、次の委員さんとまた検討していくことにはなろうかと思う。また、報告書の中に書いてあるとおり、次の対応として、問題点の洗い出し、ポスター掲示場の場所だとか、あと実際に、三中が使えるのかとか、そういういろいろな諸々の問題を解決しなくちゃいけないということもありまして、それを経た上で、実際に委員会に出していくような形にはなろうかと思っています。その中で、委員さんとの説明とかは少し遅れている状況で、選挙もありましたので、なかなかそれが進まなかった状況です。しかし、市議会議員選挙を目途とするのであれば予算が必要になってくるので、そこで、一応、４月の段階で、３月のときに令和４年度予算で出させていただこうと考えたところなんですけど、まだ調整不足ということがありまして、１回取り下げたということでございます。

○【重松朋宏委員】　この報告書は、選挙管理委員会の正式な報告書ですかという問いに対して、委員が会議を経て決定されたものだという答弁だったんですけども、その会議というのは、選挙管理委員会の会議ですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　選挙管理委員会の委員会ではなくて、逆に言えば、委員会形式

で、委員会として正式にやるとなるとなかなか議論が進まないということがありまして、その中で、会議を経て、検討会ということですね、その中で決定されたものを、その後に今度は議決をしていくという流れにはなってくるんじゃないかというところで、それまでの決定事項だということでございます。

○【重松朋宏委員】　議決というのは、報告書として議決が必要だという認識でよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そうですね。実際に今後、進めていくようになるとすれば、逆に今の、その委員さんは前委員さんなので、それを含めて新しい委員さんの議決を経て、例えば細かいことも含めてやっていかなくてはいけないのではないかと考えて、ですから、予算についても現行の委員の議決が必要になってくるんじゃないかと考えております。

○【重松朋宏委員】　分かりました。最終報告書はまだ、委員が決めてはいるけれども、選挙管理委員会としては、確認の議決はされていない状態のものが、2020年の９月に、まだ作られた状態になっているということが確認されます。

ここに至るプロセスについてなんですけれども、度々検討会議で議論してきたとあるんです。答弁では、事務局のほうで議事録メモを取っているけれども、公開していないという答弁だったんですけれども、そうなりますと、情報公開条例の第21条の会議の公開原則、「実施機関の附属機関の会議その他実施機関が別に定める会議は公開する」に抵触しちゃうんじゃないかと思うんです。こんな大事なことについては、会議の公開、少なくとも非公開にするのであれば、非公開にするということを会議で確認しなければいけないですし、そこでの議事録を公開するかどうかは、また別問題で、終了後は何らかの形で公開することが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　会議ということであればそうなんですけど、まあ検討会の、何というんですかね、本当にもんでいる段階の会議なので、そこまでのあれは必要ではないのかなということで、こちらのほうも考えていたということで、公開はしていないということです。

○【重松朋宏委員】　確かに議論する中で、その場は非公開にすることというのはあり得るんですけれども、少なくとも議論が終わって、報告書としてまとめられた時点では、どういう議論でこうなったのかということについては、事後的にも、会議録なり会議のメモは公開すべきだと思います。

その結果、出されて、まだ選管としては確認されていない報告書の内容のことについて、何点か質疑したいと思うんですけれども、ここで第９投票区、第一団地集会所について、先ほど言及しましたけれども、区域が狭いことと、有権者数が減少傾向にあるが投票日当日の投票率が高いと明確に述べてあります。

これは具体的に区域が狭いこと、有権者数が減少傾向にあること、それからもう一点、投票日当日の投票率が高いこと、この３点が問題だから第７投票区に一部を編入するということになるんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これを作成したときに、問題点として挙げた中で、実際に第９投票区を廃止するということが、まず前提にありまして、そうなったときに問題点として、まず第１に問題なのが、区域が狭い中でポスター掲示場の数もすごく多くなっているというところもあって、そういうことがあったということです。

もう１つは、有権者数が減少していると。ただし、廃止するに当たっては当日の投票率が高いというのが別の問題であるという意味で、これは書いたことでございます。つまり、そういうことで書いたと。

○【重松朋宏委員】　今の答弁で、こういう問題があるから第９投票区を廃止するではなくて、第９

投票区の廃止が前提にあって、問題点はこれだという記述になったと聞こえたんですけれども、そうなると、なおさら検討会議で第９投票区を廃止するということを前提に、もし検討されていたとしたら、そこでの議論がどうだったのかという問題になるんです。検討会で、もう最初から第９投票区の投票所は廃止しますよという前提で話が進んでいたんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　全体を見た中で、有権者が一番少ないということと、前々から実際狭いということがあったので、その中では、当初の、最初の段階から廃止していったらどうかという意見はあったと記憶しております。

○【重松朋宏委員】　最初の段階から廃止してはどうかという意見があったということですね。その経過については、事務局のほうで会議録、ないしはメモがあるということですので、公開すべきだと思いますし、情報開示請求をしたいと思います。

そこで、陳情文の中では、最終報告書にはないんですけれども、第一団地の有権者は高齢になっていることがネックという表現があります。これは、報告書には、高齢化のことについては言及されていないんですけど、検討会議の中では、高齢化についてネックであるという意見というのが出ていたんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　高齢化が進んでいるということでは意見はありましたけど、それがネックだということでは、意見はなかったということでございます。

○【重松朋宏委員】　どう捉えるかは別として、高齢化についての言及はあったということですね。ただ、それは報告書という形で、全員の合意された意見というわけではなく、一意見だと考えてよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】　そこで、最終的に委員の中で、委員といっても、前の任期の委員の間で確認されて、まだ選挙管理委員会としては確認されていない報告書の中身について、質疑していきたいと思うんですけれども、私はそれなりによくできているとは思うんです。それなりに、それぞれの投票区の課題というのを抽出して、１つのたたき台として見直しの案というのを提示されたというのは、これはこれでいいのかなと思うんですけれども、そこで、４の今後の対応というところ、「変更案を素案として今後、事務局にて実施に向けての問題点の洗い出し、有権者への公表及び意見収集を行い、見直しを行ってもらいたい」、まさにそのとおりだと思います。これが出たのが2020年の10月９日、まだ選挙管理委員会としては確認されていないんですけれども、委員は全員が記名して、押印もしてあるものが出たのが、もう１年半前です。これが出された後で、事務局として、実施に向けての問題点の洗い出し、具体的にどんな問題点が洗い出されているのか、伺いたいと思います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　もちろん第９投票所の問題もそうですし、あともう１つは、ポスター掲示場、あと今後の投票所を使用できるかどうか、例えば第三中学校、駅前プラザ、そういうところについては、そのような形のものを問題点として洗い出していって、そこを１つずつクリアしていかないと、実際に、第４区のところにしても、駅前プラザにしますということで統廃合したとして、例えばできなかった、ということになると――そこで、第４区の統合については、条件付で駅前プラザが使用できることを前提としてということになっておりますので、そういうところを含めて今後、進めていっているということです。

○【重松朋宏委員】　結構具体的に何点か答弁ありましたけど、それをきちんとまとめたものってあるんですか。そもそも、この報告書自体が、まだ選管では確認されていないものなので、事務局とし

ても正式に、これが実施に向けての問題点ですというものってちょっと難しいかなとも思うんですけれども、まとめたものというのはあるんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まだ、これについてはまとめたものはございません。というか、実際に新しい委員さんも入ってきている中で、選挙が続いていたもので、その後に、委員さんへの説明、理解も含めてやっていかないといけないと考えていたので、その時期になってくるということで考えていた。そのあれによって、まとめをしていかないといけないかと考えていたので、今のところ、まだまとめは行っておりません。

○【重松朋宏委員】　分かりました。そこで、今後の対応というところの最後は、「有権者への公表及び意見収集を行い」。これまで公表及び意見収集というのはされていないんですけれども、まず、なぜ公表及び意見収集が、この１年半、全くされていなかったのか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これについては、早めにやればよかったというところもあるんですけど、実際に選挙については、選挙自体が立て続けにありまして、今回、７月に都議会議員選挙でしたか、で衆議院選挙があって、その後、７月に参議院選挙が今回ありますので、そうなると、その間で、どこのところで周知するかというところも含めて――ただ、実際周知すると、間違えたりとか混乱を招くということもございますので、なかなか周知ができない。また、実施時期が来年４月の市議会議員選挙ということになっていますので、７月が終わった段階から周知をしてやっていくということで、そこの部分についてはまとめておいたということになります。委員長とも話をしていたところです。

○【重松朋宏委員】　事務的に、この間、できなかったという事情は分かるんですけども、それ以上に、まだ報告書は選管として確認されていない、前の任期の委員さんの連名の報告書にすぎないものなので、選管としての報告書じゃないんですよね。なので、事務局としても対応しようがなかったんだろうということは、御事情は察するんですけれども、最後のところ、「見直しを行ってもらいたい」と書いてあります。ということは、選管の前の任期の委員さん、４人としては、これが、投票区の案が絶対ではないと。事務局に問題点を洗い出してもらって、有権者から意見収集を行った上で、これ自体の見直し、投票区の区割り案の見直しを行ってもらいたいという意向だということでよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これについては、前委員さんが２名残っていまして、委員長と委員長職務代理と新しい委員さん、その中では、どこまでかというのはあると思うんですけど、かなり思い入れが強い部分もありまして、その中で決定事項というところの部分もあったんです。実際に、委員さんの中で２人代わっているところも含めて、今回、４月27日に委員会を開きまして、この案についても、一応議決を頂き、今度の進め方についても議決をしていって進めていくということで、行っていくということでございます。

○【重松朋宏委員】　４月の会議で、この案を議決というのは、報告書を議決したということですか。それとも報告書に基づく投票区見直し素案を議決したということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　この素案、この会議のものについては、まだ粗い部分はあったので、そこを含めて整理して、委員会に提出して一応議決を経たということでございます。

○【重松朋宏委員】　ということは、委員が連名で報告書を作成したのは、2020年の10月９日だけれども、選挙管理委員会として報告書を議決したのが、今年の４月ということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】　分かりました。ということは、当然、４月の会議録は私も見ていないですけれども、そこできちんと正式に確認をされているということですね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】　その上で、もう一度確認しますけれども、選挙管理委員会が確認した報告書の中で、区割り案を素案として、「有権者への公表及び意見収集を行い、見直しを行ってもらいたい」と。見直しを行うというのは、区割り案の見直しを行ってもらいたいというように普通に読めるんですけれども、それで先ほどの質疑をしたんですけれども、それでよろしいかということを。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　この件につきましては、４月の27日に出した案としましては、まず１つは、この案を進めていくということ。進めていくというのは、この案を基に、今後、今回予算の中で、補正予算を出しているということも含めて、議決が必要になってくるので、その中でやっていくと。その中の市報に出していく中の内容としましては、パブリックコメントなりを含めて意見収集を行い、その中で見直しもあり得ると、あり得るというか決定ではない、決定として出すわけではなくて、委員の皆様方から、一応、実際に団地の方から要望書も出たりとか、そういうことの検討も行った上で、このまま決定するのではなくて、意見収集した上で広く意見を聴いて、その中で見直しを行うということで議決をされたということでございます。

○【稗田美菜子委員】　それでは、お伺いします。2020年、令和２年の４月に行財政改革プラン2027になるんですか、2027年に向けての行財政改革プランが出されております。その中では、選挙管理委員会事務局として次のように書かれています。

投票区の見直しによる投票率の向上。昭和47年に、現在12投票区となってから細かな区割りの変更は行っていたが、大きな変更がない状況となっていると。当時の有権者数は４万5,000人弱であり、現在は６万4,000人弱となっていると。区割りについても、当時、学校施設の利用が根本にあり、そこから増設をしていく中で大きな見直しをされていない状況である。投票率については、東京都全体の中で上位となっている状況であるが、一方、市内各投票所の投票率を見ると、高い投票所と低い投票所では14％の差があり、全体の投票率より６％低い結果となっている。投票率の低い３つの投票区では南北に長く、投票所に行くのに坂がある状況であるため、投票所に足を運びにくいのではないかと推測される。期日前投票が平成16年（2004年）の参議院選挙から始まって、昨年の参議院選挙では、投票者中34％が期日前投票を行っている状況であるが、当日の投票者が６割以上となっており駅前プラザの開設により、投票環境は向上している。

ここから先が大事なんですけど、「今後は、期日前投票数の割合の推移を見ていく中で投票率の低い投票区の検討を行い、投票所増設及び区割りの検討を行う」と書いてあるんです。効果としては、投票環境が向上し、投票率の向上が見込まれると。

これ、行財政改革プラン2027の中で、選挙管理委員会事務局として出しているんですよね。お伺いしたいんですけども、さっき他の委員からありましたが、今回の投票区の見直しについては、１増２減、トータルで１減らすという理解でいいのかどうか、確認のためお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　今回の案については、１増２減でございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうすると、ここで言っていることと矛盾しているように私は思うんですけども、どうなっているのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　あくまでも行財政改革プランについては、私どもの事務局で考えて、委員長の強い思いの中で投票区の見直しを行いたいということもありましたので、それに合わ

せてつくったことでございます。

その中では、増設も含めて検討していくことが必要であることと南部地域、南北が長いということで、そこについては新しい投票所が必要だろうということも含めて、検討を今後、見直していく必要があるということで、そこに書かせていただいたと。その中で、会議を進めていく中で、結果的に１増２減となったということでございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうですよね、多分そうだと思うんですけど、投票所を事務局としては減らしたくないという前提が、2020年、令和２年の４月の段階で明確にこうやって述べられていて、ただ、その直後、直後ですよね、10月に出されているから。そこまでの間で、投票区の区割りについては見直しをするというのはここにも書いてありますし、選挙管理委員会の意思としてもあったんだと思うんです。

ただ、減となる理由は、私にもよく見えないんです。行財政改革プランというのは、恐らく財政的に大変だから、少しでも財政負担を軽くしていこうと考えていくのが一般的なのかなと。それはよくないことであるんですけども、なのかなという中で、私はこうやって書いたのはすばらしいと思うんですよ。投票率の低い投票区の検討は行いますと、だけれども投票所の増設をして、区割りの検討を行う。これって投票率向上以外の何ものでもないと思うんです。

ここまで述べられていて、結果的に、その半年後ですか、10月に出されているので、そうですね、４月の段階でこれは出されていますから、に１増２減になってしまったという経緯が、何か見えるようで見えていないと思うんです。そこまでの委員会としての会議もそうですが、事務局としての意見をきちんと委員会の中で述べる機会があったのか、それを伝える場所があったのかどうか、お伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず、最初に１回目の会議のときには、いろいろ会議の中では発言をしております。その中では減になるより、例えば、今、私のというか、私のということになるのか、あれなんですけど、大体5,000人ぐらいで１投票区、昔3,000人で１投票区をつくってくださいというのは四十何年前かにあったんですけど、総務省の通達で、ただ、それですと本当に無限増に増えていってしまうということもあるので、その中で、今まで12でずっときている中で、例えば今、大体有権者数が６万4,000、６万5,000近くになってくる中では、増というのもあり得るのではないかということを発言しております。あと、第９投票区についても、投票率が高いということも言っております。

ただし、その後、この件については、委員会のほうで、委員さんのほうでやっていくという中では、事務局は必要があるものについては資料を出していくということで、理想的なものをつくり上げていきたいというところに、委員さんのほうから意見がありましたので、私どもはあくまでも必要なものを出していくオブザーバー的な役割ということで、最終的に、この案が出てきたということでございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ごめんなさい、同じような答弁を何度もさせてしまって大変申し訳ありません。そういうことが意見できる機会は、最初の１回はあったと。他の委員からもありましたよね。そこから、検討会ですか、検討委員会でしたか、という名前で議論をしていったということがあったということは理解いたしました。見えてきました。

そこでお伺いしたいんですけれども、数字のマジックというのが数字はあって、例えば、投票率を上げたいといったときに、純粋に投票所を減らせば上がりますよね。各場所が、投票所を今まで、例

えば３か所に分散していたのが１個になって、平均値を割る回数が減れば、今まで何十か所で、要するに分母の数を小さくすれば、上げていきますよね。上がっていきますよね。各投票所と考えていけば、例えばです。例えば、各投票所の投票率を上げたいと言ったほうが分かりますね。すみません、語弊がありました。各投票所の投票率を上げたい。例えば、何でもいい、第１投票区の投票率を上げたいと言ったら、第２、第３の投票区をやめて、みんなそこに行かせれば、第１投票区は上がりますよね。投票率そのものは上がっていきませんか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　今のあれでいきますと、例えば統廃合したときに投票率が上がっていくかということになるということは、それは逆に有権者数が増えていくので、投票者数が変わらなければ投票率も変わらないということになります。ですから、その分でいくと、実際に遠くなったりとか近くなったりする中で、どの程度、環境的な問題があるので、変わってはいかないと考えております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。それもそうですよね。一概に確かに言えないんです。

私が言いたかったことは、投票所の統廃合とかということではなくて、ここの陳情書にもあるんですけども、結局有権者数とか投票している人を数として捉えているんだとすれば、大間違いだなと思ったんです。数字で何とかしていこうと、もし、もしですよ、数字で。投票区の中の人数とか有権者数の減少とか減少傾向とか、投票する人がみんな違うわけですよね。歩ける人もいれば歩けない人もいるし、遠いと大変な人もいれば、近いほうがいいという人もいるし、あるいは近いと人がいっぱいいるから、期日前投票も別の場所がいいんだという人もいろいろいると思うんですよね。

これだけいろいろな、例えば社会が多様性になっている中で、減らすという議論に何でなっていったのかというのが、私はいまいち、今までの説明では分かりにくいところなんですけれども、それは委員の中で、改選前の４名の委員の中で、そういうふうにしていきたいという思いが非常に強く働いたということ、ということでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　この件につきましては、実際に、第９投票区の問題を話し合う中で、全委員がこれについて同意したということになっておりますので、その中で合意して、ここについては統廃合していくということで意見がまとまったということでございます。

○【稗田美菜子委員】　そうしたら、そのときに選挙管理委員会事務局として意見を述べることができたのか、できなかったのか、もしできていたんだとすれば、どういうことをお伝えしたのか、お伺いします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず、私どもについては発言を許されていないので、それについては何も言うことはありませんでした。ですから、実際に決まったことを受け取ることになりましたので、それ以外に選挙管理委員会事務局として、意見を言う機会はなかったということでございます。

○【藤江竜三委員】　少しだけ確認したいことがあるので確認させていただきたいと思います。最終報告書について、先ほどから数多くの委員さんがおっしゃっているんですけど、区域が狭いことと有権者数が減少傾向にあるということが挙げられていたと思います。

実際に、減少傾向というのは、どの程度減少傾向としてはあるのか、また、各投票区、いろいろあると思うんですけども、投票区の中で、最大有権者数と最小有権者数というのは、どの程度の差があるのかということを確認しておきたいんですけど。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず、第９投票区の有権者数についてですが、平成元年につい

ては、3,123人でございました。現在、令和４年６月１日現在の有権者数が2,324人で、799人の減となっております。

次に、投票区別の選挙人名簿の登録者数ですが、一番多いところが市役所で8,280人、一番少ないところは第一団地の集会所で2,324人となっております。以上でございます。

○【小口俊明委員】　では、伺います。報告書の作成の中での内容の確認なんですけども、インター周辺から市役所までの移動となる投票区があることとともに、直近の近いところでの移動によって投票ができる投票区がある。この違いについて、国立市内において、アンバランスの部分についてはバランスを取っていく必要がある、このような意見が、委員会の中で、報告書の作成の話の中で、こういった問題意識があったのかどうか、伺います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　ここについては、第９投票区と、また、谷保地域、その他の地域の遠いところについてのそのような意見はございました。

○【小口俊明委員】　別の角度で質疑いたしますけども、先ほども委員とのやり取りの中で出てきました、２定に出てくる補正予算の中での話であります。関連の予算が計上されているわけでありますけども、先ほど局長の御答弁の中では、当該投票所、この陳情に出てきている廃止と示されている投票所の廃止の実施の予算ということではなくて、市民から意見を求めることのための予算であると、こういう確認でよろしいですか。廃止の実施をしていこうとする予算ではないということでよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これにつきましては、見直し案について意見を求めるための予算でございます。ですから、廃止ありきということではございません。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】　本陳情は採択の立場で討論させていただきます。

この陳情は、住民の方からの御意見としてきちんと受け止めるべきだと思います。これ以外にも、要請書だったりだとかお願いをしてきているというのは、陳情者の方からも御説明がありましたけれども、当然意見として受け止めるべきだと思います。

御答弁の中で、全体のバランスという言葉が、私は非常に何か気になったんですけれども、物すごく意地の悪い言い方をさせていただきますと、決して投票率の高いところをなくして、みんな一律に、平均的になったということは絶対にあってはならないと思うんです。底上げをしても。底上げをする以外に道はないと思うんです、投票率を上げるということは。投票率の高いところをなくしていくという理屈が全くもって分からないですし、そもそも2020年の行財政改革プランの中で、きっちり選挙管理委員会事務局が事務局として述べているわけですよね。期日前投票の割合が確かに高くなってきてはいるけれども、投票率の低い投票区も検討はしていく、投票所の増設及び区割りの検討を行っていくと、明確に述べているんですよね。そのとおりだと思うんです。

お金をかけて、きちんと投票区を増設していくとか、区割りをきちんと考えていくという姿勢を４月の段階で見せていただいたと、事務局として。だけれども、結果出てきたものは、委員さんの強い思いの中でこういうものが出てきて、これから、これからですよね、それを市民の皆様にしっかり周知をして、意見を聴取して、見直しを行っていくという段取りをしていくということではあるとは思いますが、言われた側からすると非常にびっくりしたと思いますし、ましてや、正式なプロセスを踏

んでいるのかどうか――正式なプロセスじゃないですね。選挙管理委員会の議決は４月27日にしたんですよね。そうですよね。だけれども、そこまでの議事録がきちんと残っていないような状況の中でのものだとすれば、一体どういうものなんだろうと疑問を持たれるのは当たり前のことなんだと思います。

ですので、今回の、これから補正予算の中に出てくるものについては、意見を聴取する、パブリックコメントなどの周知をすると。それもパブリックコメントを集めるということだと思いますし、これから先の投票について、どういうことを考えていかなければいけないかという貴重な機会となると思いますので、補正予算のところで、またそれはさせていただきます。今回の第９区、第一団地のところの投票所の廃止案に関する陳情につきましては採択とさせていただいて、陳情書にも書いてありますが、皆さんが投票しやすい、利便の向上だとか投票率の向上に直結するような形をぜひ進めていただきたいということを要望いたしまして、採択の討論とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】　私は陳情第14号については、採択と致します。

選挙管理委員会事務局の答弁では、正式に選挙管理委員会として確認された案ではないということが度々、（「４月に」と呼ぶ者あり）あ、選挙管理委員会そのもので、何かその辺が非常に分かりにくい答弁だったんだけど、結局、そこに携わる事務局の議事録もしっかり取られていないだとか、いろいろな問題がまだあるようです。今回の投票区、投票所の見直しというのは、一番の問題は投票率をどう上げるのかと。国民の政治参加ということで見た場合に、本当に投票所を――例えば、ここで指摘されているように、富士見台第一団地の投票所の廃止という結論じゃなくて、投票率が高い投票所をわざわざ廃止して、いろいろなところをいじっても、結果的には投票率はそんなに変わらないというような、条件を緩和して投票しやすい条件にするという点では前進なんですけども、そうじゃない高い投票所を廃止するということは、到底やはり逆行する話だと。

なぜ――恐らく総務省もそんな方針出していないと思うんですよ。幾つ投票所が増えたら、幾つ減らさなきゃいけないという、結局お金がかかるから、１つ増えたら１つ減らすみたいな、こういうやり方というのは、本来、投票の在り方を高めるという点で、これはそういう方向で改めるということはよくないと思うので、私は当然、第一団地の投票所を廃止するということには反対なんですよね。

36号棟に投票所を一時期、何回かの選挙で実施したことがあるんです。このときに、第一団地に住んでいても36号棟の場所が分からないで、どこですかと聞かれる人が何人も実際に生まれている。徹底の仕方もまずかったんだろうと思うんだけども、そういうように一番近くに投票所があるから投票率が高いというのは、これはそこに住んでいる有権者の投票所が近いということが、一番大きな、投票率が上がっている要因だと私は思っておりますので、この廃止はやめてほしいという点で、陳情には採択と致します。

○【藤江竜三委員】　本陳情は不採択の立場で討論いたします。

団地にお住まいの方が、第一団地の投票所廃止案に反対しますといった声を上げていただくというのは当然のことだと思います。やはり、投票する方が高齢化してきた、また、近くにあるものがなくなってしまう、そういったことで、様々な要因で継続をしたほうがいいだろう、高い投票率のところをなくすことは何だといった声を上げるのは当然のことだと考えます。そういった声をどんどんパブリックコメントなどでも出していただきたいというようにも思います。

一方で、考えなくてはいけないのは、やはり、市議会が、この投票所に反対したほうがいいというものを選挙管理委員会に送るということについては、冷静にならなくてはいけないのかなと私は考え

ております。選挙管理委員会は公正な選挙を行うため、庁から独立した機関ということで置かれています。公正な選挙をするために、市長からも独立して、あまり影響を受けない形で選挙の運営など、様々なことを決めていただいていると思います。

そういった中で、選挙で選ばれる市議会議員、そして直近の次の選挙に関わることでもありますし、これを議会から、陳情を経てということではありますけれども、意見書を送る、また、こういったものを採択するというのは控えるべきであろうという立場を取りたいと考えますので、本陳情には不採択と致します。

○【上村和子委員】　私は採択の立場で討論いたします。

正直、今日審査して非常に驚きました。それは、事実として、この話合いが選挙管理委員会の中で、１回目は選挙管理委員会事務局が様々な課題を出したと。２回目以降は、選挙管理委員が自分たちでやるからと言って、そして、オブザーバーとして意見が出せない立場に事務局がなった。じゃあその間、どういう話合いがなされたかの議事録が、メモ程度にはあるけど公開されていない。その議論を選挙管理委員が明確にして、なぜ第９投票所を廃止するに至ったのかという説明責任が一切なされないまま、素案として決まり、そして市報で出し、パブリックコメントを取って、そしてもしかしたら決定されるかもしれない、こういうプロセスは、私はあり得ないと思っています。選挙管理委員は、議会で承認というんですか、提案されて議会で決まっていきます。そういう人たちであります。選挙管理委員でしょう。委員。（「選挙で」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい、選挙で決まります。議会の選挙で決まります。それくらい公平性を、超党派の意見がちゃんと反映されるような人たちで運営されていなければいけません。

その中で、私がびっくりしたのは、高齢化に向かう中で、選挙管理委員さんたちが高齢者の投票環境の向上という大事な視点が抜け落ちた中で投票所の廃止を決めていったことです。市長にも伺って、市長に聞いて、私もそれもまたびっくりしたんですが、高齢化に伴う投票の在り方について、まちづくりの課題に挙がっていないということでしたけれども、実は選挙における投票というのはとても大事なものです。それを、いかに環境を整備していくかというのは、総務省が既に重大な課題として、選挙に行きづらい、そういう高齢者の声を聞き、高齢者の投票機会をいかに確保するか、いかに創意工夫するかということで、高齢者の投票環境向上の検討委員会を既に何年も前にやっています。選挙管理委員会の重要なお仕事は、これにあるんじゃないでしょうか。

今日、様々な委員たちが投票率を上げていくために何をしたのかという中で、今日、まるで投票率が高いことが悪いことかのように聞こえました。私はそれ、言語道断だと思いました。これぐらい、いいモデルじゃないですか。これぐらい団地の中に１つ、いつも行き通っているところに投票所があれば、車椅子でも、つえでも、歩いて行ける、だから投票率も高くなる。道を１本隔てたところに行けと言われたら行けなくなる。こんな貴重な声を聞かず、それ以外の理由をして、投票所を、今まであった、何十年もあった投票所を廃止するというのはあってはいけない。なぜこの原則が選挙管理委員の中でできなかったのか。

私ははっきり言いますけど、これ、リコールもんだと私は思っています。選挙管理委員のお仕事は、ひたすら住民が安心して、安全に投票しやすい環境づくりを公平につくることにあります。そのときにできているところを減らして、できていないところを足すために、できているところを減らすということはあっちゃいけないわけです。増やせばいいんです。南部に幾つでも増やせばいいじゃないですか。何だっけ。１減かな。（「１増えて２減」と呼ぶ者あり）そうそう、１増えて、２減らす。議

会としては、私は議員として、１増やすのでよかったじゃないですか。何で２減らすんですか。こんなの普通に考えて通用しませんよ。これは議員だから、選挙をやっているからと言われたら私は心外です。選挙権というのは住民にとって大事なんですよ。高齢化の中で、今、国を挙げて何をやっているかと言ったら、私は期日前投票とか充実させるべきだし、そして移動支援までやっているんですよ。選挙がしやすいように移動支援をする、高齢者を運ぶ車を出す、タクシーを出す。そして、郵便投票をしやすくする、そんなことを地域ではいっぱいやっている。そういう中でせっかく、せっかくこんないい、みんなが投票に行ける大事な投票所を、何で密室で、選挙管理委員が数人で決めますか。それを素案として持ってきますか。私はそれを載せた市報は配ってほしくない。市報を配る前に、もう一度――このことは政治の問題じゃないです。今回、陳情者の人たちは議会に出すまでもないとおっしゃいました。もっとはなから、もっとこんな議論しなくても、当然みんな分かってくれるだろう。行政の人なら、選管なら、議員なら、陳情を出さなくても当然分かってもらえるだろう、そうおっしゃっているんですよ。

だけど、今日確認をして、そのことが、一番大事なそのことが、今回廃止を決めるときに１度たりとも話されていない。そのことが明らかになったことは、私は本当に許せないです。もう一度、もう一度見直すべき。選管の仕事とは何か、事務局も含めて選管委員は心して、もう一回自分たちの責務をしっかり考えて、そして、もう一度、市報を出す前に選管を開いて考えていただきたい。そうでなければ、いずれかの時点で、私は独りでも、選挙管理委員長に、議会に来てもらう。そこまでやりたいと思っています。

高齢者の声を無視してはいけません。道１本隔てたら投票できなくなるという今日、直接の訴えがあったのですよ。今行けている人たちが、今回の改正によって、変えることによって行けなくなったら、その高齢者の声はなくなりますよ。今消える高齢者の票として、国を挙げての問題になっています。今辛うじてやれている声を消してはいけない。票を失ってはいけないんですよ。それが政治に関わる我々の使命です。そのことを強く訴えて、私は採択と致します。

○【重松朋宏委員】　まず、陳情事項について話す前に、４月に報告書が正式決定されるまでのプロセスが不透明である。こんな大事なことなのに、あまりに不透明であるということについては、まず、指摘しておきたいと思います。とりわけ、第一団地集会所の投票所の廃止ありきで、前提で、検討会で検討された。非公開で議事録も公開されていない会議で検討がされたということについては、もう大変な問題であると指摘しております。大事なことであればあるほど、オープンに進めていかないと、特に民主主義の根幹に関わるようなことこそ、オープンにさらけ出して、しっかりとコミュニケーションを取っていかないと、有権者は背を向けてしまいますよ。大事なことが自分の知らないうちに勝手に決まってしまうんだったら、そのことに関わるのをやめてしまおう。投票なんて行くのもやめようとなってしまいます。

なので、そのことについては、事後的にでもきちんとオープンにして、有権者との対話、有権者というのは、選管の委員を選挙したのは議会ですけれども、主権者は市民ですから、選挙においても議会政治においても、主権者は市民ですから、市民のほうをしっかりと見てオープンに進めていっていただきたいと思います。

一方で、今の選管事務局長への質疑の中で、区割りの案が絶対的なものではなくて、あくまで市民の意見を聴いた上で見直す余地があるという答弁がありました。ぜひそのとおりやっていただきたいと思います。それは第一団地集会場の投票所の廃止だけではなくて、ほかの投票区割りの変更や投票

所の変更についても、本当に市民の中に入っていって意見を聴くことによって、我々も思いもよらなかった、いろいろな意見が出てくるかもしれません。そのことを掘り起こしていくことこそが、投票率の向上にもつながっていくでしょうし、そのプロセスがとても大事な、民主主義の大事なプロセスだと思いますので、そのことをしっかりとしていっていただきたいと思います。

私たちのことを私たち抜きで決めないでというのは、これは独立行政委員会である選挙管理委員会についても、事務をしていく上での原則にしていきたいと思います。最終的に投票区を決めるのは選挙管理委員会、狭義の選挙管理委員会ですけれども、決める前に当事者の意見を聴く、単に聞き置くではなくて、意見を聴いた上でそのことを反映して調整して、場合によっては考えを修正して、責任を持って決めるという当たり前のことをしていっていただければと思います。

一般論で言えば、投票区が広くなるほど、あるいは投票所への距離や交通条件が厳しくなればなるほど投票率は下がるものです。投票しにくくなれば。その点では、南部地域の高低差もある、あるいは投票所への距離もあった投票区が、高低差のない投票区に変更されることによって、例えば新８区案の投票率の向上はそれなりに期待できると思いますし、国立駅北口も新４区に編入されることによって、さらに利便性の高い投票所に移れば投票率の向上を期待できると思います。

しかし、現在の富士見台第一団地の第９投票区の大半を投票所がかなり遠くなってしまう、しかも、交通量の多い道の向こうになってしまう。現在の第12投票区に編入してしまったら、これまでの高い投票率は、むしろ大きく低下する懸念があるというのは、誰が見ても明らかだと思います。

先ほど質疑し忘れてしまったんですけれども、事前の選管事務局長との話では、投票所を１つ廃止することで得られる財政効果は数十万円程度だというお話でした。逆に言うと、数十万円かけて投票区を増やして、投票しやすくしていくことで投票率の向上は図れるんではないかと思います。これまでの選挙管理委員会、選挙管理委員主導で、様々な投票率向上の試み、国立市選挙管理委員会は行ってきました。期日前投票所を市内のあちこちに、狭い国立市でも市内のあちこちに置いてみたり、移動の手段を講じてみたり、様々なことをこの間やってきたことについては、高く評価しています。

だからこそ、委員指導の取組だけではなくて、主権者市民の意見をしっかり聴いて、何度でも見直して意思決定をしていただきたいと考えますので、本陳情については、採択を主張します。

○【小口俊明委員】　公職選挙の投票所設置は、公職選挙法に基づき、市選挙管理委員会が決定をします。長年にわたり見直しがなされてこなかった投票区の区割りと当日の投票所の設置に関して、市選挙管理委員会が、有権者数や投票率などを勘案し、今般の見直し案について、選挙管理委員会として報告を作成しました。

本陳情は、報告書に記載のある第９区、富士見台一団地投票所の廃止案に対し、同投票所の継続を求めるものであります。陳情者の思いとしては、これまで利用してきた当日投票所がなくなってしまうかもしれないという驚きとともに、何とか止めたいというお気持ちであろうと、このように察するところでありますし、また、その御意見もありました。

国立市議会では、陳情は市民からの政策提言と捉えておりますけれども、一方、議員の身分は公職選挙法に基づいて与えられております。その公職選挙を公平、公正に執行していく責任を持つ、市選挙管理委員会は独立した行政機関であって、議会から意見を上げるには慎重であるべきだ、このように考えます。

その上で意見を申し上げるならば、これまで利用してきた投票所を廃止する場合には、当該投票区の皆さんの御理解が必要であろうということであります。そのための御努力に期待を致します。また、

課題のある投票区においては、理解が得られるまでは、現状が変化しないようにもぜひ御配慮願いたいと思います。さらに申し上げれば、当該報告書の記載のある市内の全域を見渡しての、特に先ほど来のハケ下地域の課題、また、駅前の課題等、有権者投票行動の公平性、このバランスを考えた案の作成に対し、選挙管理委員会の御努力、ここに大きく敬意を表するものであります。

当該の当日投票所の継続としても、あるいは廃止としても、陳情への判断としていずれかに断定をしていく、このことは議会としてはなじまないと考えますので、本陳情は不採択であります。

○【遠藤直弘委員長】　意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午後４時３４分休憩

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

午後４時５０分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(5) 陳情第１５号　国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第15号国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【館野公一陳情者】　今回は、国立市議会の総務文教委員会の貴重なお時間を使って、この趣旨説明をさせていただき、ありがとうございます。私は陳情者の１人で、富士見台に住んでいる館野と申します。座らせていただきます。

国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情。自治体は、そこに住む住民の命と暮らしを守ることが求められますが、現代のネット社会においては、守られるべき重要な要素として住民の個人情報があります。この個人情報を守るための法制度が、国の個人情報保護法と自治体の個人情報保護条例です。これまで何度も改正が重ねられてきた個人情報保護法ですが、昨年の改正により、来年４月までに自治体の個人情報保護条例を国が定める基準に改正することが求められています。

昨年３月には、平井卓也デジタル大臣のリセット発言が飛び出して物議を醸しましたが、その時点では、独自の保護措置として残置する規定は別途定めてよいと解釈される説明をしていました。ところが国の個人情報保護委員会が発表したガイドラインでは、各自治体の条例を厳しく規制するかのような表現となっていました。本来、国と地方は対等協力関係なはずです。2000年の地方分権一括法では、上下主従関係から対等協力関係と定義されています。

個人情報保護法は、本来、個人の権利権益の保護を目的としているはずですが、同時に、2015年の改正以降の個人情報保護法では、個人情報の有用性に配慮することも目的としています。これは個人情報を保護するだけではなく、匿名加工情報、匿名化した個人情報をビッグデータとして利活用するという意味です。

自治体はそこに住む住民の個人情報を膨大に保有しています。これを守らなければなりません。こ

のため自治体は個人情報の収集、保管、利用、提供を条例で規制し、その例外を有識者、住民代表による審議会に諮問して行政をチェックしてきました。国のガイドラインは、これら条例の保護措置を法律を上回って許容しないと書いています。

国のこの対応は、日本弁護士連合会や識者から、地方自治を不当に制約するものと批判されました。日弁連の意見書では、「１、個人情報保護委員会など国の機関は、地方公共団体の条例制定権を尊重するとともに、例えば、要配慮個人情報やオンライン結合の規制を一律に指定したり、個人情報保護に関する審議会の役割や構成を制限したり、行政機関等匿名加工情報の導入を義務付けたりする解釈など、地方公共団体の判断を不当に制約する解釈を改めるべきである。また、これらの不当な解釈をもたらす改正法の規制は、速やかに改正するべきである。２、地方公共団体は、現時点における国の解釈にかかわらず、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自律性をもって、自らの地域内における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきである」などとしています。

国立市がこれまで実施してきた市民の個人情報保護における先進的な保護施策を減ずることなく、これからも維持発展させるよう求めたいと思います。また、市が扱う個人情報は、原則として市民が情報の主体であることを考慮し、個人情報保護の実効性を守っていけるよう運用上の工夫に努めていただきたい。個人情報保護や情報公開に市民が参加していく制度を守り、情報公開及び個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくことを求めます。

国立市は1975年、全国で初めての個人情報保護法制と言われる国立市電子計算組織の運営に関する条例をつくり、運用してきた歴史を持っています。現行の国立市個人情報保護条例も、2000年に市議会で、全会派提案による情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正を求める決議の可決を受けて、2002年に制定されたものです。国立市が個人情報保護の方針を堅持して、今回の法改正への対応でも、全国の自治体の先駆けとなるように市民として期待しています。

国の個人情報保護委員会の初代委員長は、情報法学の泰斗と言われる一橋大学名誉教授の堀部政男先生でした。これらの個人情報問題はしっかり守られるかとも思われましたが、堀部先生も、2018年年末に退任されています。国の個人情報保護委員会はマンパワーも足りず、日本中の個人情報保護問題にとても対応し切れているとは言えない状況です。

その一方で、住民の個人情報を直接預かり、その保護に心を砕いているのは自治体の現場です。国立市におきましては、市民の個人情報保護の質をこれからも低下させることなく、しっかり守っていっていただきたいと思います。

陳情事項１、執行機関の新たな個人情報保護条例において、これまでの先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めることがないよう、現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでください。

２、市議会の個人情報保護制度の検討に当たっては、執行機関としっかり調整し、現行の個人情報保護制度と条例の条文を出来得る限りそのまま引き継いでください。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】　陳情者の趣旨説明を聴いていて、2000年に市議会で全会派で情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正を求める決議を可決して、今の国立市の条例ができたということを思い出しました。その当時からいる委員は私と上村委員の２人だけだと思いますけれども、あと高原委員と、すみません、提出者が、公明党の太田政男元議員が、すごく個人情報保護と情報公開にこだわっていらっしゃって、提出されたものなんですよね。当時の上原市長のトップダウンでつくったのでは

なくて、議会主導でできたものだなというのを改めて見直しました。提出者の２番目、青木健議長は署名をされておりますけれども、一方で、陳情の趣旨文にある2015年度陳情第４号個人情報保護条例に関する陳情、これが全会一致で採択されていたというのを私も忘れていたんですけれども、これはまずどんな内容だったんでしたっけ。

○【館野公一陳情者】　2015年、幾つかお出ししている陳情の中で、これは全会一致で採択していただいたものですが、個人情報保護条例に関する陳情というふうに出していますけども、実際、内容としてはその個人情報保護条例、何回も改正されてきていますから、これから改正するに当たり国立市民の安全のために個人情報を厳しく守ることを目指し、万一、国立市民の個人情報が市の内外を問わず漏えいしたときには、その事実を当人個人に必ず伝えてくださいということを陳情事項にしています。全体としては、市民の個人情報をきちんと守っていただきたいという内容です。

○【重松朋宏委員】　たしか当時は、国会で番号法、マイナンバー法が可決するかした後で、この陳情はそのマイナンバー法を廃止しろではなかった。通ってしまった番号法の下ででも、自治体として国立市ができることを最大限やってほしいというような趣旨なのかなというふうに思うんですけれども、今回の陳情についても、今度は個人情報保護法が改定されて国に一元化される中で、これはけしからんので元に戻せということではなくて、新しくなった法令の下で、最大限国立市として自治を発揮してほしいという趣旨でよろしいでしょうか。

○【館野公一陳情者】　そのとおりです。ちなみに今、重松委員がおっしゃった番号法の可決は2014年ですけども、それを受けていわゆるマイナンバーが導入されても、個人情報は自治体の現場の中でしっかり守ってくださいという陳情でした。

○【重松朋宏委員】　ありがとうございます。そこで陳情の趣旨文の中で、陳情事項のところで、「これまでの先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めることがないよう、現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでください」とあるんですけれども、市民の目から見て、今の国立市の個人情報保護条例や個人情報保護制度の中で、これはすごく先進的、先駆的だったとか、この精神は大事にしてほしいというようなものがありましたら、伺っておきたいと思います。

○【館野公一陳情者】　そうですね、まず何といっても一番最初の条例が75年にできたときには、外部接続をしないというのがありました。これはもともと住民基本台帳を電算化することによって、住民基本台帳の個人情報が外部にそのまま流れてしまうのではないかという不安が市民の間でとても強く、それでつくられた条例の一部です。

それとあともう１つ挙げるならば、やはり情報の自己コントロール権だと思います。自己の情報の開示など厳しく制限されていますけれども、自己情報の公開権があるということは一つ大きいと思います。

○【藤江竜三委員】　陳情者の方に確認したいんですけども、一、二点、質疑させていただきます。

陳情文の中に、「共通化により個人情報保護の質を低めることはあってはなりません」という形で書いています。先ほどちょっと触れている部分もあったかとも思うんですけども、より具体的にどういったところを入れると質が低まったというふうに感じるのかというところをもう少し教えていただけたらと思うんですけど。

○【館野公一陳情者】　まず１つは、今回の個人情報保護条例、各自治体の持っている個人情報保護条例を一本化するというデジタル改革の中での方策というのは、今全国に2000個問題と一般に言われますけれども、2,000個近い条例や団体の規則があって、そこで個人情報が規定されています。これ

らはかなり実は凸凹があって、規制のかなり厳しいものから全然そういうのをあんまり関係ないやというか、国の規制をそのまま引き写したような条例まであります。もちろん条例のないところもあったわけですが、それを全部１個にまとめてしまうということは、国立市のように比較的古くから個人情報保護条例があって、規制が多彩にあったところに比べると、そうでないところにまとめてしまうということは――いわゆる条例の言葉で上積み、横出しというのがあります。国の規制よりも厳しい規制を求めるのが上積み規制、国にない規制を新たに自治体で設けるのが横出し規制と言いますけれども、このような上積み、横出しについてもあまり認めたくない、実際ガイドラインの中ではそのようなことを言っております。

そうすると、先進的な規制をやってこられた国立市の条例が緩いほうにそろってしまうということになります。これは例えばＤＶ被害から逃れてきた方の個人情報であるとか性的少数者の方の個人情報であるとか、そういうことについては国立市は比較的早い時期から規定をしております。その辺のことについてどこまで一本化されるのかというのはまだこれからの問題ではあるんですけれども、できるだけ前からある個人情報の規制について、質を下げないようにやっていただきたいということです。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで陳情第15号について署名が追加されておりますので、局長から御報告いたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】　それでは、御報告申し上げます。陳情第15号につきまして、その後、賛成署名が29名追加され、ほか31名となりました。以上、御報告申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　追加署名については、以上のとおりであります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　では、質疑いたします。重松委員も言ってくれたとおり、今の現行条例のここで言うその2002年の段階ですね。そこでいて、大変条例づくりに関わって、感慨深い思いをした体験があります。そのことについてもちょっと触れたいと思っているんですけれども、陳情事項の中で１番目です。執行機関の新たな個人情報保護条例について、「これまでの先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めることがないよう、現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでください」と書かれております。陳情者がおっしゃったのはこういう意味だということが分かりました。

では、国立市としては現行の条例、個人情報保護条例に対してここに書かれてあるような認識がまずあるかということと、あるのならばそれが具体的にどういうことであるかということについて、ちょっと見解を伺います。

○【吉田情報管理課長】　お答えさせていただきます。まず、この精神という部分です。陳情者の方もおっしゃっていましたが、現行の国立市個人情報保護条例、以降、現行条例とさせていただきますが、一番はやっぱり第１条の目的にあろうかと思います。自己の個人情報管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し、この条例では必要な事項を定め、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用の中止を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資するという目的がございます。

先ほど番号法の関係もございましたが、その中でもそれぞれの情報に対する制限等を規定し直しているようなところもございますので、そういったところにこの条例の精神というところが出されているのかなと認識しております。

○【上村和子委員】　それでこれが条例の精神であると、これが先駆的であるということで私も同じ解釈です。では、この条例の精神を生かすために、国立市として重視してきたことがありますか。

○【吉田情報管理課長】　市としまして、まず、この条例に対してちょっと評価的なところもございます。陳情書にもございますとおり、現行条例というのは市議会からの決議の可決、現在は議会基本条例で市民からの政策提案と位置づけられております陳情の採択を受けまして、市が現行条例の策定に向け審議開始もし、市民、議会、市が一体となり生まれ育ってきた条例だと思っております。

一方、市がどういうふうに取り組んでいるかというと、この条例の中には詳細、内外を問わず有機的結合であったりとか、この個人情報目的外利用であったり、全て報告をしたり登録をしたりというところの中で状況によって審議会に諮問し、答申を得て実行してきた。職員等はこれら業務を行うに当たって、非常にこのような状況の中、取り組んでいくことによって認識を高く持ち、現在に至っており、地方自治体主導でこれまで守られてきたものであるというふうに思っております。

○【上村和子委員】　今本当に課長ね、すごく大事なことを言ってくれたと思います。この条例がただ先駆的なだけではなくて、この精神を生かすために何を重視してきたかということがありました。職員たちの運用における努力、これが重要であるという話がありました。

実は課長のほうがとてもよく調べてくれていて、今回の陳情をやるに当たって、私、最初にこの条例ができるときの議事録をコピーしてくれていまして、私が発言しているところまでコピーしてありました。私自身も調べなくても、吉田さんのほうがコピーしていたということで、逆にコピーして見せてもらいました。

そこで、改めてこのときを思い出したときに、私自身がこのように議会で言っているわけなんですが、１点だけ、私は審議会――当時は個人情報の審議会に議員も入っていたんです。条例づくりも関わっていまして、私は審議会のほうに所属しておりましたので確認をしますと。答申書の中に、たしかこの条例案だけではなくて運用の面で強い要望という形で、やっぱりどんなにいい条例をたとえつくり直したにしても、職員の運用の在り方、ここが問われるということでこれをちゃんとすること、研修もやること、それから指導もやること、そこが一緒にくっつかないといけないんですよという強い要望が出ていると。

そのことをちゃんとこれからやるのですねということをそのときの当時の比留間総務部長に聞いたところ、しっかり規則をつくり、運用解釈等の手引を作成して、そして職員のほうにこの制度の周知、内容の解釈、その他周知徹底を図っていきたいというふうに答えがありました。

ここから20年ですね、ちゃんと職員の人たちは条例に当たる、そういった条例に沿ってあらかじめ審議会に聴かなければいけないことについて、ちゃんと精査をし、ちゃんと分かった上で審議会にかけてきたという、忘れてはいけない、条例がいいだけではなく、その運用に当たった職員のスキル、能力を培ってきた。このことがすごく重要なものとなっていると思います。

そのことは、私は本当にこの条例のよさ、生きた条例はこういうものだなと思うのですけれども、そのように職員の個人情報に対しての感覚、それが鍛えられてきたというふうに思うのです。市長に伺いますが、そのようなこの条例の評価、そして、運用の在り方についての市長としての総括みたいなのはどう捉えておられますか。

○【永見市長】　1970年代の最初から、そして、先ほど堀部先生のお話出ましたけれども、情報公開及び個人情報保護に関する条例ができたのが、記憶になるんですが、ここ書いてなかった、1987年ぐらいだった、私、現職でおりましたのでよく覚えておりますが、それから今2022年、長い期間、国立市は個人情報の問題と条例という形を通して向かい合ってきたというふうに思っております。

そういう意味では、その運用とかその時代その時代の課題は様々出てきています。とりわけセンシティブ情報みたいな問題、新たな課題が次から次へと社会環境の変化の中で出てきていますけれども、そういうものを扱うのに個人情報をたくさん国立市は持っているわけですけど、管理し、そして保護する責任は――例えば今回のちょっと話、飛びますけれども、法律が施行されると個人情報保護法の施行条例になるわけです。ですから、法の施行を定めるのを条例でやるという、単独単体の条例ではなくなっていくということはありますけれども、今まで1970年代から、長く言えば50年近くの個人情報と向き合ってきたその蓄積が国立市にあると。ですから、その考え方あるいは実績、こういうものを法律との枠組みの整合を取りながら、どうやって今までに培ってきたもの、これが形骸化しないか、希薄化しないかということに最大限の努力をしていかなきゃいけないということを今思っているところでございます。

○【上村和子委員】　国立市の個人情報保護条例というのは本当に先駆的な、とてもいい条例であったと。その条例が今日まで来ていると。しかし、この新しい国のほうの仕組みが一方的に変えられましたので、国立市のこの個人情報保護条例というのが、保護条例がなくなって施行条例という形で生まれ変わるという大変自治体としては、もし私が市の職員だとしたらちょっと納得がいかないなというふうには思うのですけれども、国がそうやって決めてしまったわけです。

そういう中で、職員も国立市の条例があるからつけてきた、もう体で覚え込んだ個人情報の取扱いに対しては国立市の現行条例に沿って、あらかじめ審議会に聴く、そして結論についても聴くという、それで情報は当事者から取るというふうな、個人情報の取得についても物すごく厳しく書かれてあるので、それに即して動くというのが身についてきたわけです。

それが先ほどの一定の国の言うそのルールの基準化という形でルールを厳守されると、今まで自分たちが一生懸命やってきたものが、少し緩くなるわけです。もちろん違う面でのよさも出てくるけれども、そういう面では、今までやってきた自己情報コントロール権とか絶対、個人に関わる情報は本人から取得していくとか、そういったものがオンラインに関してはもうそもそも扱えないとか、そういうふうに変わっていく。

それが私の解釈が間違ってなければ、国はそもそもそれは個人情報の自己情報コントロール権とか、それから仕事以外で、業務以外で個人情報を取ったらいけませんとか、そういったことは前提としているから、その前提のところを条例に盛り込まなくてもいいというふうな立てつけになっている。だから、あらかじめ聴くこともないし、あらかじめ確認することもないと。

しかし、地方自治体で国立市のような条例は、むしろそこの前提からちゃんと個人情報は当事者から聞くのだというふうな、あらかじめのこの規制が入っているわけです。だけど、それによって培ってきた力が、今度、国のやり方の中でできなくなっていくと、事前にできなくなるとかそういういろんな問題が起きてきます。今の条例でやれていたことができなくなっていく、そういうことが幾つか起きてくると思います。

そういう中であっても、現行の個人情報保護条例の精神をできる限り最大引き継げるものは引き継いでいく、そのようなことが必要だというふうに思うのですが、そのことはいかがでしょうか。

○【吉田情報管理課長】　ちょっと法の話になりますと、地方自治体は改正法の適用を受けることとなり、法を施行するための条例を制定する、市長がおっしゃったとおりとなります。したがいまして、法の範囲を超えている規定は許容されないということになってしまいますが、現在、市では改正法と現行条例を比較し、課題を精査、その対応に向け検討している状況で、市長からも早めに指示が出ております。

また、条例に規定できないとなっていても実際に運用していく職員、事業者、そして市民、こちらは責務を今の条例も定めておりますけども、そういったところに対して、例えばシステムであれば情報セキュリティ対策基準、もしくは事業者であれば契約における特約状況などの見直し、こういったものも視野に入れ、ただいま言いました職員や事業者、市民において個人情報への認識をさらに強めていくための整理、整備が必要であると思っております。

したがいまして、今後また調整にはなってきますけども、どこまでそれが規定できるのか、体制整備ができるのかというところを短い期間ですけども、その中で構築していきたいと思っております。

○【上村和子委員】　ちょっと市長に確認しておきます。市長も大変このことはいろいろ勉強なさったというふうに聞いておりますけれども、この陳情事項の１番というのは割とプレーンでして、現行条例の持っているよさとか精神を今度、国のやり方の違いで変えるときに、少なくとも現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでくれということですよね。ですから、出来得る限り引き継いでくれということですから、今度新しくつくる施行条例の中に、できる限り最大、もちろん法を超えてはいけないし、国はちゃんといろいろ質問は、窓口を持っているみたいですから、できる限り入れていく、いいものは入れていくというその精神で見直しをやるということで、そういうふうにやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○【永見市長】　既にこれ再三本会議で、私、御答弁申し上げていますけれども、今回の法律、新たな枠組みを前提として国立市が培ってきたその個人情報保護の制度、これを可能な限り引き継いでいくことがどこまで可能かということは、模索をしていかなければいけないということで、担当に指示をさせていただいております。

この陳情の、先ほどちょっと聞いていたんですが、陳情者の趣旨が私が言っていることと同じかどうか、これは分かりません、はっきり言うとそれぞれ思いがありますから。ただ、私自身は今言ったように新たな枠組みを前提としながらも、これまで培ってきた国立市の個人情報保護の制度をこの条例と、法律とマッチングさせながらどう引き継いでいくかということを模索していくと。それは法の精神を超えればバツされますから、上乗せはできませんから、上乗せにならないようなことの中で何ができていくのかというようなことも含めて、それから、もう一方では、庁内で指示していることの中には、そうはいっても今の条例の中で不都合な部分ないのかどうかということは、この機会ですから検証しなきゃいけないと。時代が変わっていますから不都合な部分がないのかどうなのか。そういうことも私はあるかどうか分かりません。これは全庁的に聴かなければいけませんけれども、その個人情報を守るということを前提としながらも、このことは実務上は非常に不都合だというものがあるのかないのかということも含めて、全体としては最初に述べたトーンで、きちっと検証をしていくというスタンスで臨んでいきたいと思っています。

○【上村和子委員】　確かに今回の私もちょっと勉強させてもらった中で全てが悪いわけではなくて、今まで適正運用ができなかった範疇のものに規制がかかったり、そういったもののよい点もあるというのを聞いております。それはどんどんやればいいと思います。

問題は、少なくとも今の今までの国立市の条例の持っているよさ、それから精神、これはしっかり引き継がれなければ、結果的に質が落ちたら駄目なわけですよね。今よりも落ちたら。だから、今より質を落とさないでくださいということを言いたかったわけですよ。それはどうですか、それに向けては当然、なんかやるとかという答えに聞こえないんですよね。分かりやすく口語体で言っていただけますか。どなたでもいいですけど。

○【永見市長】　もう一回言いますけど、現行の枠組みを前提として、国立市が培ってきた個人情報保護の制度、これを後退させないために何をすべきかと、何が可能なのかということをしっかりと検討するように指示をしております。ですから、そういうつもりで今後取り組んでいくということです。

ただ、新しい法律の中には国立市の規定になくていいものも入っていますので、それで国立市の規定が古くなっている部分はあるかもしれません。そういうようなものも一緒に摘出しながら溶け込ませていく、あるいは水準を維持していく。こういうことに努力をしていきたいということを申し上げております。

○【上村和子委員】　さっき課長のほうが、国立市のこの条例の特徴というのはどこが先駆的かというと議会が全議員で出し、そして、職員も必死でやり、そして審議会も審議会と独立して、この３者の中で職員は職員の研修をしながら、個人情報の取扱いは議会、市役所、市民、審議会挙げて、個人情報を守るという１点において、自己情報コントロール権が守られるという自治体づくりをやってきたと。この20年のこの積み重ねが、今回の改正によって後退することがあってはいけないということなんです。

そのためには、再三の国とのやり取りを十分してもらって構わないけれども、そこを絶対落としてはいけないと。特に職員の運用面、前回の私が、こう書いてありますけれど、私は審議会で、委員として参加したときに本当に感動したことがあります。それは国立市の自治事務の中にたくさんの個人情報を扱うものがありました。その一つ一つが電子情報に結合するときに、一つ一つが全て審議会にかけられました。審議会にかけられて、これはつないでいいのか悪いのかというのを議論いたしました。私はこんなに丁寧にやるのかと思いました。

その中で提出する資料を作る職員さんたちも全庁ですから大変だったと思います。それを取りまとめる事務局の情報管理課の職員も大変だったと思います。それを審議する審議委員も大変でした。しかし、国は分かっているかなと思いました。地方自治体が取り扱っている個人情報のファイルというのは物すごくたくさんある。だから自治体でちゃんときめ細かにやっていかなきゃいけない、国が思うようなドント方式のようなもので、自治体の個人情報というのは多分耐えられないんじゃないかと私は思います。

しかし、国立市はこの条例の力によって、職員さんたちが本当に多分全庁的にもうぱっと、これは個人情報で流出しないためにはとか、審議会に何をかければいいかというふうなのを20年間、瞬時に鍛えられてきた。そういう職員が出来上がってきたということがこの意味があることなんです。これからもこの職員教育、運用の在り方、個人情報を守る基本的姿勢、これは守っていただきたいということも併せて継続していただきたいんですけど、これもよろしいですか、確認しておきます。

○【吉田情報管理課長】　おっしゃいますとおり、個人情報を取り扱うのは職員となっていきます。ですので、これまでの知識、認識を低くすることなく、さらに向上していくような対策、実効のある体制を整えていきたい、このように考えております。

○【上村和子委員】　これは本当に今までの審議会の委員さんと、それから条例がつくってきた、こ

れによって市民が安心できる体制であったと思います。緩くならないように、ここは心してください。

２番目に関して１点だけお伺いいたしますが、２点目は、市議会は、つまり議会はこの国の今回の制度改正の対象になっていない、国会もなっていないわけですよね。ですから、国立市議会もなってない。だから、国立市議会としてどうするかは議会が考えればいいわけですが、逆に国立市の個人情報保護条例には、議会も対象として入っているものですから、個人情報保護条例がなくなっちゃったら、それこそ議会は個人情報保護についてどうするんだという指針がなくなるわけですよね。

そういう中で２番目に関しては、執行機関としっかり調整し、現行の個人情報保護制度と条例の条文をできる限りそのまま引き継いでくださいと、これは議会に対しての要望なんですけれども、大きくだけ聞きます。現行の個人情報保護条例の中から執行機関を除いて議会だけ残して、それで調整、執行機関、吉田さんたちに相談しながら、それで足したり引いたりして現行条例を基に、それでできる限りそのまま引き継いでいくということは可能だと思うんですけど、議会に関してだから答えられないと思うけれども、法的には可能だと思うんですけど、私の解釈、間違っていませんよね。

○【吉田情報管理課長】　おっしゃいますとおり議会に関することでありまして、独立性の配慮がなされているかと思います。厳しい部分もあり、お答えすることは限られてまいります。議会における個人情報保護に関する例規等については、私から現段階でお答えできるというところでは、もともとの改正法の第５条における地方公共団体の責務、こちらは議会が含まれてまいります。第12条も同じです。法律の趣旨にのっとり国の施策との整合性に配慮しつつ、地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を、施策を策定し、及びこれを実施する旨の規定に基づき策定されるものというふうな形で、ここは議会も入ってきております。

したがいまして、現行条例がこの改正法と照らしてどうかという部分もあろうかと思いますので、私のほうから丸、バツということはお答えはできません。ただ、今後、議会事務局を通して策定するに当たって、例えば国の個人情報保護審査会でしたか、ごめんなさい、そちらのほうに、（「委員会」と呼ぶ者あり）委員会です、ごめんなさい、必要に応じて質問等をして回答を得るというような形のお手伝いはできようかと思っております。

○【上村和子委員】　最後に１点。これは別に国に聞かなくても、現行条例がまだ生きているので、議会も現行条例の中の実施機関に入っているので、国立市に今ある審議会、個人情報の審議会に諮問しても、意見を聴いてもいいんじゃないでしょうか。ほか、千葉ではそういうことをやっていると聞きましたけれども。

○【吉田情報管理課長】　そうですね、現行の条例は３月末まで、個人情報保護条例がそのまま引用されてきますので、必要に応じて重要事項というところで、審議会のほうに諮問されるというところは特に法的には問題ないかなとは思っております。

○【重松朋宏委員】　個人情報保護法の改正によって、国の定める共通ルールに全国の全ての地方公共団体が漏れなく個人情報保護ルールが一元化されるという、かなり大きな変更になりますけれども、住民情報について引き続き責任を持って運用するのは国立市ですよね。これまで自治事務だったと思うんですけれども、それが法定受託事務に変わったわけではないということでよろしいでしょうか。

○【吉田情報管理課長】　そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】　責任はこれからも国立市が負っていくと、具体的な現場の責任は負っていくということです。それがルールとしては根本から変わって、40年かけて積み上げてきたものがリセットされてしまうということで、大変寝耳に水な話ではあるんですけれども、今後の条例改正のプロセス、

先ほど来年の３月31日までは現行条例でということはもう１年を切って、大きく市の40年かけて積み上げてきたものを条例上は変えなきゃいけないということなんでしょうか、そのプロセスについて、今後のプロセスについて伺いたいと思います。

○【吉田情報管理課長】　来年の４月１日に向けて施行条例を制定していかなきゃならないとなります。この間の予定プロセスなんですが、今後、今現在もやっておりますが、具体的な内容を精査し、国立情報公開及び個人情報保護審議会へ報告、６月30日に予定しておりますが、そちらで報告し、その後諮問、パブリックコメントを実施させていただく中で、12月の国立市議会第４回定例会へ条例案を提案させていただき、御審議、御審査をお願いしたいと考えております。

○【重松朋宏委員】　条例案の提案までもう半年切っているということですね。ここまで寝耳の水の動きになるとは私も思わなくて、2000年の12月に議員提案で意見書を上げたときに、そのとき初めて知ったんですけれども、全国の自治体の反発がすさまじかったんですよね。2019年から2020年にかけて、国の内閣官房の下で、個人情報保護委員会の下で自治体と個人情報保護委員会との懇談会が持たれているんですけれども、それが2020年の７月の第４回で突如打切りになっています。

そのときの議事録を見ると、自治体側の出席者が東京都や神奈川県や市長会や知事会が軒並み、国の事務局の強引な進め方に懸念を表明して、もう本当キレる間近になるような、すさまじいオンラインの会議なんですけれども、やり取りになっていまして、最後のほうで事務局がもう懇談会の一旦休止を提案したところ、知事会のほうから、もう懇談会で意見取りまとめないと言うんだったら、こんな場やっても仕方ない、どうしようもないから、もう休止ではなくいっそのこと閉じてしまえという意見が出て打ち切られてしまうと。

その後、内閣府の外局にある個人情報保護委員会ですけれども、総務省を通じて、知事会や市長会に謝罪行脚みたいな形で、自治体の意見を聴いていくというようなことがあったんですけれども、その当時は、かなり全国市長会や全国議長会も、国の早期な動きについて相当懸念を表明して、口酸っぱく意見を言っていたんですけれども、それが年が改まってあっさりこういう法案がデジタル庁とセットになって提案されて、その半年後にはもう通ってしまうというようなことになってしまったんです。その後、市長会をはじめとして自治体サイドとしては、どういう働きかけを国や個人情報保護委員会に対してされているのか。法律が通ってしまったんだからもうしようがない、粛々と従うしかないというわけではないとは思うんですけれども、一方で、法律に抵触するようなところにあえて踏み込むというところまでもなかなか難しいとは思うんです。他市や市長会等の動きについて、もし御存じなことがありましたら伺いたいと思います。

○【吉田情報管理課長】　各市の動きについて私のほうからお答えさせていただきますけども、担当者で26市がオンライン会議で集まったりしている中で、やっぱり保護委員会のほうに再三の質問等を行っている状況です。

国立市のように詳細な条例を定めている市もございますので、そういったところは情報共有しながらいきますが、やはり国のほうは許容されない等々の回答が来たりしていく中で、どう取り組んでいくかというところで、今情報交換をしていったりしている状況でございます。したがいまして、保護委員会とかへの照会はかなりやっているところ、近隣の26市の中ではという状況でございます。

ちょっと全体、全国的な動きというのは私どもすみません、把握はできてないので申し訳ございません。そのようなお答えとなります。

○【重松朋宏委員】　どこの自治体も、もう漏れなく来年の３月議会までには条例改正をしなければ

いけないけれども、その条例の全体像がいまだ国からは提示されず、これをやってどうなのかと言われれば、国から駄目出しが来てというのをずっと繰り返しているということだと思うんです。この間、陳情が出てきたということもあって、ちょっと付け焼き刃的に国立市でどういうふうに個人情報保護の取組をしてきたのかというのを勉強させていただいて、改めて思ったのは、条例の条文が先駆的なだけではなくて、条例をつくりっ放しにしないでかなりしっかり運用してきたなと。もちろん市民からの働きかけもあろうかと思いますけれども、現場の職員さんも、それから審議会も誰が市長であろうと、この40年間かなりしっかり取扱いについても、審議についてもされてきているな、条例がまさに魂が宿っているなということを大変感じたんです。審議会についてはこれまで報告というような、情報提供というような形で、この間の動きについて報告してきて、今度の審議会で報告及び諮問をして、答申を頂いていくと、もらっていくということなんですけれども、これまでどんな意見が出てきているかというのを何かございましたら伺えたらと思います。

○【吉田情報管理課長】　申し訳ございません。国立市の審議会のほうからということで、昨年の11月に一度御報告をさせていただいて、法改正がどういうものかということの状況報告となっております。その後、まだ審議会のほうは開催してなくて今月の30日に開催予定となりますので、そこでさらに詳細な報告をさせていただいて御意見を伺っていくと。それを受けながら、具体的な案に向けて検討していき、諮問させていただきたい、このように考えていますので、特に細かい意見はないんですけども、例えば国のほうでは審議会に対しての諮問、個別的な諮問等は行わずというところが出ています、許容されない部分もあります、じゃあどうするんだといったところで報告というような形での審議会委員の方からお話を頂いている部分がございますが、さらにそれ以上の詳細な部分というのは、昨年の11月に行った審議会では出ていないというところでございます。

○【重松朋宏委員】　ありがとうございます。最後に市長のほうに確認しておきたいと思います。先ほどの上村委員からの質疑でもかなりしっかりとした市長の姿勢が見えてきたなというふうに思うんですけれども、その中で、現行の条例で不都合な部分もあったかもしれないと、確かにそうだとは思います。条例を制定して15年、ちょこちょこっといじってはきたんですけれども、ある程度見直さないと、国から言われるまでもなく見直さなければいけない部分もあるかもしれないんです。けれども、根幹の部分、条例の第１条にある「目的」にあるような部分については、新たな条例に条文や前文として盛り込めるかどうかは別として、それについてはもう揺るぎないと、恐らくもう陳情事項の１の現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでいくということについては、国立市としては揺るぎないということでよろしいでしょうか。

○【永見市長】　条文の文言は、これは非常にデリケートですし、第１条の条文が、国のほうに入っているわけではないわけですから、それを盛り込むことが全体の一元的な管理という、あるいは法体系の維持という観点から、違法性が高いと言われるかもしれないんで、そういう問題は様々これからも出てくると思います。

ただし、この40年以上にわたって培われてきた国立市の個人情報保護というその考え方、条文として盛り込むことができないものは、これはやむを得ませんけれども、可能な限りすり合わせをして、どういう形で、そのことが施行条例といえども、中に盛り込むことができるのではないかという、そういう模索を今後も続けていかなければいけないと、こういうふうに考えております。

○【高原幸雄委員】　私も一つだけで質疑させてもらいたいんですが、陳情でも言っているように、今後国の個人情報保護法の改定によって、全国的な共通ルールに規定されるということになることで、

陳情の最後の部分で、今ある国立市の個人情報保護条例の精神を継承した個人情報保護システムを求めますというふうになっているんです。それで陳情項目の１番のところで、先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めることがないようにと、こういうことで今市長もいろんなことがあるけども、とにかく今後これまでの実践も踏まえて継承し、そしてさらに発展させるということだと思うんです。事務局としては、とりわけこの間の取組の中でやはり国の規定に決まるとなかなか規制がいろいろあるじゃないですか。そういうものをどういうふうにクリアしていくかというのは何か特別妙案はないと思いますけど、どんなふうに考えているか。

○【吉田情報管理課長】　今お答えできるのは、ちょっと具体的なものというのは控えさせていただきます。実際に国の法律が変わっていく、その中で、現行の質を低くするようなことがないように、それは当然のことだと思っていますし、住民の個人情報を守るのは市の責務であって、それを運用していくのも市職員でありますので、実際にその規定の文言についてはかなり制約というか、国の許容が入ってきますけども、実際の運用の中でどうやっていけるのかという部分が非常に大事なのかなと。

先ほどもお答えさせていただきましたけども、この陳情書にあります個人情報保護のシステムというところは、ちょっとどういう意味合いなのか、私はお聞きしてないので分からないんですけども、例えば条例があり、その中でさっき言ったシステムであれば、情報セキュリティの対策基準であり、契約状況の見直しでありといったところで、どうこの個人情報を守っていく、認識が持てる、職員が運用していけるのか。こういったところが非常に大事になってくるのかなと。大義名分ではなくても、実際に運用していく中で守っていける体制が取れればというふうに思っております。

○【小口俊明委員】　陳情事項の２に関連して伺います。法律としては議会に適用する内容を外しているというところを理解をした上で、さらに法律の中で議会の条例制定に関連して何らかの規定が含まれているのかどうか。先ほど一部答弁の中でこれに関連するお話もあったかと思いますけれども、改めて伺いますけれども、何らかの規定が含まれているのかどうかを伺います。

○【吉田情報管理課長】　先ほど一部ちょっと触れさせていただきました。改正法において、一部の規定の適用を除き議会は除かれるというふうになってまいります。適用となる部分は先ほど言った第５条の地方公共団体の責務というところです。その中では地方公共団体、ここを議会に変えていきますと、議会はこの法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有することとなります。

また、第12条では地方公共団体――ここは議会ですね――の機関等が保有する個人情報の保護として、議会はその機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずるものとするというふうにされておりますので、法でもこの２つの部分については議会が適用されてくるというふうになっております。

○【稗田美菜子委員】　他の委員が多くいろいろと御質疑してくださっているので、簡単に聞きたいと思います。繰り返しになってしまうかもしれないんですけど、確認のため伺います。

他の委員からの質疑の中で、御答弁の中で、市の職員たちの運用における努力が非常に大きかったと御答弁がありました。この努力ができたもとというのがどういったことなのか、あるいはこれが続けられてきたことはどういう背景があったのかということをお伺いいたします。

○【吉田情報管理課長】　現行条例というのは、趣旨の中で、一文にあります高度情報社会に向けてというところがございました。それに向けて、現在では当たり前のようにシステム化になっています

けども、結構この条例ができてから今日に至るまで、システム化であったり国が配付するシステムであったりパソコンの普及化であったりといったところが多様にございます。

その中で個人情報を漏らしてはならないというところで内外を問わず有機的結合、諮問して答申をもらって了が出て初めて運用していく、もしくは目的外利用であればそれは全て届出を行っていただく、このような状況の中で運用されていって、職員の意識が高まっているところがございます。

ただ、現行においてはシステム化が当然のような現代でありますので、そこら辺の現行条例との整合性はどうなのかというところは、今後ちょっと見直していきたい部分もございます。以上でございます。

○【藤江竜三委員】　今の部分が不都合なところの一部なのかなというところもちょっと含まれていたやに思うんですけども、市長の指示の中で、不都合な部分があればそれはどういうところなのか調べさせているといったようなところがあったかと思うんです。現段階で分かっている、そういった現行条例の不都合な部分というところがあれば聞いておきたいんですけども。

○【吉田情報管理課長】　その辺は全体像を含めまして今検討もしくは検証中でございますので、そこら辺が整理ついた段階で、議員の皆様には御報告させていただければと思います。

○【遠藤直弘委員長】　よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】　採択の立場で討論いたします。

今回、私はいずれもこの国の個人情報保護法が、デジタル庁とともに関連法案として大きく変わってしまった。そのときに地方自治体の声は反映されたんだろうかというそもそもの問題があります。なぜなら地方自治体のほうから先に個人情報保護条例とか情報公開の条例は出来上がってきたという歴史があります。

一番遅く動き始めた国が、まるで自分たちが、私から言わせたら、勝手につくって、これに従えというような動きをして本当によかったんだろうかという検証が、本来は地方自治体から率直に上がってもよかったと思います。今物すごい数の問合せが総務省のほうに来ているというふうに聞いています。ホットラインをつくったと言いますが、私は国立市のこの40年と言ったけど、国立市の40年間培ってきた条例を持つ国立市の職員のほうが、国の担当職員よりスキルと能力と実績があるんじゃないかと思います。

そのように、力のある自治体の職員よりキャリアもなくて、頭はいいかもしれないけど、制度をつくることで慌ててつくったそれに合わせていかなければいけないという、そこに関してはそこが駄目とは言わないけど、国もそうそうたる力を持っていますからいいところもあるのでしょう。

しかし、実際のさっき重松さんが言ったとおり、個人情報の保護に関してはこれは自治事務であって、責任は地方自治体に委ねられているという根本が変わらない。その責任においてちゃんとやってきたものが、国のやり方によって後退することはあってはいけないわけなんですよ。今までそこに先駆的にやっていない自治体の中で、全国的には標準化するかもしれない、民間も標準化するかもしれない、独立行政法人の標準化するかもしれない。しかし、少なくとも先駆的にやった自治体において質が後退するというようなことがあったら、国立市の市民にとっては最大のマイナスです。

それは一番分かるのが市長以下、市長もずっと職員でいたので、市の職員さんたちであり、議会としては本当に当時の議員たちが少なくなって、当時私が条例づくりに関わったときにいたのは、重松

さんが調べてくれましたけど、公明党の斉藤元議員とそれから自民党の志賀元議員だったそうです。

本当に、議員としてもほとんど分からない世界を必死で食らいついて、その専門家の人たちの話を聞きながら、少しでも国立市の市民の個人情報が守られるように、個人情報の自己情報コントロール権を守られるように、それをしっかり運用できる職員の文書管理とかそういった文章のつくり方の一挙一動、そこまでしっかり身を入れながら、条例の精神が生きるような職員教育、そこを言ったのが今でも記憶にあります。その精神が今日まで残ってきた、とても国立市の宝とも言えるいい条例です。

その条例での精神を必ず引き継いで、そして、それもできる最大限残して、市長も可能な限りという表現をしましたけれども、それをしないとこれまで40年間頑張ってきた職員と市民と審議会委員と、そして何より議会の私たちの先輩、私も入っていますけれども、議会の全員の議員たちが一生懸命つくった甲斐がない。だからそのことは責任を持ってやっていただきたい。そして、現行条例を執行機関は施行条例に変えなければいけません。だから、必然的に１回、個人情報保護条例をやめなきゃいけないわけ、廃止しなきゃいけない。

しかし、議会はそこから外れておりますので、また、議会として今の制度に合わせて、現行条例を最大、生かしながらつくってみるというのも、精神を残す意味であるんじゃないか。私はそのために、現行条例がある間に今までやったことないですけれども、審議会に、国立市議会として現行条例を残しながらどこを変えれば今の制度に合うのかというような諮問をかけてみると。そういう第三者の意見を聴きながら、現行条例を最大、生かしながら、そういう仕組みも使いながら、議会としてこれからの新しい制度にも合って、しかも今までの精神が残せるそういう条例がつくれるといいなと思っています。以上で採択と致します。

○【小口俊明委員】　本陳情に不採択の討論を致します。

国立市はこれまで個人情報保護の制度整備を実施をしてきました。ここに来て、国は全国統一のルールとしての個人情報保護法の改正を実施をしました。このことによってこれまで国立市及び国立市議会における同条例は見直されることになります。その見直しの際、執行機関においては、現行の個人情報保護条例の精神をできる限り引き継いでほしい。また、市議会においては、同条例の条文をできる限りそのまま引き継いでほしいことを求める陳情事項に関して申し上げたいと思います。

条例は上位の法律を超えて制定をすることができません。したがって、執行機関に対する陳情事項１の精神をできる限り引き継いでくださいとする内容の実効性が曖昧であると思います。陳情事項２におきましては、市議会に対する部分ですが、上位に位置づけられる法律がない状況であったとしても、執行機関に対する法律には目を向けるべきであります。

さらには、先ほど当局の答弁によると、法律は議会に関連する個人情報保護の規定は外してあるけれども、議会に適用する条例を制定するプロセスにおいては、責務が生じるということであります。したがって、陳情が求めているできる限り引き継いでくださいという内容は、そのままということは考えにくいものと思います。よって本陳情は不採択であります。

○【高原幸雄委員】　陳情については、採択の立場から討論を行います。

ここで言われたように国立市の個人情報保護条例は全国に先駆けて、自治体として個人の情報をしっかり守り、あるいは議会もそうですけども、行政とそして審議会と市民、こういうところで発展させてきたというふうに捉えております。

陳情事項にあるように、これまでの先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めないで、現行の条例の精神をできる限り引き継いでほしい、これは当然の市民の思いだと思います。２番の市議会の個人

情報保護制度の検討に当たっては、執行機関としっかり調整してやっていく必要があると、これも当然のことだというふうに思います。

先ほどの行政に対する質疑への答弁でも、やはり国立市に対する全国の規定によって、合わない部分があるとすればそれは運用の中でカバーできるというようなことも言われておりますので、しっかりここでこれまでの歴史の重みを受け止めて、実施してほしいというふうに思いますので、この陳情は採択と致します。

○【稗田美菜子委員】　本陳情は、不採択の立場で討論させていただきます。

陳情事項１におきまして、個人情報の保護につきましては、地方自治体というまさに現場で現状に即した条例でこれまで運用してきたんだと思います。課長からの御答弁にもありましたけれども、すばらしい条例があるといっただけではなくて職員さんたちの運用における努力があったと、そこまで培ってきた時間があったということだと理解をしました。それが国立市における安心・安全なまちをつくっていたりだとか、ソーシャルインクルージョンの理念を根づかせたりだとか様々な場面で実際生きているんだと私は思いました。女性パーソナルサポートなんかの取組もその代表だと思います。法律の枠の中でも最大限の内容で何ができるのか、どう取り組んでいけばいいのかというような取り組んでいこうという姿勢こそが重要だと私は思いました。そのような風土がここ国立市には存在しておりまして、その中で私たちは守られているんだと改めてここで認識を致しました。

国によって質が後退することは決してあってはならないと思います。市長も新たな枠組みを前提として、国立市が培ってきた個人情報保護の制度を後退させないように、法律と条例とマッチングさせながら模索していくと御答弁にありましたけれども、この風土があるからこそ進めていける根拠だと私は考えました。また、そして同時に行政のデジタル化については慎重であっても止めてはならないと考えています。例えば、高齢者あるいは医療的ケア児等、医療や介護に近いところに生活しなければならない人たちが少なからずいます。彼らの病状とか抱えている課題は刻一刻と変わっていきます。そのたびに行政とのやり取りが必要だったり、場合によっては市だけでなく東京都を超えて他の都道府県だったりだとか、あるいは東京都、国とのやり取りが必要になっている現実があります。

あるいは、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によって生活状況が一変した方もいると思います。そのような変化に迅速に対応して、必要な支援が必要なときに届いていくためには、自治体のデジタルトランスフォーメーションと言われる行政のデジタル化の推進は必要だと考えています。

陳情事項２においては、条例の条文をできる限りそのまま引き継いでくださいと陳情文にはありました。国立市の条例は確かにすばらしいものです。しかしながら、時代とともにそれまで見えてこなかった新しい課題が表出したり、また、それに対して議会としては対応していかなければならないと考えています。今の国立市議会においても、この条例の精神は十分に引き継がれていると思いますし、その下で丁寧に議論ができると考えます。

前回の議会中に会議規則の変更を行いました。そこに至るまでには非常に細かく丁寧な議論を議会の中で、党派を超えて、会派を超えて取り組んできました。具体的には、出産や育児の規定を会議規則で定め直しました。たしか2019年に初めて会議規則を変えたと思いますけれども、それから考えてさらに深める必要があり、様々な意見の中で議論を重ね、どんな人でもその会議規則を読んだときに、自分には当てはまらないんだと悲しい思いをしなくて済むような結論を出したと自信を持って私自身考えています。

まだまだ完璧ではありませんが、市議会においても、これから先を見据えた個人情報保護の視点を

十分に議論していくことができると私は考えます。現行条例だけでは不都合な部分があるかもしれないとの御答弁も中にもありましたので、新たな条例に対して議会として真摯に取り組んでいけると考えますので、本陳情については、不採択とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】　本陳情は採択を主張します。

これまで40年以上にわたって、国立市が全国に先駆けて制定し、運用してきた個人情報保護のルール。40年前に全国で最初に個人情報保護に関わる条例をつくったときも、それからその後、谷市政のときに総合的な情報公開及び個人情報保護の条例をつくったときも、さらに議会の全会一致の決議を受けて、当時としては全国的にもかなり先進的な条例であった現在の個人情報保護条例を2002年に制定したときも、単に条文が先進的というのではなくてやはりその策定のプロセス、それから、それを運用していくプロセス、その全てにおいて議会と職員とそれから市民と審議会とそれぞれがしっかりと国立市の個人情報保護の制度を運用してつくってきた、鍛え上げてきたんだというふうに思います。

今回法律が改定されて、それがいきなり寝耳に水のように、国の共通ルールに一元化されるといっても、住民情報について引き続き責任を持って運用しなければならない責任を持つのは国立市です。自治事務であります。本来は法の解釈も国と自治体は対等でありますし、国からの技術的助言と称する様々な介入については、法的拘束力はありません。

本音のところでは、国の強引なやり方に対して徹底的に抵抗してほしいという思いがあります。恐らく陳情者も、そう思っているんだとは思います。しかし、先輩議員や議会、市民と職員、市長、審議会でつくり上げて運用してきた条例の精神をしっかりと残して、実を実態として残していくということに注力していただきたいというふうに思います。

陳情者のほうからも、法律そのものの改廃や国に抵触するようなことを求めているのではなく、法律の範囲内ででも、できる限りのことを、執行機関に対しても、議会に対しても求めているものであると思いますので、極めて真っ当なことですので、しっかり受け止めていきたいと考えますので、本陳情は採択を主張します。

○【藤江竜三委員】　本陳情は不採択の立場で討論いたします。

新しい個人情報の保護の法律においては、やはり2000個問題と言われるような個人情報が様々な形で分裂してしまっているという解消をしていく中で、様々なシステムに対応していくということはあるのかなというように思っております。そういった中で、本当に進んでいる市があったり、何も対策してない市があったりというのはやはりそれはそれで問題であろうというように考えております。

そして、そういったものを整合していく中で、国立市としてどう受け取るかなんですけども、やはり答弁の中であったように、新個人情報保護法の中で第５条で、「法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ」というようなところがあるようであります。そういったことを考えますと、やはり陳情事項に書いてあるようなことをできる限りそのまま引き継ぐというのはちょっと違った形になることもあるのかなというように考えます。本陳情に対してはそういったことを考え、不採択としたいと思います。

○【遠藤直弘委員長】　意見取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情について、委員長は不採択と裁決いたします。

ここで休憩に入ります。

午後６時１０分休憩

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

午後６時２５分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(6) 第２９号議案　国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】　第29号議案国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】　第29号議案国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本条例案は、令和４年７月１日施行の組織改正に伴い、教育次長の職名が変更となることから、国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正するものでございます。

第１条、国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正につきましては、第９条第３号中「教育次長」を「教育部長」に改めるものでございます。

第２条、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例の一部改正につきましては、第２条第３項中「教育次長」を「教育部長」に改めるものでございます。

第３条、国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例の一部改正につきましては、第２条第３項中「教育次長」を「教育部長」に改めるものでございます。

付則は、条例の施行期日を令和４年７月１日とするものでございます。説明は以上です。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　ちょっと改めて教育次長が教育部長になるというふうに組織が変わるのでということなんですが、今まで教育次長と言っていたのが教育部長に変わるという、その次長が部長に変わるという、そこの理由というものと、それから議会事務局には局長と次長という形で次長職がまだ残っていると思うのですけれども、残している次長職とそれから今回変えた、部長に変わったというところの仕分ってどういうふうになっているんでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】　まず、今回の教育委員会のほうの教育次長が部長に変わった経過というところになりますが、こちらにつきましては、先ほど部長から補足説明させていただきました組織改正、４月１日に行わせていただきますが、その中で、これまで部に相当する教育委員会事務局という形で国立市やっておりましたが、そういった組織名称を取っている形が多摩26市の中で国立市のみであったというところでございますので、他市の例に倣いまして、教育委員会教育部という形に名称変更させていただくと。それに伴いまして、教育次長は教育部長という形に役職名が変更になるということが一つでございます。

次長といったところの取扱いになりますが、先ほどおっしゃっていただいたように議会事務局、局

長、次長というところがございます。その次長というのは、いわゆる教育次長のように部長職、部長相当職で置いている場合、また、議会事務局のように課長相当職で置いている場合、様々ございます。

ですので、その整理といったところに関してはちょっと現時点でなかなかできてないところでございますが、今回の教育次長、部長の変更につきましては、先ほど御説明したような内容で変更させていただくという形になります。

○【上村和子委員】　議会とか教育委員会というのは、いわゆる市長部局から独立している機関ということで、そういう意味で教育長の下にいて事務方をまとめるのが教育次長というふうに、この次長の「次」というのは教育長の次みたいなイメージを持っていました。議会事務局もそうで、議会事務局の次長というのは局長に何かがあったときに、その代わりをしてくれる人という形の次長という捉え方をしていたんですけれども、その私の捉え方というのはまず当たっているのかどうかというのをちょっと確認したいですけど。

○【宮崎政策経営部長】　まず、教育次長の次長と、議会事務局の次長は意味合いが違うかと思います。教育次長は、教育委員会事務局の次長ということじゃなくて、あくまでも教育次長という、それが一つの職名となってございます。議会事務局の次長は、議会事務局の次長という職名でございます。

そもそも日本に戦後、教育委員会制度が導入されたときに、一つ、教育委員の所掌としては学校教育、それから、いわゆる社会教育等を所掌していく、その教育委員会に事務局を置くということが法律上明記されてございます。そして、その事務局の内部組織は教育委員会規則で定めるとされました。ですから、そういった導入経過を踏まえて、当初は教育委員会事務局という名称を使うのが通常でございました。その中に当然教育長がおりますので、その教育委員会事務局の職員として、いわゆる自治体一般市レベルでは部レベルになりますけど、教育次長というのが部長職としていたと。

ところが、これは時代の変遷の中でだんだん教育次長、あるいは教育委員会事務局という組織名称が使われなくなってきてございます。これはどこかの段階で一斉になくなったということではなくて、例えば一部26市の中にもありますけど、やはり教育委員会の所掌がだんだん広がってくる中で、難しさも増してくる中で、例えば２部制とか３部制を敷くところが出てきたと。２部制を敷く場合については、教育委員会事務局という形で残すよりは通常例えば学校教育部とか生涯学習部、こういった２つの部に分化させるというのがある程度ベーシックになってきたかなと。

それから、かつては一般市については、その職制がいわゆる部長、課長、係長、主事、これがベーシックでございましたけれども、時代の流れの中でやはり職務給が導入され、職制が複雑になってきました。主任ですとか課長補佐、それから最近では国立市は違いますけど、他市の例では部に次長、部次長を置くといったところが出てきましたので、その場合、単一部であっても教育委員会事務局に教育次長がいて、事務局の次長がいるというのはちょっと非常に分かりにくいというのがございます。そういった中で１部制を敷いていても、いわゆる教育部という形を取ってきたというところが非常に多くなって、現在は先ほどの課長が申し上げましたけど、26市においては国立市のみが教育委員会事務局という組織名称を引き続き使ってきたと。

これはやはり市民に対しても、あるいは最近では教育委員会事務局の職員の中でも、その経過を知らないで教育委員会事務局教育次長とはどういう位置づけですかということも多くなってきましたので、これは最近のその状況に合わせて明確に教育部という形がよろしいだろうという整理を教育委員会でされたというところでございます。

○【上村和子委員】　私は、教育委員会の独立した教育委員会の事務局のトップが昔で言う、今もそ

うだけど、教育長で、事務方のトップが教育長で、２番目が教育次長だというふうに捉えていました。狭義の教育委員会が教育委員会として成立していて、昔は教育委員長という人がいて、それが議会の議長みたいな形で本当は教育委員長がやっていくのが教育委員会だと、そういうふうにちゃんとした仕分をしていたわけですけども、教育委員長と教育長が今兼務になったと。しかし、教育委員会事務局の事務方の運営が一番トップは教育長だろうと。その次が次長だという捉え方をずっとしてきたので、実は私自身がその部長という言葉に、ちょっと教育部長という言葉になじまないんですよね。

一番私が恐れるのは、部長と言ったときに教育委員会の自立性とか独立性というのが形骸化して、ほかの部長と同格になっていくと言うんですか、健康福祉部長とかそれから都市整備部長、教育部長というふうに、そういうふうなところに実質が変わっていくというのが一番怖いわけです。ここに対しての線引きはちゃんとできていると思ってもいいのですか、そこだけちょっと最後に確認したいんですけど。

○【宮崎政策経営部長】　教育委員会の独立性というのは制度上明確に担保されております。その中で教育部長という名称を使うことが、いわゆる市長部局とか権限の線引きがされている中でございますので、きっちり担保されている。一方で、部長という格付、いわゆる職制上は市長部局の部長と教育委員会にいる部長、これは同格だというところで線引きがされていると、線引きというか整理はされているといったところでございます。

○【小口俊明委員】　伺います。教育次長が教育部長となったことによりましての指定管理事業、そして災害対策事業に何らかの影響、あるいは効果というところが生じるのかどうか伺います。

○【山本行政改革担当課長】　冒頭部長のほうからも説明させていただきましたとおり、各条例の例えば本部員ですとか、委員として教育次長という形で規定されております。そちらの役職名の変更によりまして、教育部長という形に変わるだけですので、特段影響ですとかそういったことはございません。

○【小口俊明委員】　さらに確認しますけれども、教育事業全般へのこの職名変更の影響あるいは効果というところはいかがでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】　先ほどちょっと部長からも御説明させていただきましたけども、教育委員会のものになります。また、組織のものになりますので、その教育委員会の事務局の庶務規則といったものがございます。その中で、教育部というものを設置するということで、規定を新たに致しますので、そういったところで変更はあるというのは一つございますが、教育行政といったところに関しては変更というのは特にないといったところでございます。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】　私はこれは賛成します。賛成しますが、討論をしておきたいと思います。

私自身が議員になってずっと思い込んで、思っていたことがあって、それは次長という言葉がいい言葉だなと実は思っていまして、勝手に教育長に何かがあったときに、次の人の次長さんが仕切っていくのだろうみたいな思いがありました。市長と副市長みたいな関係ですよね。ですから、部をまとめる人というよりも、その長に何かが起きたときに全てを包括して責任を持ってやる人だというイメージの教育次長という捉え方をずっとしてきました。議会事務局の次長も同じような思いで取っています。局長に何かがあったときに次長という人が全部代わりの代理行為をしてくれる人なんだろうと

いうふうな私の思いでした。

そういう意味で、今まで教育次長と名のつく人たちには宮崎さんのときもそうですけど、橋本さんもそうですけれども、そういう思いで、教育長に直接言う前にという形で様々なことの話をしたりとか、そういうことをやってきていました。

そういう意味でいくと、部長になったときに、私が健康福祉部長の大川さんと話すときに、市長に何かがあったときに大川さんが何かをやるという人には思わないですから、位置づけとしては小さな独立したそういう組織の中のトップの何かがあったときの代理行為ができるという副市長の位置づけとして捉えていました。

それが今回部長になったことですっきりしたといったときに、私はちょっと分からなかったですね、ぴんとこなかった。次長というのはすごく立場を表して、職務を表していい言葉ではなかったかなと。今度、教育部長になる人は私がかつてずっと思っていた教育次長の役割はもうしないんだろうかということがちょっと引っかかっていました。今日質疑した次第です。

ということで、名前が変わっただけだと言うけど、名は体を表しますので、次長から部長に変わるときに何かが変わるのだろうと、何が変わったのか確かめたくて今日質疑いたしました。賛成は致します。

○【小口俊明委員】　本件組織改正によって、これまで教育行政や関連事業への影響は特にはないということであります。第29号議案国立市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部を改正する条例案に賛成を致します。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◇

議題(7) 第３０号議案　国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】　第30号議案国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】　第30号議案国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。

お手元に配付しております総務文教委員会資料№25、国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案の主な内容について及び同№26、国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表により御説明申し上げます。なお、改正内容のうち今回御説明する主な内容の改正条文につきましては、新旧対照表では網かけにてお示ししております。

総務文教委員会資料№25、主な内容についての１ページを御覧ください。

初めに、１、固定資産課税台帳等の閲覧及び記載事項証明書等の交付についての規定の整理についてですが、現住所に係るＤＶ被害者等の支援措置として、地方税法において、市町村長は固定資産課税台帳等に総務省令で定める措置を講じたものもしくはその写しを閲覧させ、または証明書に当該措

置を講じたものを交付しなければならない旨が規定されたことに伴い、固定資産課税台帳及び名寄帳の閲覧並びに記載事項証明書及び納税証明書の交付の手数料に関する規定に、本来の固定資産課税台帳等及び証明書と同様に、当該措置を講じた固定資産課税台帳等の閲覧、または証明書を交付する場合であっても、手数料が変わらないことを明確化するものでございます。総務文教委員会資料№26、新旧対照表では、１ページの第15条の４、６ページの第64条の３及び第64条の４に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料№25、主な内容についての２、上場株式等の配当所得等における課税方式の選択についての見直しについてですが、上場株式等の配当所得等について、所得税と個人市民税において異なる課税方式を選択することを認めず、個人市民税において所得税と課税方式を一致させる措置を講じるものでございます。総務文教委員会資料№26、新旧対照表では、１ページ中段の第30条、２ページ下段の第31条の９、７ページの附則第20条の３並びに８ページの附則第26条の２及び附則第26条の２の２に、改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料№25、主な概要についての２ページを御覧ください。

３の給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書等の記載事項の見直しについてですが、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講じるものでございます。総務文教委員会資料№26、新旧対照表では、４ページ中段の第33条の３の２及び５ページの第33条の３の３に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料№25、主な内容についての４、個人住民税における住宅ローン控除の適用の延長についてですが、所得税額から住宅ローン控除額を控除し切れない場合に、その残額を個人住民税から控除する措置について、その適用期間を４年間延長し、令和７年までの間に入居した者を対象とするものでございます。総務文教委員会資料№26、新旧対照表では、６ページ下段の附則第８条の３の２に改正条文をお示ししております。以上が改正の内容でございます。

最後に総務文教委員会資料№26、新旧対照表11ページ中段からの附則以降が本改正条例の附則でございます。第１条各号で施行日を定めております。第２条は、納税証明書の経過措置。第３条は、市民税の経過措置。第４条は、固定資産税の経過措置でございます。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】　説明いただいてありがとうございます。詳細な資料もいただいているんですけれども、ちょっとさっぱり分からないんですが、特に総務文教委員会資料№25で５項目あって、後ろの３項目は分かるんですけれども、１項目めと２項目め、具体的に何がどう変わるのか伺います。

○【波多野課税課長】　では、まず１項目めの固定資産台帳等の閲覧及び記載事項証明書等の交付々についての規定の整理なんですが、国立市、私どもの賦課徴収条例の内容につきましては、説明資料の後半、手数料が変わらないことを明確化するというものがございます。そちらはこちらのもともとの条文のほうにこの内容のただし書が入りまして、その内容のただし書が入るんですけども、こちらの手数料については、ほかのものと同様に同じ金額を徴収しますということの文なんです。

前段につきましては、もともと民法等や不動産登記法などが変わりまして、それに伴い、地方税法が変わったことにより、今までいわゆるＤＶ被害者ですとかストーカー行為を受けているような方たちの分が地方税法上守られることが明確化ではなかったんです。それが法令上、地方税法上で明確に

なったことにより、ただし書が増えました。

その主な内容とすると総務省令が定めるということで、御本人の住所を削除するまたは申出によりほかの住所に変える、または市町村長が定める事項などというふうになっております。そういった要望がありました場合には、そういったもので閲覧される課税台帳などがそのような表記になります。そういったことを法令上守るということの明確化が基になっています。

先ほど言いましたように、賦課徴収条例につきましては、規定の中では手数料のところが関わってきておりまして、手数料について変わらなく徴収させていただくということの条文です。

続きまして、上場株式等の配当所得における課税方式の選択についての見直しにつきましては、もともと所得税と住民税において総合課税、申告分離課税、申告不要というものをそれぞれ選択できる制度がございまして、そちらを廃止するということです。

承継制度においては総合課税、申告分離課税、申告不要、それぞれメリット・デメリットがございまして、それぞれ納税義務者、申告者が判断して、自身にとって有利な選択をすることができました。例えば総合課税について源泉徴収される上場株式の配当所得の税率が、例えば所得税15%、住民税５％などとなった場合、自身の総合課税の税率が５％から45%だった住民税10%以下の場合は、総合課税で申告すると税額が抑えることができる、差額で控除の部分の10%なりの部分がありますので、差し引きすると抑えることができると。

また、申告分離課税につきましては、上場株式等で売買などで損失が出た場合など、その損失等、配当された所得の損益通算など繰越しができるので、分離課税で次の年にするということであれば全額抑えることができます。

それをまた申告するよりも源泉徴収、もともと源泉徴収されておりますので、所得税と住民税の税率が低い場合には、国民健康保険税などの税額を抑えたい場合などは申告を不要とすれば、源泉徴収された額で完結し、申告する手間もなく省くことができる、そういったようなことがあったことを不公平であるという考え方の観点から、この総合課税を選択した場合には総合課税、申告した場合には申告、申告しなければ申告しないとそういうことにということを統一したものでございます。

○【重松朋宏委員】　つまり１の規定については特段何か変わるものではない。ただ、規定が変わったというだけで、２のほうについては、所得税と個人市民税それぞれでより節税になる方式をこれまでは取れたものが選択の幅が狭まって、それぞれの税について選択するのではなくて、全体としてどうするのかという選択の幅に狭まることになるということでよろしいでしょうか。

○【波多野課税課長】　すみません、そのようなことで。

○【小口俊明委員】　この第30号議案の中で、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の第33条の３の２の中での「所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る）の自己と生計を一にする配偶者」、途中略しまして、「合計所得が133万円以下のものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名」、このようにありますけれども、配偶者の人が働き方を工夫して、納税義務者の扶養から外れないよう御苦労なさっているという、こういった実態に照らして、今般の条例の一部改正、このことにおいては何らかの対応策が含まれるのかどうか、これについて確認を致します。

○【波多野課税課長】　先ほど政策経営部長から御説明させていただきましたが、この件に関しましては、議員の皆様も年末調整の時期に御記入いただいております扶養親族申告書等に配偶者や扶養親族が今回退職手当等を有する場合には、そこに氏名等を記載する。そして、それはなぜかといいます

と、課税に必要な退職所得の情報を容易に確実に、市としてこちら側として把握するためでございます。

市民、申告者にとって負担をかけるようなものではないんですが、今まで源泉徴収された退職所得につきましては、所得税においては合計所得に含めます。市民税、住民税においては合計所得には源泉徴収された退職所得は含めないことになっておりまして、今までその退職所得が含まれたかどうかが明確ではなかったんです。把握するのに相当な労力、時間が必要であったために、こちらのほうに氏名等を記載することによって必要な情報の把握ができ、退職所得の有無が明確化されることで、配偶者控除の判定も容易にできるというものでございます。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【小口俊明委員】　今御答弁いただきました。配偶者の人の働き方を工夫して、納税義務者からの扶養から外れないようという実際の状況に照らして、今般の条例の一部改正は何らかの対策が含まれているという中で、水準は変わらないけれども、書式の工夫によってこれを適切、的確に把握ができるということにつながります。こうした観点から、こういったものも含まれた内容でありますので、本案に賛成を致します。

○【重松朋宏委員】　私も本第30号議案には賛成いたします。

５つの主な改定の項目について説明資料を含めて説明ありましたけれども、それぞれ合理的なものであると思います。大幅な税額が変わるとかそういうものではありませんけれども、必要な改定であると思いますので賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

議題(8) 第３３号議案　令和４年度国立市一般会計補正予算（第３号）案
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費）

○【遠藤直弘委員長】　第33号議案令和４年度国立市一般会計補正予算（第３号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費、教育費を議題と致します。

当局からの補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】　第33号議案令和４年度国立市一般会計補正予算（第３号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明申し上げます。

初めに歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。款16都支出金、項３委託金は、歳出の補正予算に対応し、文化プログラム・学校連携事業委託金を追加するものでございます。

款19繰入金、項２基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

款20繰越金、項１繰越金は、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。

款21諸収入、項４雑入は、派遣先の自治体から交付される派遣職員の人件費負担分を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。款１議会費、項１議会費は、交付金額が決定したことに伴い、政務活動費交付金を減額するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。款２総務費、項１総務管理費は、予算科目組替えのため若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業委託料を減額し、講師等謝礼を追加するものでございます。

項４選挙費は、投票区の見直し案に関して、市報特集号を作成して市民へ周知するため、市報特集号配布委託料を追加するものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。款10教育費、項１教育総務費は、第六小学校が、都の文化プログラム・学校連携事業実施校に決定したことに伴い、文化プログラム・学校連携事業謝礼を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますよう、お願いいたします。

それでは、質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】　15ページの選挙管理委員会関連経費で委託料、配布等、市報特集号の配布料などが組まれておりますけども、これは先ほどの陳情との関係で、要するに市民に今選挙管理委員会で持っている案をお示しをして、そして、市民からの意見などを寄せていただくということになると思うんですが、発行の何日号で発行するのかということと、それから、パブリックコメントはどんなふうに考えているのかということと、今後の流れについて、事務的な流れ、どういうふうになっていくのかということについてお聞きしたいと思うんですが。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず、発行については早くて８月20日号かもしくは９月５日号、また、ちょっと見直しが入れば９月20日を予定しております。次に、パブリックコメントについては、前回の委員会で行っていくということで議決されておりますので、そのパブリックコメントを行うための市報ということになる予定でございます。

また、パブリックコメントが終わった段階で、終わったというか最中でもあれですけど、委員会の中で、委員会を開いて報告を行い、見直しをするべきかどうかの議論を重ねていくという、最終的に決定していくという流れになると思います。時期については早くて10月、11月ぐらいにはなるのかなというふうに考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】　遅くなると９月20日号にぐらいになると、発行は。それからパブリックコメントを求めて、当初、選挙管理委員会で実施したい考えというのは、来年の４月の一斉地方選挙からと、こういうような考えがあったんですけど、それは日程的には間に合うんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　日程的には、選挙管理が有権者名簿の作成が３か月ごとになりますので、12月１日、３月１日ということになります。できれば本当は12月１日に変更したものができればいいと思われるんですが、多分間に合わなくなれば、３月１日にということになってくれば、12月に補正を出させていただいて、検証もその上でやっていくということで、それに間に合わせるよ

うな日程を組んでいくということになると考えております。

○【高原幸雄委員】　パブリックコメントは、発行の紙面に刷り込んで戻るようにするのか、あるいはどういうふうに意見を聴かせてもらうということを考えているのか。それに対する、また返さなきゃいけないじゃないですか。それらについてはどんなふうに考えているんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　今のところ、そこの詳しいところはまだ具体的にはなっておりませんが、市民のというか、有権者に分かりやすいような形で、何かしらの方策を考えていきたいということでなっています。

○【上村和子委員】　私も15ページで、これは２つ通告しています。

１点目ですが、若年層セクシュアル・マイノリティ教育関係事業に関して、これをちょっと組み替えたというんですか、委託料から講師等に組み替えたという補正になっております。これを組み替えた理由と、それから、これの若年層セクシュアル・マイノリティ教育関係事業ってどういう事業であるか、若年層というのは何歳から何歳を言うのか、何をするのか、どういう効果があるのかということなどもお伺いしたいと思っています。

○【吉田市長室長】　本事業はまず年齢は10代から23歳、ユース世代の方々を対象としております。若年のセクシュアルマイノリティー当事者のつながりを支援し、孤立防止、そして学校現場での理解を深めるということを目的に、国立市を含みます多摩地域８自治体の協働連携事業として、令和４年度、今年度からの新規事業という形でスタートしております。

全体の予算額、事業全体は500万円、これは東京都市長会の広域連携の助成金10分の10を受ける形です。初年度、国立市が幹事市として予算を計上させていただいております。この500万円の使い方は大きく２つの事業に分かれておりまして、１つが若年当事者の居場所をつくる事業。もう１つが、学校現場でのＬＧＢＴＱに関する授業、または教育現場の先生方への研修というものが、やはり当事者理解に必要だということで、そちらを進めていく、いわゆる教育現場を支援するような事業という２つに分かれております。

今回の補正予算ですが、後者の学校現場での事業、または研修のために、当初は委託料という形で当事者団体へ委託をして、授業や研修講師の派遣、資料作成などを行っていただくことで予定しておりましたが、その後、協議の中で、やはり８自治体のそれぞれのニーズがございましたので、それらを当該団体のほうが予算内では対応し切れないというような形がございました。よって、この250万円を、委託料ではなく報償費、謝礼に組替えさせていただいて、直接国立のほうから研修を実施したたびに講師に謝礼を支払うという形で整理をさせていただいております。実際は、教育現場のほうは、今回この補正予算をお認めいただいた後に具体的に動いていく形になりますが、もう１つの居場所事業は、既に５月と６月に１回ずつ開催をしております。国立市と府中市で１回ずつ開催しておりまして、トータルで40名の当事者の方々に参加を頂いております。

実際、その効果というところですが、この居場所事業は、開催後にアンケートを取っております。その中で、やはり楽しく過ごせた、安心できたと、もっといたかったという声が一番多くいただいております。そのほかには、自分と違うセクシュアリティーの人と話せたことがよかった。または、年上の当事者と出会ったことがなくて将来が描けなかったというような声も頂いています。さらには、多摩のエリアのどこでＬＧＢＴの友達を見つけたらよいかが分からないというような声もありましたので、今回こういった協働連携事業で、多摩地域で居場所を展開するということが１つの成果、効果があるものと現段階では見ております。以上です。

○【上村和子委員】　よく分かりました。実際、５月、６月とやってトータルで40名、よく来てくださったと思います。やっと楽しく過ごせたとか話せてよかったと思うんですけれど、この件では１つだけ質疑を追加します。

このように、場を求めたり、どこに行っていいか分からないという当事者の若い人たちに、この情報が行くことが大事なんですけれども、その情報が行き渡るような手段として、どういうことをやっているんでしょうか。この質疑をお願いいたします。

○【吉田市長室長】　まず、この事業全体のチラシ等を作成しまして、８自治体ございますので、それぞれの自治体の持っている広報媒体を活用しております。また、マスコミ等からの取材も頂いておりまして、既に新聞等にも載せていただきました。

さらには、８自治体だけではなくて、26市全体、全ての自治体には、この情報は既に送らせていただいておりまして、やはり当事者の方々が、自分の自治体だけでしかＬＧＢＴＱの企画に参加できないということは、自分自身のことがばれてしまうというような怖さもあると聞いておりますので、ここは自治体間で連携する事業のよさというものが１つあろうかと思います。

今後に向けましても、周知、また、学校現場等も含めて周知をさらに広げてまいりたいと考えております。以上です。

○【上村和子委員】　若年層、10代から23歳という、中学生とか、そういう若い人たちが目にしなきゃいけないんですけれども、目にするツールは、私はちょっと想像できないんです。例えば市のホームページは若い人は見るのかとか思うので、そういう若い人にちゃんと見てもらうためのツールという形で、何か新たに工夫したものはあるんですか。それを教えてください。

○【吉田市長室長】　今回参加された方々に、どこでこの情報を得られたかというのをアンケートで聞きますと、今回、居場所事業は、区部を中心に、既にこういった若年層の居場所事業を実施されている団体のほうとの連携という形を取らせていただいています。そちらのホームページ、サイトやＳＮＳを見て、多摩地域でもあるんだということが分かって来られているという方が非常に多かったと思います。

あとは、意外と市報を見て来たという方も、意外ではあるんですが、一定数おりましたので、御本人、もしくはカミングアウトしている場合には保護者の方等から情報が入ったということもあろうかと思います。

○【上村和子委員】　私は、ちょっとここら辺はちんぷんかんぷんなので、そういうのを工夫して、当事者に届くような情報提供をなさってください。とてもいい事業だと思います。

もう１つは、同じく15ページの、今、高原委員が質疑されたところの、今日陳情をまさしくやったところの、市報をどうするかというところで、高原さんが聞いてくれたところを引き継ぎたいと思うんです。今後、８月20日号か９月５日号か９月20日号という、この３つの候補があるということですけれども、それぞれについての原稿の締切りはいつになっているか、出ている人で分かる人はいますか。８月20日号に載せるためには原稿締切りがいつなのか、９月５日号に載せるための原稿締切りはいつなのかということです。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　すみません、正確な日時ではないんですけど、大体おおむね１か月前からぐらいだと考えておりますので、それぐらいで考えております。

○【上村和子委員】　ということは、一番早い８月20日号に載せようと思うならば、７月20日までに原稿を確定しなきゃいけない。９月５日だったら８月５日までに、一番遅い９月20日だったら８月20

日までにとなっていますね。締切りが、７月20日が一番早い原稿締切り、次に、一番遅くて８月20日となります。これだけ幅を持たせておられますけれども、これだけ幅を持たせた理由は何でしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず１つ目は、今回、陳情もあったことから、逆に見直しが入るの入らないのかも含めて、ちょっとこれは委員会の中で検討していかなくてはいけないかとは考えております。その上で、見直しが入るとすれば原稿自体もかなり変わってくる、また議決も取らなければいけなくなってくるということも含めまして、幅を少し持たさせていただいたということでございます。

○【上村和子委員】　それは大変よかったです。では、今の予定として、いつ選挙管理委員会を開かれる予定ですか、一番近くで。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　委員会を開くには、委員長の招集が必要になってきます。委員長がいつ開くかということになってくるということになるので、事務局で開きますということではございません。委員長が開いてやっていくということになるので、まずは、その前の段階として、委員会を開いて今回の陳情についてどう取り扱うというのを、まず委員会委員長が決めていただいて、その上で開催ということになってくると。

○【上村和子委員】　議会事務局も、日程は我々議員が決めますけれど、じゃ、決めるまで議会事務局が黙っているかといったら、そんなことはなくて、ちゃんと考えてスケジュールを出してくれて流れも示してくれてという、まさしく事務局機能を発揮してくれて、それで決められるというところもあるんです。ですから、選挙管理委員会の事務局も、ぼうっとしているわけじゃないと思うんです。委員長にそこまで、委員長に見通しが立てるように、タイムスケジュールはもう既に委員長には示しているんじゃないんですか。まだ全然委員長には、こんなふうに次、陳情も出ていますから、まさか陳情が出たことを御存じないですか、現委員長。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　委員長は、もちろん分かっています。その上で、すみません、日程については、委員長が開くということは最短でどこで開けるか、その辺も含めて、今後の協議というか、日程をどう取っていくかというのは、今、参議院選挙をやっておりますので、選挙以降で一番早い時期で取るのか、それとも、その前に委員会の中で委員会の意向を聴いてということになってくるのかということになってくるとは思いますので、６月の21日が参議院選挙の公示日前日になりますので、その時点で、今回の陳情についても報告させていただきたいと考えております。

○【上村和子委員】　なるほど。報告は、事務局としては６月21日ですか、その段階で報告はなさると。その日に選挙管理委員会で開かれるということですね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　その日は、公示日の前日になりますので、一応選挙人名簿の登録の関係で、選挙管理委員会は開かなくてはいけないことになっておりますので、開くことになっております。そのときに報告事項の中で報告させていただいて、その上で、今後について決めていただくということにはなろうかと考えております。

○【上村和子委員】　事務局長の見通しの中では、８月20日号、９月５日号、９月20日号の３つの候補を出して、どうしてこれだけのスパンを見るかといったら、やはり陳情の結果を踏まえてどうするかを、委員会としてもやる必要があるのじゃないかと、そう思いながら３候補を出しているということですけれども、事務局は。だけど、開くかどうかはその委員会が決めることで、委員長で招集するかどうかということにかかってくると考えたときに、ちょっと分からないんですけれども、委員長が、いやいや、開く必要ないと。現委員長が、いやいや、開く必要ない、結果は関係なく開く必要がない

と言ったら、これはもうそのまま、市報にそのまま乗るという、そういうものなんですか。分からないので。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　委員長だけではなくて、委員が開いてくれということであれば、その場合は開くことになると考えております。

○【稗田美菜子委員】　15ページのところで、さっきの委員からも質疑があったんですけれども、男女平等推進施策の事業費のところなんですけれども、さきの委員の質疑の中で、委託ではなく報償費になったのは、委託のままだと、このまま全市が、８市で今行われているということですけれども、事業ができないみたいな回答、御答弁だったように思うんですけども、詳細にもう一度伺います。

○【吉田市長室長】　もともと事業を、まずは８自治体の中で、ぜひ自分たちの学校でやってほしいというような声が上がった学校さんに事業を展開したいということで、委託団体さんのほうと協議をしてきました。実際、委託団体さんが予算内で受け入れる事業数が、実はそこまで多くなかった。８自治体の想定しているニーズよりも多くなかったところが１つありまして、手が挙がった学校全てにおいて、その事業を実施したいというのが、私どもの思いでありました。

その辺りで、正式な委託という形までは難しいだろうということで、であれば、事務局の国立市の負担は多少出るんですけれども、負担といいますか、事務的な負担は出るんですが、単独でそれぞれ１回ずつ支払うという形を取ったほうが、８市全体のニーズには合うだろうということで、今回は、このような形で組み替えさせていただきました。

○【稗田美菜子委員】　そうしますと、500万円の補助金の中で、二本立ての事業で、１個は当事者の居場所、もう１個は学校教育現場での講師ということだと思います。そこの250万、この250万が８市分で、報償費の中で全部賄い切れているという理解でいいんですか。

○【吉田市長室長】　この後、８市でどこまでの手が挙がってくるか、学校数が挙がってくるかにもよりますけれども、基本的にはその250万を８市全体の中で使わせていただくというような形です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうすると、イメージだと、委託のほうがいろんなことができるのかというイメージがあるんです。だから、内容が縮小されてしまったんじゃないのかという心配があるんですが、それはないんですか。

○【吉田市長室長】　委託をしようと思っていた団体様のほうは、当事者支援を本当に長くやっていたところでしたので、やはりいろんな情報ですとか専門性が高くあったところでした。ですが、今回８自治体、やはり自治体がそれぞれこのＬＧＢＴＱの政策のやり方が本当に様々あります。それぞれのニーズが、協議していくと出てくることを考えますと、本事業は、この助成金は３年までが10分の10、そして４年目、５年目が２分の１という形で、トータルいけば５年間の事業が展開できますので、少し長い期間で見たときに、まずは初年度は、このような形でまずはやらせていただいて、その内容含めて、２年目以降、つなげていけたらと今のところは協議しているところです。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。あとは討論でさせていただきます。

今度、23ページのほうの教育委員会のほうですか、第六小学校の、和楽器のワークショップと鑑賞だったと思います。和楽器は何を使われるんですかという内容と、どんなワークショップなのかということと、何年生の授業なんですかという、まず３点、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　六小のほうで使う楽器のほうですけども、和太鼓、琴、三味線と聞いております。該当する学年のほうですけども、低学年、中学年で考えているということですので、１年生から４年生が対象になると捉えております。

○【稗田美菜子委員】　すみません、鑑賞とワークショップと伺っているんですが、ワークショップは具体的にどんなことをされるのか。

○【川畑指導担当課長】　ワークショップを通じて、実際に楽器等を触れる体験というところを計画していると聞いております。

また、低学年の鑑賞では、近隣の保育園の園児を招待して一緒に和楽器に触れるという機会を持つと聞いています。

○【稗田美菜子委員】　ありがとうございます。幅広く鑑賞については、鑑賞のワークショップではなくて、鑑賞する学年とワークショップをやる学年とという理解なのかと思いますけれども、基本的には体験させていただけると。

楽器を聞いたのは、開催がたしか11月秋頃だと伺ったんですけども、感染拡大の場合があったときに、集まることが難しい場合はさることながら、例えば呼気を使うような、呼吸ですか、息を入れたりとか、出したり入れたりするようなものはなかなか難しくなってくると思うんです。感染拡大があった場合にはどんな対応を現段階で考えているのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　これまで学校の教育活動の中で行ってきた感染症対策のほうを、また参考にというところになってくると思います。ただ、和太鼓、琴、三味線ですので、呼吸というか、そこの部分に関しましてはクリアできる楽器ではあるのかとは思っておりますので、あとは、本当に感染状況に応じて、今体育館で予定はしているんですけども、場所の広さだったりとかといったところの配慮が必要になるかと考えております。

○【重松朋宏委員】　まず、予算書の15ページの選挙管理委員会の関連の経費について伺いたいんですけれども、先ほど、私、答弁を聞き漏らしたかもしれないんですけども、パブリックコメントを行うための市報ということなんですが、パブリックコメント自体は、いつ頃の期間を想定されているんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　これについては、市報の発行の前後を含めた期間と考えております。

○【重松朋宏委員】　分かりました。例えば、８月20日号で出せたとしたら、８月から９月の頭ぐらいにかけて、９月20日号であれば、９月の終わりから10月の上旬にかけてというようなイメージでよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　そのように考えております。

○【重松朋宏委員】　説明会のような形での対面での説明や意見交換というのはされないんでしょうか。通常ですと、メールや文書によるパブリックコメントを募集しつつ、説明会みたいな形で、対面ででも意見を聴いたりということをよくやられていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　説明会については、これも委員会の意向ということになるんですけど、委員長のほうからは、１回はどこかでやるようだとは聞いております。具体的にどこかというのも含めて、市内全域に及んでいますので、どのような形でというのと、あとは、希望があれば、そういうところについては説明をしていくような形にはなろうかと考えております。

○【重松朋宏委員】　ありがとうございます。いろんな説明会や意見交換やパブリックコメントを踏まえて、場合によっては、投票区や投票所の、投票区の区割りや投票所がまた修正されることもあり得ると思うんですけれども、その修正の作業をした上で、最終的に選挙管理委員会で議決をした上で、有権者名簿の修正ですとか関連の経費を議会で議決することが必要になるとすれば、タイムリミット

的には、そういう時間的な余裕はどれぐらいあるんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】　まず、予算案については、タイムリミットは12月議会が委託のリミットになっております。12月に補正をかけないと、３月１日の選挙人名簿の作成のときに変更ができないので、そこの時点を含めてリミットになってくると。ですから、それに合わせてやっていくとなると、やはり予算関係も含めてある程度のめどが立ったところで12月の予算を出させていただいて、その上で意見聴取したものを見て、委員会で議決を取っていくということになります。

その中で、例えばいろいろな意見があったとして、修正をかなりするようなことになれば、当然それはなかなかできないような形にもなってくるとは思いますので、その辺で、多分、難しくなってくる可能性は、意見をどこまで取るかというところと、どのような意見が出るかというところにかかってくるんではないかと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】　分かりました。ありがとうございます。

次に、予算書の23ページの文化プログラム学校連携事業について伺いたいと思います。こういう形で小中学校が東京都にいろいろ申請して、年度の途中でちょこちょこと事業の補助が下りてというようなことは結構たくさんあると思うんですけれども、これは年内に次年度の申請を受け付けておいて、東京都も国立市も当初予算に入れ込むことで、一々補正を年度の途中でちょこちょこと入れなくて済むようなことはできないんですか。

○【川畑指導担当課長】　今回のこの補正で上げさせていただいた経緯なんですけども、議員のほうからもありましたとおり、今回のこの学校連携事業についての募集が都のほうからあったのが、２月17日付の通知でございました。締切りが３月８日までで、実際に実施校の決定通知がやはり年度を明けての４月７日だったために、市としましては、当初予算に載せるということはとても難しいといったところでございました。

○【重松朋宏委員】　それを仕組みとして、年度のもうちょっと早い時期に申請を受け付けて、次年度分の実施校を決定しておけば、各市補正予算で出してということが必要なくなると思うんです。学校連携事業に限らず、こういうの、研究指定校ですとか、ちょこちょこと五月雨式に出てくるのはすごく合理的じゃないと思うんですけれども、そういうことというのはできないんですか。

○【雨宮教育長】　今委員が指摘されたことは、実は川畑指導担当課長と、ちょっと前にそういう意見交換しました。それは我々にとってはどうなのみたいな話をしました。

東京都側としては、予算の成立が大前提ということがありそうですので、それを通るだろうという形で上げることはあるだろうと思いますけれども、そういう大前提がありますので、これはやむを得ないのかと、今の段階では、私はそういう理解をさせていただいています。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　ですけど、教育委員会に限らず、東京都の補助事業やイベントだったりというのは結構たくさんあります。予算が成立する前に次年度の採択自治体みたいなのを決めておいて、それぞれの予算にも入れ込んで当初予算でというのは結構あると思うんです。仕組みを東京都教育委員会が変えればできることではないかと思うんです。それは国立市教委が検討することではないので、こういうのがたくさんあるので、都教委のほうにも意見を言っていただきたいと思うんですけれども。というのは、和楽器のワークショップは、私が議員になった頃ぐらいから、ずっと以前からいろいろされてきたような印象があるんですけれども、これが仰々しく文化プログラム学校連携事業というような形で採択されましたとなるんですけど、これはまずなぜなのか、伺いたいと思います。

○【川畑指導担当課長】　今回の文化プログラム学校連携事業ということですけども、このことは、

昨年度まで行われていたオリンピック・パラリンピック教育が、大会が終了後、今年度、令和４年度以降は、学校2020レガシーとして、これまで学校が取り組んできた中から継続、発展させるといったような、引き継いだ事業になっております。

オリンピック・パラリンピック教育の中では、５つの資質というものを、育成を目指していたんですけども、その中の１つの日本人としての自覚と誇り、この資質に関する支援の授業として、今回、東京都のほうは、文化プログラム・学校連携事業という名称の下、支援を行うといった経緯がございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　オリンピック競技大会が終わったんだけれども、レガシーという形で続けていると。これ、いつまで、ずっと続けていくものなんですか。逆にそうなると、ますます、そういう恒常的な補助事業であれば、当初予算に入れておいて、大体１校順繰りに、それぞれの自治体でどれぐらいの学校が手を挙げてというのが大体見えてくると思うので、ますますこういう形でやらなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○【川畑指導担当課長】　現在、東京都教育委員会が示している中では、４年度以降その形に変えるということと、大会後も長く続く教育活動ということなので、具体的な日数とか今後いつまでとかということは示されておりません。そのため、把握はできておりません。以上です。

○【重松朋宏委員】　オリンピック2020大会のレガシー事業としてやるということは、恐らくオリンピック憲章できっちりと規定されているオリンピックムーブメントに関連して位置づけられている事業だと思われるんですけれども、でないと、オリンピックという名称を使うことすらもできないので。なれば、その中の５つの資質の１つとして、日本人としての自覚と誇りというのがちょっと気になるんですけれども、オリンピックムーブメントは、むしろナショナリズムが過剰に暴走しないように、オリンピック憲章の中でも、国家間の競争ではなくて、競技者が主体だというようなことを位置づけてあるように、日本人としての自覚と誇りを育成することがオリンピックムーブメントと関連するんですか。別に日本の文化伝統事業をやっていいと思うんですけれども、それをオリンピックに結びつけてやることにちょっと違和感があるんですけれども、どのように位置づけられているんですか。

○【雨宮教育長】　委員の捉え方、考え方はあろうかと思います。あくまで東京都の事業ですから、名称をどのように使うかというのは東京都の主体だと御理解を頂ければと思うところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　ですけれども、第六小学校、当然、生徒は日本国籍を持っている人だけではないです。日本人というルーツを持っている人だけではないです。ですけれども、小学校の子供全員に、多様性ではなくて、日本人としての自覚と誇りを持たせるという位置づけで文化プログラムをやることには違和感、しかもオリンピックムーブメントと関係するような形でされていくことについては、ちょっと違和感があるんです。そのことも含めて、こういう形でずっと続けていっていいのかというのを、東京都ともう少し、お金が来るから手を挙げるというのではなくて、日常的に意見交換していくべきではないかと思いますけれども、最後に教育長に伺いたいと思います。

○【雨宮教育長】　これまた同じような答弁になるかもしれませんけど、捉え方は様々あるんだろうと思います。今、委員の御指摘にあったこと、もし機会があって意見交換をするようなことがあれば、そのときにお伝えするというようなこともあろうかと思います。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】　本補正予算案に賛成の立場で討論いたします。

選挙の区割りの件で市民の方に意見を聴いていくためにパブリックコメントを取るということですけども、しっかり取っていただいて、そして選挙委員会のしっかりとした独自の判断を下していただけたらというように考えております。

そして、文化プログラム・学校連携事業謝礼ということですけども、和太鼓、琴、こういったものに触れ合っていただくというのは大切なことだと思います。子供の頃に受けた授業というのは、いいものだと大人になってからも覚えていますし、外部から人が来るというと、ふだんの授業とは違った喜びであったり学びというものがあるというように私は記憶しております。そういったことで、こういった事業に積極的に手を挙げていただいて、東京都からお金を出していただいて行っていくということで、私はよい事業だと思いますので、今後とも、こういった事業に積極的に取り組んでいっていただいて、子供たちの教育水準の向上というものを常に図っていっていただければというように考えます。以上、賛成の討論と致します。

○【重松朋宏委員】　私も、本補正予算案には賛成いたします。

投票区の見直しについては、選挙管理委員会事務局も議会の陳情審査の動きも見つつ、市民有権者の意見を積極的に取り入れた上で、よりよい投票区見直しになるように内部で検討されているということは分かりましたし、恐らく、狭義の選挙管理委員会も、市民の声を受け止めて、よりよいものにするために投票区の見直しをしていくわけですから、一致して進めていくことができればいいと思います。

文化プログラム・学校連携事業については、国際オリンピック委員会は、確かにオリンピックアジェンダ2020プラス５、15の提言というものを出していまして、その中に、オリンピック競技大会の開催前と開催後に、開催地のコミュニティーに持続的な利益をもたらすための取組を促進すると。遺産団体に対し、これは東京都もしくは日本オリンピック委員会だと思うんですけれども、オリンピック競技大会後も主要な社会プログラム、スポーツプログラム、教育プログラム、文化プログラムを継続するよう促すと。これは国際オリンピック委員会が位置づけられていますので、それに基づいての文化プログラムとも考えられるんですけれども、それが、以前からやっていた東京都教育委員会でやってきた和太鼓のワークショップですとか、位置づけとして日本人としての自覚と誇りを促すためのという形で位置づけられていることについては違和感を持ちますし、また、継続的に、恒常的にやっていくのであれば、きちんと位置づけて、通常の教育予算の中に東京都の補助も含めて、位置づけて、都内の各学校で公平に文化的な事業ができるようにきちんとしていくべきだということを申し上げまして、この文化学校連携プログラムに、事業に限らず、都教委からの補助事業というような形で手を挙げて、年度の途中で決まったのでやりますというのではなくて、年間を通じて安定的に事業ができるような仕組みを、都教委と、それこそ連携しながらつくり上げていっていただきたいということを申し上げまして、本補正予算案には賛成いたします。

○【小口俊明委員】　第33号議案令和４年度国立一般会計補正予算（第３号）案、この15ページ、選挙管理委員会関連経費の委託料の中で、市報特集号配布委託料に関して申し上げます。

これまで、国立市選挙管理委員会が、投票率の向上と地域間の投票の容易性を公平に保つ目的、これを精力的に検討してくださり、一定の方向性が見いだせたことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私の考えでは、特に南部地域にあるハケ下地域においては、当日の投票には坂を上って第一小学校及び第七小学校、第六小学校に行かなければならない状況、また、市役所に行くことになるかと思います。ハケ下に当日の投票所があれば、この地域の人たちがどれだけ助かるものかと思います。このことを十分に考え合わせていただいて、当日投票所に第三中学校検討していただいていることに期待をしております。また、国立駅直近の駅前プラザも当日の投票地に位置づけるという、この案も歓迎を致します。

一方で、北地域の一部廃止を前提としている投票所や、富士見台地域における廃止の方向性が出ている投票所、ここにおいては、全体のバランスにおいて妥当性がもしあるものであったとしても、その地域に住んでいる市民、有権者の御理解が得られなければ、なかなか難しさが出てくるもの、このようにも思います。十分な手続を経て取り組んでいただきたいと思います。

本補正予算（第３号）案に賛成を致します。

○【稗田美菜子委員】　補正の３号には、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、居場所づくりですけれども、課長からの御答弁の中にもありましたけれども、自分が住んでいる地域だと参加しにくいというのは確かにそのとおりだと思います。それは容易に想像できることですので、多摩地域の８市で協力して取り組んでいるということは、非常にいいことだと思いました。

また、教育関係事業の講師につきましても、各地の教育現場できちんとした取組をしていくためには、今年の取組の規模が想定よりも多少小さくなったとしても、少し長期的に考えて、しっかりと取り組むということでよく分かりました。学校に通っている子供にとっては、学校での生活とか友達との生活は、本当にその子にとっての全てと言って過言じゃないと思います。例えば、その周りにあります制服のこともそうでしょうし、トイレの問題もそうだと思います。もっと簡単なところで言えば、例えば部活なんかも、私のときにもありましたけど、例えば女子バスケットボール部と男子バスケットボール部とか、そういう性別で、特に意図もないけれども、意図がないというと変ですね、体力的な差によってとか別の事情によって分けられたことによって傷ついている子たちとか、どうしたらいいんだろうと悩んでいる子供たちがいるということに周りが気がつかなければいけないということなんだと思うんです。そういうことが学校現場では必要だと思いますし、そういうことに取り組みたいと言っているところが多くあることを願いたいと思います。学校の中で自分らしくいられる子供が１人でも増えるように、その理解を深めていく取組には丁寧に対応していただきたいと思います。

また、選挙管理委員会の関連経費についてですけれども、陳情にもありましたが、投票区の見直し案を市民に広く周知をするといったことで理解をします。パブコメを取って、それによって修正を加えていくといったことで理解をしました。また、今回の新しい投票区については、他の委員からもありましたけれども、今までなかった南部地域にハケを上らなくても投票をしていくといったことの投票所を作ったということも、大変有益だと思っています。ただ、それの有意義さよりも、投票所がなくなってしまう、１増２減の２減のほうが非常に大きくなってしまったことについては、やはり周知がなかなか足りなかったという取組だと思うので、そこについての反省を十分に生かして、今回のこの経費については、しっかりと――届けるだけでは駄目なんです、伝えるだけでは。伝わるところまでいかないと周知にはならないと思います。市報を届けて、届けました、みんなが見ているはずですでは駄目なんです。どういう内容が載っていて、その人が、そうなんだ、分かったというところまでいかないと伝わるにはならないので、ぜひそういった丁寧な取組をよろしくお願いいたします。

それから、学校教育の向上支援事業費についてですけれども、質疑の中で鑑賞と体験することとい

うことで理解をしました。鑑賞するについては、近くの保育園にもお声をかけていただけるといったことで、子供たちにとっては非常にいい機会だと思います。特に、ゼロ、１、２ぐらいの子供たちは、目や鼻よりも耳がすごく敏感でというふうにして、よく言われるのは、ピアノは３歳からとか言われますよね。ちゃんと優秀なピアニストを育てるためには３歳からじゃないと駄目なんだとか、語学も６歳からでは遅いんだとか、私もさんざん、周りの教育ママ達に、さんざん私も言われていますけれども、我が子を考えても、言葉よりも音楽に共鳴したり反応したりするというのは、実は今、うちの息子も今年で３歳なりますけども、このゼロ、１、２のときに非常に強くあるように思います。それがまさに、例えば太鼓だったり体に響く振動だったりというのは非常にいい機会だと思いますので、ぜひ幅広く取り組んでいただきたいと思いますし、すばらしい取組なので進めていっていただきたいと思います。

同時に、六小でということですので、支援教室に通っている子供たちも、ぜひ本人たちの様子を見て、大きな音が出たりしますので、場合によっては難しいかもしれませんけれども、参加しやすい仕組みをぜひ考えて取り組んでいただきたいと思います。体験というのは本当に貴重な学びだと思いますので、さっき質疑もしましたけれども、感染状況によって、感染が広がっているからやめましょうというと、もうやめることに慣れてしまっている子供たちなんですよね。中止だからしようがない、コロナだからしようがないよねとなってしまうので、そうならないように、感染下でもどうやったら開催できるのかということを考えて、ぜひ開催にこぎ着けていただきたいということを要望させていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】　選挙投票区の見直しについての取組では、先ほど、市報の予定を事務局長が述べておりましたけども、やはりパブリックコメントの実施をしっかりとやっていく必要があると思うんです。さっきの答弁では、12月議会に費用を出して、４月実施に向けてという話もありましたけど、これは市民の直接選挙に関わる問題ですから、ぜひこれはパブリックコメントをしっかり取って、陳情の、今回の第一団地の集会場の投票所の廃止についても、陳情の結果、十分に生かした中で、やはり市報に掲載して市民の意見を聴いていくということは非常に大事だと思いますので、そういうことをしっかりやってもらいたいと思います。

この補正予算案については、賛成と致します。

○【上村和子委員】　私も、賛成の立場で討論を致します。

若年層のセクシュアルマイノリティーの教育関係の事業という形で、８市で持ち回りで連携しながら、10代から23歳までの若者たちの当事者の人たちが集まって話せる居場所づくりと、それから学校現場への研修もやると。これ、大変いいことだと思います。本日も言いましたけれども、若い人たちに届くツールというものを、こういうときこそ生かしてほしいと思います。

なぜなら、私は先日、やはり違う場所で、こんなに若い人ではなかったけど、30代の当事者の人から、セクシュアルマイノリティーは死ぬということを分かってくださいという訴えがありました。特にコロナ禍の中で孤立化が進み、なかなか行くところがなくなったときに、仕事が続けられなくなった。そして、お酒におぼれて二丁目に通うようになった。財布をなくした。もうどうしていいか分からないという、死しかないというようなところに行くと。セクシュアルマイノリティーには、死は近いのですということを分かってくださいという訴えがありました。

今、ＬＧＢＴというのはレインボーパレードみたいな華やかなイメージがありますけれども、大多数の当事者は死に近いところにいるということの危機感を忘れず、こういうふうに、当事者の人が安

心して集まれて楽しく過ごせたという場が広がっていくことを望みます。

そしてまた、せっかく８市で連携ができていますので、若年のセクシュアルマイノリティーだけではなく、これを使いながら若年じゃない人たちの居場所づくりも、また、この間私が一般質問でやりましたけれども、女性の人権なども、８市連携をもっとより深めていってもらいたいということを要望しておきます。

それと、選挙区のことですけれども、私は今日補正の中で、選挙管理委員会事務局長の、割と理性的な判断を聞いて安心いたしました。やはり、今回の陳情の結果を見越して、そして、事務局としては、それを見越した上でのタイムスケジュールをちゃんと幾つか立てていたこと、そして最終的に12月までがタイムリミットだとすること、そういう意味では、選管事務局が理性的に対応していることはよく分かりました。

問題は選挙管理委員会そのものにあります。今回、私はかなり自分でも、さっき激しく言いました。それは、なぜこれが分からないんだろうという気持ちがあったからです。こんなに高齢化が進んできている。国立市も例外ではありません。市長は、超高齢化に伴って、健康で安心なまちづくりを進めているということで政策をつくっておられますけれども、その中に、どんな年を取っても最後まで自分が選挙に参画していけるという環境をつくっていくというのは、実はとてもとても大事な社会参加の基本です。そういう意味で、超高齢社会に向かっているのに、国立市の政策として、高齢者の投票環境の向上に向けて整えていくという政策そのものがないということは、私は驚きました。これは選管がやればいいというだけではありません。選管に任せていたら、肝腎の選管が、その視点が、今回の選挙区について、なかったということが明らかになったからです。どんなときにでも、選挙区を今から投票区、選挙区じゃなかった、投票区を決めるに当たっては、もちろん高齢者だけではありませんけれども、高齢者の人がどういう状態になったら投票につながるんだろうか。それこそ選管で考えていただかないと、イの一番に考えていただかないといけない重要テーマだったと思います。その重要テーマを、複数いる選挙管理委員さんから１人も出なかったのかというのは、ちょっと不思議でしようがないです。

なぜなら、今、私は実は投票区だけじゃなくて、期日前投票所を増やすとか、それから共通投票所というんですか、期日前の共通投票所、期日前だけじゃなくて当日の投票所もそうですけれども、投票区に限らず、駅前とか若者向きとか、人が集まるところに共通投票所をつくるとか、それから、不自由な人には、さっきも言いましたけれども、移動支援をするとか郵便投票を増やすとか、ありとあらゆる強い工夫をしないといけない時代に入ったと。そういうことこそ、こういう補正予算で出てきてほしかった。なのに、まるで真逆の、１つ増やすのはもちろん問題ない、だけど、２つ減らすという。もっと歩かせる。それが、今日、当事者の高齢者、該当する高齢者の方から直訴みたいなものじゃないですか。これを変えられたら自分たちは投票に行けませんという、そういう切実な訴えで、これは言わなくてもみんな知っていると思うと、投票の、今日、陳情者おっしゃったけど、聞いたら、扱わなかった。私は、どういう思いで陳情者の人たちが帰ったかなと、物すごく気持ちがずきっときています。高齢者の方の１票を大事にするということの、投票環境の向上について、もっと選挙管理委員会はちゃんと考えてほしいということを、ぜひ、選挙管理委員会の事務局長は、帰って選挙管理委員さんたちにお伝えください。そして、本日の議論、総務文教委員会の議論をしっかり聞いてもらってください。聞いてもらって怒ってもらって構わない。私は文句言われて構わないです。抗議されても構わない。一回本気で、高齢者の投票について、投票環境を整えるということはどういうことか、

選管の委員さんたちの御意見を承りたい、そう思います。しっかり今日の結果を踏まえて、ちゃんと選管でもう一度議論をして、そして、ちゃんとこれが自分たちの素案だというものに変えて、スキルアップして、そして市報に持っていく、そのプロセスをしっかり踏んでいただくことを要望して、賛成の討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】　討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方は、ここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。

―――――――――――――――――　◇　―――――――――――――――――

報告事項(4)　新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】　報告事項(4)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】　初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができております。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申し上げます、の経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料№33により補足的に御説明させていただきます。

お手元の総務文教委員会資料№33、１ページ目を御覧ください。国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況についてでございます。令和４年３月の常任委員会で御報告した以降の対策本部会議ですが、令和４年３月から５月にかけて月１回開催してございます。

３月18日の第30回対策本部会議では、東京都のリバウンド警戒期間における取組発出後の市の対応方針について、都の方針に倣う形で、引き続き感染防止対策を取っていく旨を確認いたしました。

永見本部長からは、連休が明けると、まん延防止の措置期間が切れることになると、感染力が弱まるわけではないが、多くの方が感染するという状況は続く――申し訳ございません、間違えました。

市医師会長からは、家庭内感染が多く、ワクチン接種対象外の５歳未満の感染者も出ていると、３回目のワクチン接種を検討してほしいとのコメントを頂いてございます。

永見本部長からは、市内での感染者が毎日続いている状況であると。連休が明けると、まん延防止の措置期間が切れるということになると、感染力が弱まるわけではないので、多くの方が感染すると

いう状況が続くと、どこで感染するか分からない状況なので、感染したとしても負い目を感じることはないが、可能な限りの感染防止対策はしてほしいという指示を頂いてございます。

４月25日の第31回対策本部会議でございます。都のリバウンド警戒期間の延長に伴います市の公共施設の拡充を確認しました。そのほか自宅療養支援室や連休中の対応についても確認を致したところでございます。

本部長からは、気を緩めずに対処できるように心がけ、事務を進めてほしいとの指示を頂いてございます。

５月23日の第32回対策本部会議でございます。都の５月23日以降の取組に伴う市の公共施設、自宅療養支援室の対応、マスクの着用等について協議、確認を致しました。

市医師会長からは、３月をピークに陽性者数、陽性率が減少傾向にあると。ワクチン接種は重症化予防の観点では意義があると言えるとのコメントを頂いてございます。

永見本部長からは、市内の自宅療養者数が３桁で推移し、入院中の方の人数が減らないということを受け止めておかなければならない。会食等も緩和されるが、感染症が終息したわけではないため、最善を尽くしながら、市民の生活、日常生活を確保するために業務に当たってほしいとの指示を頂いてございます。

このほか、この資料にはございませんが、昨日６月14日に対策本部会議を開催してございます。ここでは市内のイベント開催時における留意事項等について、都が示しているチェックリストや注意事項を市民に分かりやすくお伝えしていくということを確認してございます。対策本部会議については以上です。

２番、新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。令和４年第１回定例会以降に各部が実施した主な取組について、本委員会を所管する部に関して御報告いたします。

行政管理部でございます。職員業務体制の調整でございます。新型コロナウイルスワクチンの集団接種の実施に伴いまして、集団接種業務に従事する職員等の調整を行ってございます。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務に従事する職員等の調整も行ってございます。

感染拡大防止対策に係る基準等の庁内への周知徹底でございます。東京都のリバウンド警戒期間の延長・終了を踏まえて、感染対策等について、改めて庁内に周知してございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。こちらの資料には令和４年６月６日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況が記載してございますが、この場では６月14日時点の数字で申し上げます。

１、追加接種、３回目でございます。こちらの状況ですが、高齢者の方の接種、接種済みの方は１万5,892人です。64歳以下の方、接種済みは３万815人。全体で接種済みの方が４万6,707人ということでございます。

次に、第二期追加接種、こちらは４回目の接種のことでございます。新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化予防を目的としまして、６月から実施中でございます。こちらはまだスタートしたばかりでございます。対象の方は、３回目接種から５か月以上経過した以下の方が対象。およそ３万人程度を想定してございますが、接種日時点で満60歳以上の方、次に18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方となってございます。ワクチン接種については、以上です。

最後になりますが、令和４年６月14日発表の数字で、国立市民の方で新型コロナウイルスの検査、

陽性が確認された方の累計は5,772名、療養中の方は148名でございます。市内においては、第６波以降の新規の陽性者数、療養者数が減少しておりますが、療養中の方はまだ150名弱いらっしゃいます。また、若い世代の新規陽性の方の発生が続いてございます。市民の皆様、議員の皆様方には、日常の生活を取戻しながらも感染拡大防止に向けた基本的な対策について、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】　ワクチンのことについてお伺いいたします。資料の中の裏側ですかね、新しい６月14日の段階での数字、ありがとうございました。子供の５歳以上で11歳未満のワクチン接種はどれぐらい、数字でもいいですし、できたらどれぐらいの接種率だったのかというのをお伺いできたらありがたいんですけど。

○【古川新型コロナウイルスワクチン接種対策室長】　お子さんのワクチン接種ということになります。小さいお子さん、５歳とか12歳以下のお子さんについては、第３回の接種はできませんので、１回目、２回目の接種ということでお答えをさせていただきたいと思います。５歳～９歳の方に関してはおおよそ400人、それから14歳までの方に関しては、おおよそですけれども、1,400人程度ですので、15歳までであると400を合わせた数字、1,800人ぐらいが接種されているというような状況になっております。接種率に関しては、世代別になってしまいますけれども、12～14歳の方が大体22％程度、それからその下の年代のほうは数％というような形になっているかと思います。以上です。

○【稗田美菜子委員】　ありがとうございます。分かりました。それから１ページのほうにちょっと戻るんですけれども、行政管理部の中で、新型コロナウイルスワクチンの集団接種の実施に伴って集団接種業務に従事する職員等の調整を行ったという意味がちょっと分からなかったんですけれども、どういう意味だったのかお伺いいたします。

○【中道職員課長】　こちらは本業に加えてワクチン接種対策室のほうを支援する職員に兼務をかけたという意味でございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】　そうすると、兼務って、電話はコールセンターは委託しているから、保健センターの保健師さんとかということですかね。

○【中道職員課長】　保健センターのほうの業務をワクチンの関係でお手伝いするのと、それから実際に集団接種の場において、会場の例えば市民の方への対応であったり、そうしたところの支援ということで兼業をつけております。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。

それと、あと一点だけお伺いしたいんですけれども、在宅療養指導医の制度で入られて、今回ここまでの間でコロナに関して何か活動があったとか、御助言があったりとかしたのかとか、何か取組があったら教えていただけたらありがたいんですけど。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】　在宅療養指導医の件ですね。この間、１回ほど会議を持ちまして、まずはコロナの今までの振り返りというところで情報共有をしているところです。引き続き、今後もまた先生方に集まっていただいて検討をさせていただく予定になっております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。もう一点だけ、すみません、簡単に。最後なんですけれども、４回目のワクチン接種の18歳以上60歳未満の方の基礎疾患を有するというのは、重症化リスクが高いと医師が認める方というのは、医師から何か診断書みたいなものをもらわないと受けられないという

意味ですかね。

○【古川新型コロナウイルスワクチン接種対策室長】　59歳の方までの接種の条件というか要件になりますけれども、まず、基礎疾患、幾つかありますけれども、そういった形で通院などをされている方と、加えて医師が重篤化リスクが高いと認める方になっております。そのような形になっておりますけれども、診断書等は特に必要ございません。申告いただくだけという形になっております。以上です。

○【上村和子委員】　国立市健康危機管理対策本部会議、本当にお疲れさまです。ずっとやっておられるんですけれども、災害危機の一環の中で対応していると思うんです。この会議の開催状況を聞いたときに、市長以下全ての、副市長も入って、本部会議ですから、議題をずうっと見たときに、何か同じようなものが続くなというのが私はちょっと感じました。フェーズが明らかに今変わってきて、この間、ＬＩＮＫくにたちもやられたりとか、明らかにフェーズが変わっているのに、内容にそういう変化が見えないんです。相変わらず感染防止に云々という言い方をしているけれど、例えば死亡者がどれくらいいるとか、治療薬がどれくらい今整ってきているかとか、ワクチンだけじゃなくて、住民に向けての安心状況というものをどんどん出さないと、いつまで対策本部をやるんだろうという、ずっと危機を言っていくのかという。そういう意味で読んだときに、何かフェーズが変わった印象を持たないんですけれど、そこら辺はどうなんですかね。ずうっと危機だ危機だと言いたいんですか。危機と言ってもいいんだけど、何か言っていることとやっていることが違うような気がするんですけどね。

○【大川健康福祉部長】　この会議の中では、都内の状況と市内の状況について、どの程度陽性の方がどういった形で国立市内で発生しているかというのは確認していて、すみません、その辺りの詳細まではここには載せておりませんが、確実にフェーズって、フェーズと質疑委員がおっしゃったような、新規に陽性になる方の数が減っていて、だんだんと日常を取り戻していく方向になっていくんだというようなことは会議の中で話題になり、協議、確認の中に入っているということがございます。その辺りをどのように市民の皆さんにお示しするかということについて、具体的な記録として、なかなかこれまでお示しできなかったなということは、今御指摘いただいて、今後どのように盛り込んでいくかということを具体的に考えてまいりたいと思います。

あわせまして、全体的には患者さんの数が少なくなっているとはいえ、やはり感染症ということに対しての警戒感ということは引き続き持ちながら、感染症に関して必要な防止対策を続けていただきたいというメッセージを何とか毎回毎回、市民の皆様に向けて出していくというようなことも心がけてきたということでありますので、全体を通してみますと、質疑委員おっしゃるようにだらだら感というか、何かそういうことがあるのかもしれませんが、ちょっとその辺、こちらのほうで事務局も、どのようなメッセージとして市民に伝わるのが一番よろしいのかということを改めて考えてみたいと思います。

○【上村和子委員】　この対策本部、私、危機対策ってずっと危機を言うところじゃないと思っているんです。やっぱり危機のときは本当に危険を訴えなきゃいけないけれども、そのタイミングタイミングで、何を伝えていくのが大事になるかということがちゃんと伝わっていかなきゃいけない。私はこれだけコロナが来て、まだワクチンのことしか言っていないというのは、いいかげん治療薬のことを言っていいんじゃないですかって。実際かかってこれだけの症例が分かって、助かっているんだとしたら、市内にどれくらい治療薬があるのかとか、軽度だとこれぐらいが使えるとか、中程度だった

らこれぐらいまで実は来ていますとか、そういう情報のほうが市民としては欲しいんだけれども、何かまだ見た限りにおいてワクチン――ワクチンは悪くないですよ。でもワクチンしかなかったという時代からちょっと変わってきているんじゃないかなと思うんです。だからそこら辺がちゃんと危機対策本部で話し合われているんだったとしたら、ちゃんとそのことが出てきたほうがいいし、話し合われていないんだったら話したほうがいい。なぜなら、危機だ危機だと言いながら、ＬＩＮＫくにたちはみんなでやりましょうみたいになると矛盾してくるからです。だからそこら辺はもう少しフェーズをどう見ているのかというのを分かりやすくやってください。一応意見しておきます。

○【重松朋宏委員】　質疑するつもりなかったんですけれども、委員長のほうから所管の事項について質疑、意見、取扱いしますとおっしゃられたんです。けれども、健康福祉部長がかなりワクチンのことですとか、この総務文教委員会で……

○【遠藤直弘委員長】　ワクチンは大丈夫だと思いますけど、ちょっと１個、稗田委員のところで入っちゃったのがあるので。

○【重松朋宏委員】　健康危機管理対策本部の運営は行政管理部で打っているんですけれども、資料でいうと３項目めのワクチン接種についてとかって総務文教委員会の所管なのか。むしろ逆に教育委員会の報告がないのがちょっと意外なんですけれども、総務文教委員会の所掌で言えば、学校現場のこの間の対応、マスクのことですとか含めての対応の報告があってもしかるべきじゃないかなと。ワクチンの接種については福祉保険委員会だと思うんですけれども、今後も、９月議会以降もこういう形で総務文教委員会で福祉保険委員会の所掌に関わることを報告事項で質疑しちゃってもいいのかなというのは、これも意見として申し上げておきます。

総務文教委員会の所掌である、特に教育委員会の今後のコロナウイルス感染症対策に対する取組状況についてはぜひ報告を、今後するのであれば、きちんとしていただきたいなということを申し上げまして、あと健康危機管理対策本部会議、いつまでどうやっていくのかということについても、確かに状況が変わりつつあるなというのは、かといって打ち切れる状況でもないなと思いますので、管理対策本部会議の中で本質的な、何をどう国立市として検討していくのかというのを、マンネリ化しないように協議をしていっていただきたいということを申し上げておきます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(4)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で、本日の案件は全て終了しました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

○【遠藤直弘委員長】　これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後８時１９分散会

国立市議会委員会設置条例第２９条の規定により、ここに署名いたします。

令和４年６月１５日

総務文教委員長　　遠　藤　直　弘